

令和7年11月10日
総務常任委員会資料
総務・市民協働部総務課

宇治市第5次防犯推進計画の策定について

1. 防犯推進計画について

本市では、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目的に、平成16年に「宇治市安全・安心まちづくり条例」を制定し、平成18年には条例により具体化する「宇治市防犯推進計画」を策定しており、令和3年3月に策定した現在の第4次計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、防犯推進計画改定委員会を設置し、第5次計画の策定を行うものです。

第1回改定委員会を10月20日に開催いたしました。

2. 第1回委員会の主な意見

- 防犯活動のメンバーが高齢化しており、担い手が減少している
- 少年の生活実態が社会情勢の変化等により把握しづらくなっている
- スマートフォンの普及によりSNS等から犯罪に巻き込まれる事案が多い
- 特殊詐欺の被害額が大幅に増加しており、深刻な社会問題となっているため、計画に盛り込んでいく必要がある
- 犯罪の背景には地域社会の希薄化、孤独、孤立がある。社会情勢の変化を押さえていく必要がある
- 防犯、再犯防止及び犯罪被害者等支援に取り組む各団体が抱える課題について知恵を出し合い、連携する仕組みが必要

3. 今後の主なスケジュールについて（予定）

令和7年11月25日： 第2回改定委員会

令和7年12月： 総務常任委員会（初案等について）
パブリックコメント 実施

令和8年2月： 第3回改定委員会

令和8年3月： 総務常任委員会（最終案について）

第1回 宇治市防犯推進計画改定委員会 次第

令和7年10月20日（月）午後2時から
うじ安心館 3階ホール

1. 委嘱状の交付
2. 委員長の選任
3. 議事：宇治市第5次防犯推進計画の策定について
4. スケジュールについて
5. その他

[資料]

	資料名
1	宇治市防犯推進計画改定委員会 委員名簿
2	宇治市防犯推進計画改定委員会 設置要項
3	宇治市防犯推進計画の改定について
4	宇治市第4次防犯推進計画（冊子）※事前配布
5	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画
6	宇治市第5次防犯推進計画策定に係るスケジュール

宇治市防犯推進計画改定委員会 委員名簿

No	団体・役職等	委員氏名
1	京都産業大学 名誉教授	藤岡 一郎
2	宇治市安全・安心まちづくり推進会議 代表	植村 敏和
3	宇治地区保護司会 副会長	切地 祥郎
4	京都保護観察所 統括保護観察官	道野 重信
5	宇治市少年補導委員会 副会長	内田 徹
6	宇治市青少年健全育成協議会 会長	嵩 繁行
7	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 専務理事兼事務局長	中道 教顕
8	宇治市校長会 副会長	小野 由美子
9	宇治警察署 生活安全課長	柞木 一成
10	京都府 文化生活部安心・安全まちづくり推進課参事	浅山 淑子
11	宇治市防犯協会 会長	中川 晴雄
12	宇治・久御山防犯推進委員会連絡協議会 会長	近藤 豊
13	宇治市連合育友会 会長	前畠 臣吾
14	宇治市民生児童委員協議会 会長	奥西 隆三

宇治市防犯推進計画改定委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治市安全・安心まちづくり条例（平成16年3月31日条例第1号）に関し、関係者が連携して同条例第5条防犯推進計画（平成18年3月策定）の改定に必要な事項を検討するため、宇治市防犯推進計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置する。

(担任事項)

第2条 改定委員会は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 宇治市防犯推進計画の見直しに関すること。
- (2) 防犯推進計画改定に係る連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 改定委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次の各号に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が適当と認める者

(委員長)

第4条 改定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、改定委員会を代表し、会務を総理し、改定委員会の会議（以下「会議」という。）の進行を務める。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 改定委員会の庶務は、総務・市民協働部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 委員の委嘱前の最初に行われる会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和7年4月1日）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年8月1日）

この要項は、令和7年8月1日から施行する。

宇治市防犯推進計画の 改定について

第4次防犯推進計画の状況と第5次防犯推進計画の策定に向けて

1. 宇治市安全・安心まちづくり条例と宇治市防犯推進計画

「宇治市安全・安心まちづくり条例」（平成16年4月1日施行）

“安全で市民が安心して生活することができるまちづくり”

地域における課題を明確に捉え、市民、事業者、市及び関係機関等の役割を明らかにし、防犯推進施策を具体化することにより、条例をより実行あるものにするため、宇治市安心・安全まちづくり推進会議における意見等を基に、「宇治市防犯推進計画」を策定する

2. これまでの計画策定、改定のポイントと計画の方向性

宇治市防犯推進計画（平成18年3月策定）

「できる人が、できることから、できる時に」を基本に、
地域の防犯力を向上
「地域のつながりをもって、地域の安全を、地域で守る」
という環境及び体制づくり

※以降、5年毎に改定

宇治市第2次防犯推進計画（平成23年3月改定）

※ワーキング会議設置から推進計画改定委員会へ
安全管理委員会や安全・安心推進専門の定着化、
「宇治市犯罪被害者等支援条例」の施行などを踏まえ、
より効果的・効率的な計画へ

宇治市第3次防犯推進計画（平成28年3月改定）

※推進計画改定委員会
<計画の方向性> 「継続と発展」
1. 子どもの見守りから地域の防犯活動へ
2. 防犯意識の高揚を図るための広報・啓発に重点を
3. 防犯に配慮した環境づくり

宇治市第4次防犯推進計画（令和3年3月改定）

※推進計画改定委員会

「ながら」防犯パトロールの推進、町内会等による
防犯カメラ設置の取組などを支援
「再犯防止施策の推進」を盛り込み、法律に規定する
「地方再犯防止計画」として位置づけ

<計画の方向性>

「地域防犯力の維持・継続」と
「誰一人取り残さない社会の実現」を推進

1. 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進
2. 再犯防止施策の推進
3. 犯罪被害者等に対する支援の充実

地域の実情等を踏まえ、より一層の体感治安の向上と
安全・安心なまちづくりへ

3. 防犯推進に関する第3次計画(H28~R2)における課題と 第4次計画(R3~R7)における主な取り組み

第3次計画での取組状況	課題	方策	第4次計画での取り組み
<p>①子どもの見守りから地域の防犯活動へ</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全管理団体による登下校時の見守り活動 定期的な青色防犯パトロールの運行 「こども110番のいえ」スタンプラリーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化等によるメンバーの減少 メンバーの固定化 	<ul style="list-style-type: none"> 世代交代の促進 住民参加による幅広い見守り 事業者とのさらなる連携 	<ul style="list-style-type: none"> 「ながら」防犯パトロールの推進 LINE登録1,292人、車両661台 青色防犯パトロールの拡充 47台 こども110番のいえ各地域での取組 スタンプラリー、マップづくり
<p>②防犯意識の高揚を図るための広報・啓発に重点を</p> <ul style="list-style-type: none"> HPや市政だよりを活用した防犯講演会等の広報 警察が配信する「防犯ニュース」のHP掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯意識の高揚に結び付いていない 	<ul style="list-style-type: none"> より効率的・効果的な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> 公式LINEでのタイムリーな情報発信 「ながら防犯」登録者、防犯に関心のある方に向けてダイレクトに情報を発信
<p>③防犯に配慮した環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者と連携した防犯カメラ付自動販売機の設置 町内会等への防犯カメラ設置補助事業の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラの町内会向け補助事業の活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会等が積極的に取り組める支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市が設置する防犯（防災）カメラ等 防犯カメラ190台 防災防犯カメラ 14台 町内会等への補助のPRと導入に向けた事前相談の実施 補助台数 62台

一緒に地域や子どもの安全を見守りませんか？

『ながら』防犯パトロール

『ながら』防犯とは、日常の生活を普段通りに送り『ながら』、防犯の視点を持って地域や子どもを見守る活動です。

できる人が、できる時に、できることから

散歩し『ながら』 水やりし『ながら』 仕事し『ながら』 運動し『ながら』

<皆さんにお願いしたいこと> 例えば・・・

- ・見かけない人がウロウロするなどあやしい行動を見かけたら
- 近くの警察署などに連絡してください【宇治警察署：0774-21-0110】
- ・子どものあとをつけている→緊急の場合は迷わず【110番】通報を

『ながら』防犯パトロールにご協力いただける方は、「『ながら』防犯パトロール LINE」にご登録をお願いいたします。
→ご登録いただいた方へは防犯に関する情報を配信させていただきます。

安心
安全

登録の方法は裏面をご覧ください

宇治市総務・市民協働部総務課

町内会・
自治会等の
皆様

令和 7 年度 宇治市防犯カメラ設置事業補助金のご案内

地域の見守りに 防犯カメラを活用しませんか？

防犯カメラ設置にかかる
経費の2分の1を
宇治市が補助します (上限あり)

1つの町内会等につき
2台までを補助対象とします

1台の防犯カメラにつき
上限は10万円です



4. 第4次防犯推進計画 指標と達成状況

No.	指標	R2	R7目標	R3	R4	R5	R6	R7	累計	達成状況
I 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進										
1	安全管理団体登録者数	1,190	1,200	835	847	926	687	694	/	未
2	「ながら」防犯パトロールの取り組む安全管理団体数	-	22	-	-	-	-	22	/	達成
3	「地域安全マップ」作成に取り組む安全管理団体数	6	22	6	6	22	22	22	/	達成
II 再犯防止施策の推進										
4	再犯防止に関する広報啓発のための講演会・研修会の参加者数【累計】	-	1,000	50	50	110	111	R8.2 実施予定	(321)	未
5	「社会を明るくする運動」への参加者数	8,258	8,500	7,735	7,335	7,815	7,316	(7,061)	/	未
III 犯罪被害者等に対する支援の充実										
6	犯罪被害者支援に関する講演会等の参加者数【累計】	-	1,000	50	50	60	135	R7.11 実施	(295)	未
7	「ホンデリング」の回収箱の設置個所数	1	15	17	17	17	16	(17)	/	達成

達成状況に関する要因分析

- ① №1について、安全・安心まちづくり推進会議においても、活動の担い手不足が課題であるとの意見が多くあり、登録者は減少傾向にあり、校区によっては大幅な減員となっている状況から未達成となった。背景には担い手の高齢化やライフスタイルの変化等による地域社会のつながりの希薄化、参加ニーズとのミスマッチ、情報の不足等要因は様々にあると考えられる。
- ② №2について、各校区において「ながら」防犯パトロールに登録し活動し目標を達成できた。地域でのイベントや出前講座等においてPRを実施し、個人の「ながら」防犯パトロールのLINE登録者は1,292人、事業者の車両登録では661台(市公用車含む)に至っている。
- ③ №3について、安全・安心まちづくり推進会議の取り組みとして各校区において取り組みが実施され、目標を達成することができた。
- ④ №4、№6について、毎年度1回講演会を開催し、周知を図る中で、参加者は増加傾向にあるが、目標達成には至らなかった。
- ⑤ №5について、宇治地区保護司会と連携し、小・中学生への同運動に対する標語の募集及び優秀作品の表彰、作文の募集、強調月間（7月）における街頭啓発活動等により目標値に迫るも達成には至らなかった。
- ⑥ №7について、令和3年度には目標を達成し、以降、継続して取り組みを進めることで、犯罪被害者支援に寄与する取り組みとして浸透している。

(参考) ●犯罪被害者講演会：R7.11.26開催 ●ホンデリングの回収箱設置：R7.11.25～12.5

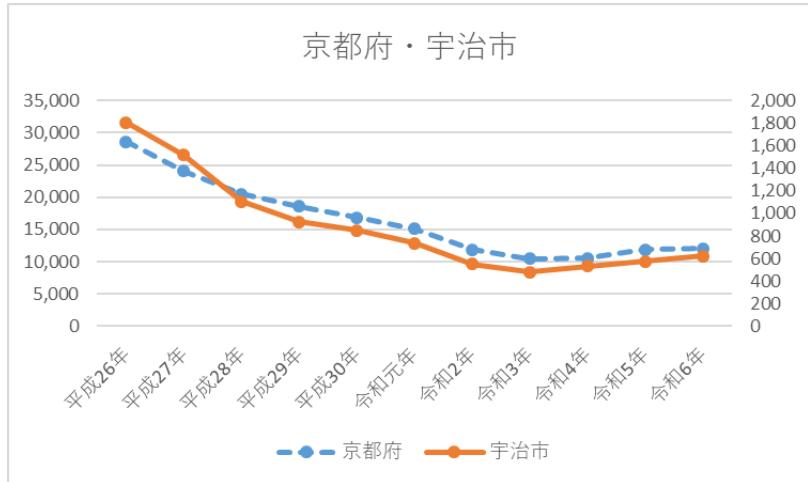
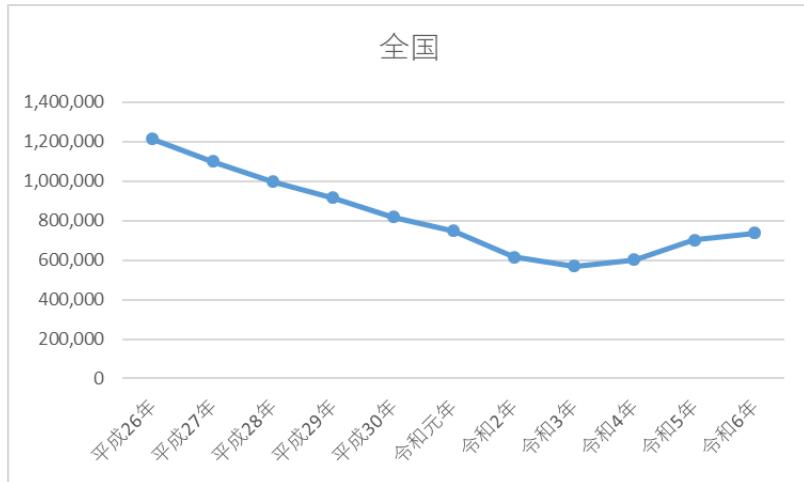
5. 第4次防犯推進計画における課題

施策の柱	課題
I 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○メンバーの高齢化や固定化、担い手不足○幅広い参加を促す仕組みづくり（多様なコミュニティとの連携）○環境整備による犯罪抑止（防犯カメラの設置等）○最新の犯罪情勢への対応
II 再犯防止施策の推進	<ul style="list-style-type: none">○再犯防止につながる市民の理解と関心に向けた啓発○孤立することなく社会に復帰するための支援体制づくり
III 犯罪被害者等に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none">○犯罪被害者等への配慮と理解を深める啓発○ワンストップ窓口の周知と関係機関と連携した支援の充実

6. 犯罪に関する情勢

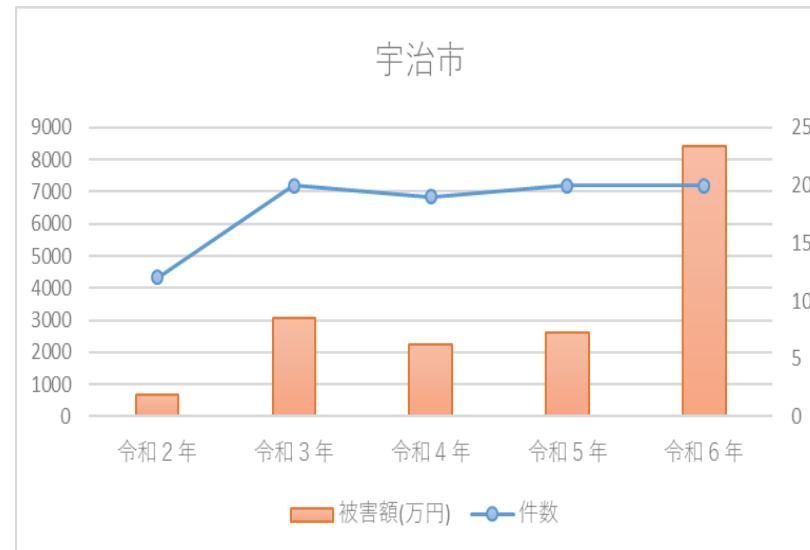
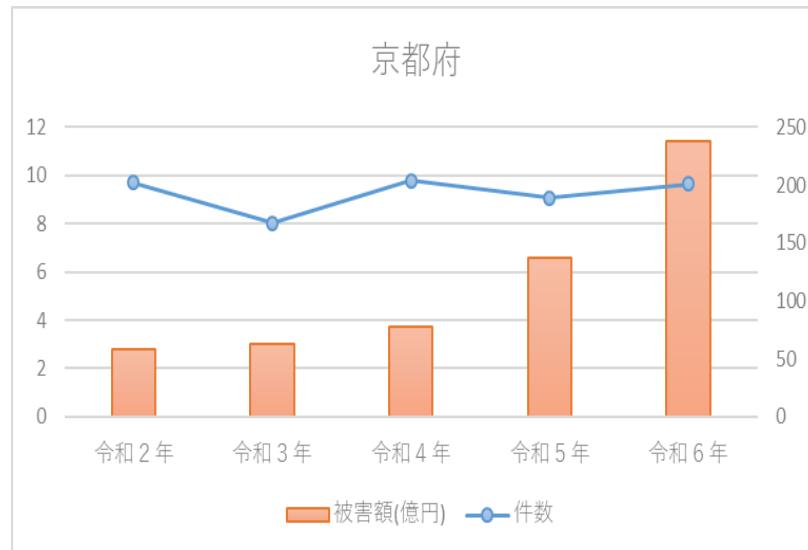
①刑法犯認知件数の推移

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国	1,212,163	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104	601,331	703,351	737,679
京都府	28,671	24,068	20,479	18,603	16,821	15,136	11,851	10,483	10,578	11,885	12,059
宇治市	1,808	1,517	1,105	925	849	736	551	481	533	573	621



②特殊詐欺事件の被害状況の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
京都府 (件数)	202件	167件	204件	189件	201件
被害額	2.8億円	3.0億円	3.7億円	6.6億円	11.4億円
宇治市 (件数)	12件	20件	19件	20件	20件
被害額	686万円	3,068万円	2,244万円	2,614万円	8,402万円



7. 犯罪に関する社会情勢の変化

● 街頭犯罪

新型コロナウイルス感染症による行動制限の解除等に伴い、街頭犯罪（ひったくり、路上強盗、乗りもの盗等）の認知件数が増加傾向に

● 詐欺

手口の巧妙化と多様化、その変化のスピードが増し被害総額も大幅に増加
匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)が深く関与している特殊詐欺やSNS投資型詐欺、ロマンス詐欺等の被害が全国各地で発生

● サイバー事案

スマートフォンの普及に伴い、SNS等で実行犯を募集する手口の強盗等をはじめとした犯罪の実行者を募集する情報がSNS上に氾濫
SNSに起因する事犯の被害児童数の高水準での推移

8. 宇治市計画と京都府計画との対比

宇治市 第4次防犯推進計画（R3～7）	京都府 犯罪のない安心・安全なまちづくり計画（R6～10）
I 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進	I 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進
1 地域における防犯活動の推進	(1)多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり
2 子どもの安全の確保	(2)児童虐待への対策や子どもの安心・安全の確保
3 少年の非行・犯罪被害等の予防	(3)少年の非行・犯罪被害等の予防
	(4)性犯罪、ストーカー、DV等への対策
4 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組	(5)若者や高齢者を対象とした特殊詐欺対策の強化
	(6)サイバー犯罪等への対応
	(7)多様な人が平等に情報を取得し、自己防犯力を高めるための取組の促進
	(8)社会情勢の変化に応じた治安対策の推進
II 再犯防止施策の推進	II 再犯防止施策の推進
1 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために	(1)互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり
2 非行少年等への支援	(2)非行少年等への支援
3 本市及び関係機関等と連携した支援等の実施	(3)関係機関と連携した福祉的施策
4 更生に向けた支援に適切につなぐために	(4)安定した就労や地域社会における定住先の確保 (5)特性に応じた効果的な施策の実施
III 被害者支援等に対する支援の充実	III 被害者支援等に対する支援の充実
1 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実	(1)生活再建のための経済的支援等への取組
2 個々の事情に応じた支援	(2)精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組
3 関係機関と連携した取組の実施	(3)被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談・支援体制の強化 (4)犯罪被害者等支援のための体制整備への取組
4 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	(5)犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組

9. 第5次計画のポイント

施策の柱	ポイント
I 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○住民参加による見守りと体感治安の向上○多様なコミュニティとの連携による新たな取組、柔軟かつ幅広い展開○多様化する犯罪の抑止○最新の犯罪情報の効果的な発信
II 再犯防止施策の推進	<ul style="list-style-type: none">○犯罪等をした人の立ち直りを社会で支えるための市民の関心と理解の醸成○犯罪等をした人の自立へむけた支援
III 犯罪被害者等に対する支援 の充実	<ul style="list-style-type: none">○犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための継続的な啓発○犯罪被害者等が相談しやすい環境づくりと相談窓口の周知

<計画に求められるテーマ>

市民一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」という意識で積み重ねてきた防犯活動に引き続き取り組む中で、ハード面、ソフト面での対策を充実させるとともに多様なコミュニティとの連携による柔軟かつ幅広い展開により安全で市民が安心して生活できるまちづくりを推進する。

また、再犯防止施策と犯罪被害者等に対する支援を関係機関等と連携して推進する。



引き続き「地域防犯力の維持・継続」と「誰一人取り残さない社会の実現」を推進する。

10. 第5次防犯推進計画のイメージ

第5次防犯推進計画の方向性

「地域防犯力の維持・継続」と
「誰一人取り残さない社会の実現」の推進

施策の柱

I	安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進
II	再犯防止施策の推進
III	犯罪被害者等に対する支援 の充実

第4次計画
を継承
+
社会情勢
・ニーズ
の取込

計画の期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

宇治市第4次防犯推進計画

令和3年3月

宇治市



はじめに

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりは、市民の皆様共通の願いです。宇治市では、「安全で市民が安心して生活することができるまちづくり」を目的に「宇治市安全・安心まちづくり条例」を平成16年に施行し、条例に基づき、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「宇治市防犯推進計画」を平成18年に策定し、取組の進捗や社会情勢等を反映しながら5年ごとに見直してまいりました。これらの計画の下、各小学校区には安全管理団体が組織化され、児童・生徒の登下校時における見守り活動が定着するとともに、防犯カメラの設置をはじめ、防犯に関する様々な取組を市民や事業者の皆様、関係機関等と連携しながら行ってまいりました。引き続き、高齢者等の特殊詐欺被害防止への対策や情報化社会に対応した子どもの安全対策など、犯罪や非行が起こりにくい地域環境づくりに向けた取組を推進してまいります。また、「宇治市犯罪被害者等支援条例」を平成22年に施行し、相談窓口の設置や被害に遭われた方等への見舞金の支給など犯罪被害者等に寄り添った支援を行ってまいりましたが、さらなる支援の充実や理解の促進に向けて、関係機関等との一層の連携を図つてまいります。

一方で、刑法犯認知件数については減少傾向にあるものの、検挙者に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていることから、犯罪等をした人を既存の支援施策へ適切につなげられる体制の構築や犯罪等をした人への理解を深めるための取組など、再犯防止対策を関係機関等と連携を図りながら推進してまいります。

今後も、市民や事業者の皆様、関係機関等との連携を図りながら、計画に基づく施策を着実に推し進めていくことにより、安全で市民の皆様が安心して生活することができるまちをつくりあげてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました宇治市防犯推進計画改定委員会委員の皆様、並びにパブリックコメント等を通じて貴重なご意見を賜りました市民や関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

宇治市長　松村　淳子

目 次

第1章 計画の基本的な考え方 ······	1
1 計画改定の背景	
2 計画の位置付け	
3 計画の方向性	
4 計画期間	
第2章 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進 ······	6
1 基本目標	
2 地域における防犯活動の推進	
3 子どもの安全の確保	
4 少年の非行・犯罪被害等の予防	
5 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組	
第3章 再犯防止施策の推進 ······	15
1 基本目標	
2 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために	
3 非行少年等への支援	
4 本市及び関係機関等と連携した支援等の実施	
5 更生に向けた支援に適切につなぐために	
第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実 ······	22
1 基本目標	
2 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実	
3 個々の事情に応じた支援	
4 関係機関と連携した取組の実施	
5 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	
第5章 計画の推進 ······	26
1 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進	
2 再犯防止施策の推進	
3 犯罪被害者等に対する支援の充実	

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の背景

(1) 条例制定とそれ以降の取組

本市では、地域における犯罪を未然に防止するため、市民、事業者、本市及び関係機関等が果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の安全を確保するための施策を推進することにより、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに資することを目的とした「宇治市安全・安心まちづくり条例」（以下「条例」という。）を平成16年4月1日に施行しました。

「宇治市防犯推進計画」は、この条例に基づき、本市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成18年4月に策定、平成23年4月に改定、前回は平成28年度から令和2年度までの計画として改定し、この計画を具体化するための取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎えることにより、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢等の変化に対応し、新たに再犯防止に関する計画を加えて本計画を改定するものです。

(2) 犯罪等に関する社会情勢の変化

ア. 犯罪等の情勢

全国における刑法犯認知件数は、平成8年から平成14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達しました。平成15年からは減少に転じ、令和元年は約75万件と対前年でマイナス8.4%となっています。

京都府においても同様に、平成14年（65,082件）をピークとして減少傾向にあり、令和元年には15,136件と対前年でマイナス10%となっています。

本市においても、全国・京都府同様に減少傾向にあり、令和元年には736件と対前年でマイナス13.3%となっています。

イ. 犯罪等をめぐる社会情勢

近年、少子高齢化、核家族化による高齢者の単独世帯の増加等、家庭での親子間のコミュニケーションや地域における近所づきあいの減少等、人間関係が希薄化し、家族関係をはじめ、地域における絆が弱まってきており、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しているため、多様な主体が連携・協働するなど、新たなコミュニティの形成が必要となっています。

さらに、インターネット通信網の整備やスマートフォンの普及は、人と人とのコミュニケーションの形を変え、インターネットが日常生活に必要不可欠な社会基盤として定着しましたが、違法・有害情報が氾濫し、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の普及により、青少年が性犯罪の被害者となったり、いじめやトラブル等に巻き込まれたりする事案が見られるなど、大きな社会問題となっています。

ウ. 本市の状況・特性

本市における刑法犯認知件数は全国や京都府と同様に減少傾向にあり、令和元年には736件と第3次防犯推進計画を策定した平成28年から369件の減少となりましたが、市民が身近に不安を感じる侵入盗、ひったくり等は依然として発生し、認知件数の約2割が自転車盗などの乗り物盗が占めています。

また、令和元年中、京都府内では高齢者等をねらった振り込め詐欺等の特殊詐欺の認知件数は206件と前年度より51件減少したものの、被害金額が約3億円と犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

更に、犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案やSNS等の利用増加に伴う新たな犯罪等も懸念されています。

エ. 本市の考え方

本市では、平成15年12月に市内小学校において、また平成17年12月には市内学習塾において、児童が被害者となる痛ましい事件が起きたことを契機として、子どもや地域の見守り活動等を行う安全管理団体が全ての市内小学校区に設置されています。近年の刑法犯認知件数の減少は警察力の充実とともに、このような安全管理団体に代表される防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化や市の補助金を活用した町内会等による防犯カメラの設置、事業者と連携した防犯カメラの設置など、社会が一体となって防犯対策に取り組んでいることが相乗効果を発揮しているものと考えられます。

しかしながら、地域防犯活動もメンバーの高齢化による減少や固定化等の課題を抱えています。様々な世代の防犯活動への参加や多様な層の横断的かつ縦断的な連携により、様々な地域課題に対応できる仕組みづくりが求められています。

「安全管理団体」とは？

子どもや地域の安全を見守る地域防犯組織であり、本市では、小学校区ごとに設置されています。各団体では地域の実情に合わせた様々な取組を実施されています。

(3) 再犯防止に関する状況

ア. 再犯防止に関する社会情勢

全国における刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少、刑法犯により検挙された再犯者数も平成18年をピークに減少する中、それを上回るペースで初犯者数が減少し続けたため、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は平成9年以降一貫して上昇傾向にあり、平成30年は現在と同じ統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.8%となりました。こうした状況の中、国においては、国民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現の観点から、政府一丸となって再犯防止対策に取り組み、目標の一つに掲げた2年以内再入率（出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する人の割合）が減少するなど相当の成果をあげてきました。しかし、国の刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていることから、犯罪等をした人が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって実施することが必要となりました。このため、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国の責務（再犯防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務）と地方公共団体の責務（国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務）等が規定されるとともに、平成29年12月には、上述した国の責務を具体化する再犯防止推進計画が策定されました。

イ. 本市の考え方

本市においては、これまでから保護司会等との連携により再犯防止対策を進めてきたところですが、再犯防止に係る取組は「安全で市民が安心して生活できるまちづくり」の更なる推進に向けて不可欠であるとともに、犯罪等をした人が多様化する社会において孤立せず、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会を実現するという観点からも重要な課題と考えています。

(4) 犯罪被害者等支援に関する状況

ア. 犯罪被害者等に関する社会情勢

様々な犯罪等の発生により、社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る可能性がある中、平成16年12月には、「犯罪被害者等基本法」が制定され、平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画が5年ごとの見直しを経て、平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画として閣議決定されました。

イ. 本市の考え方

本市においては、「宇治市犯罪被害者等支援条例」を平成22年4月1日に施行し、見舞金の給付やホンデリング事業など犯罪被害者等や関係団体に対する支援を行つてきました。引き続き、犯罪被害者等に対する社会の理解を深め、犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、総合的かつ継続的な支援が必要であると考えています。

2 計画の位置付け

(1) 宇治市安全・安心まちづくり条例に基づく計画

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況等を踏まえつつ、市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって、安全で市民が安心して生活できるまちづくり施策を総合的に推進するとともに、犯罪に遭ってしまった被害者を置き去りにしないように、「犯罪被害者等基本法」や「宇治市犯罪被害者等支援条例」に基づいて本市の状況に応じた支援施策に取り組み、併せて、犯罪等をした人が社会において孤立することなく市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、安全で市民が安心して生活できるよう、条例第5条の規定に基づき計画を策定します。

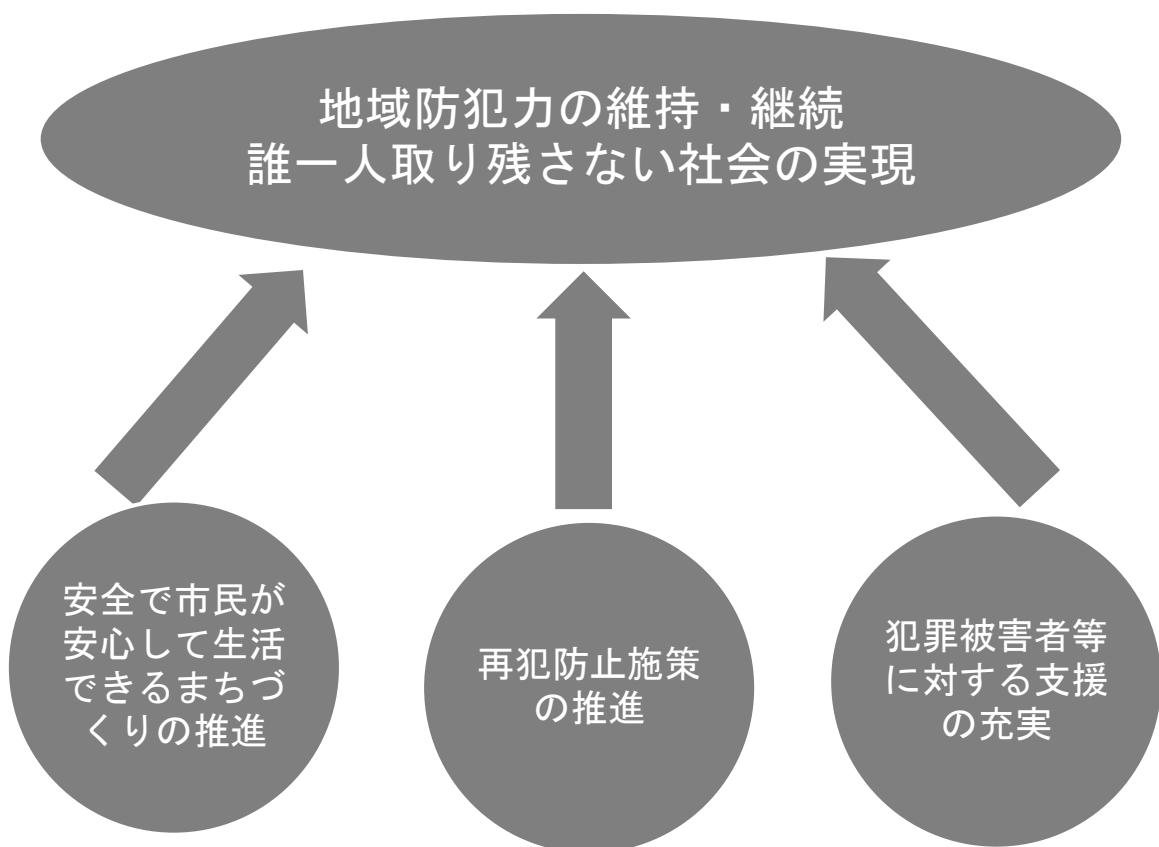
(2) 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画

本計画第3章「再犯防止施策の推進」については、本市における再犯防止に係る現状や課題を踏まえ、国の再犯防止推進計画を勘案して規定するものであり、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に定める地方再犯防止推進計画に位置付けます。

3 計画の方向性

市民一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」という意識で積み重ねてきた防犯活動を引き続き推進するとともに、犯罪被害者等に対する支援を関係機関等と連携して行います。そしてこれら従来からの取組等に対する課題を整理し、再犯防止という新たな内容を計画に取り入れることで、「地域防犯力の維持・継続」と「誰一人取り残さない社会の実現」を推進します。

計画の方向性のイメージ図



4 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

第2章 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進

1 基本目標

犯罪を未然に防止するため、市民の安全に対する意識を高めるとともに、市民、事業者、本市及び関係機関等が一体となって犯罪や非行が起こりにくい地域環境づくりを推進します。

2 地域における防犯活動の推進

(1) 現状と課題

全ての市内小学校区に設置された安全管理団体や防犯ボランティアによる「子どもや地域の見守り活動」は着実に効果をあげていますが、近年、メンバーの高齢化や固定化、担い手不足等が課題となっています。

また、防犯活動の主体や形態は地域によって様々であり、地域で培われてきた活動のノウハウを活かしながら、情報の交換等によりこれまでの取組や新たな取組を実施することができるよう、幅広く柔軟に展開していくことが必要です。

(2) 具体的施策

地域防犯力は地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を発揮するものであり、本計画を推進する上で全ての基盤となるものであることから、安全管理団体や防犯ボランティアによる地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、事業者や大学など様々な主体による自主防犯活動の促進や、情報発信等により、これまで積み重ねてきた地域防犯力を維持・継続するための取組を推進します。

①安全・安心まちづくり推進会議の開催

市内各小学校区の安全管理団体、防犯協会や防犯推進委員連絡協議会などの防犯関係団体、行政で構成される安全・安心まちづくり推進会議において、各地域で培われてきたノウハウや最新の情報等を共有し、それぞれの団体が抱える課題の解決につなげていきます。

②安全・安心まちづくり補助金の交付

各安全管理団体が地域の特性を活かして行う防犯活動に対し、継続して支援を行います。

第2章 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進

③青色防犯パトロールの実施

本市では、青色回転灯を装備した公用車を12台保有しており（令和2年12月末現在）、定期的なパトロールのほか、刃物を持った不審者がいる等の緊迫した状況の際には、即時に青色防犯パトロール車を運行しています。

また、行政のほか、町内会などの地域や少年補導委員会・防犯推進委員連絡協議会などの団体等においても青色防犯パトロールに取り組んでいただいており、（令和2年12月末現在29台登録）地域の状況に応じた、より効果的なパトロールが行われています。

引き続き地域や団体等と連携しながら、青色防犯パトロールを実施します。



青色防犯パトロールの様子（岡屋小学校）

④「ながら」防犯パトロールの推進

地域防犯活動は「息の長い」活動となることが重要です。「できる人ができる時にできることから」を基本に行なうことが必要となる中で、ボランティア不足、空白地の解消に効果が期待でき、日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やす、ペットの散歩やジョギング等の中で行なう「ながら」防犯パトロールをより一層推進します。

⑤防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化

京都府が実施している「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者（団体）表彰」等について積極的に推薦するほか、同じく京都府が実施している活動用資機材の整備等の活性化に向けた支援について積極的に広報していきます。

⑥高校や大学等との連携による防犯活動の促進

本市内の高校や大学等と連携し、学生向けの防犯情報の広報啓発を行います。

⑦広報啓発活動の推進と防犯講演会等の開催

広報誌「市政だより」やホームページを活用し、自転車盗などの身近な犯罪の被害に遭わないための情報等について積極的に広報啓発を行うとともに、市民安全・安心推進旬間（7月10日から19日まで、12月10日から19日まで）に合わせて、「防犯講演会」等を開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く市民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。



防犯講演会の様子

⑧防犯関係情報の効果的な発信

京都府が配信している「防災・防犯情報メール配信システム」の活用や、本市に入ってきた不審者に関する情報等を関係部局と共有し、適宜保護者等に配信するなど、市民の自主防犯意識の高揚を図ります。



「京都府防災・防犯情報メール配信システム」
登録用QRコード（読み取り後、メールを送信）

⑨企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の活用

市内の企業や事業所、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報をまとめた地域安全ニュースが配信される「京すぐメール」への登録を勧めます。



「京すぐメール」
登録用QRコード（読み取り後、メールを送信）

⑩防犯カメラの設置や防犯カメラ設置事業補助金の交付

防犯カメラの設置により市民の体感治安の向上や犯罪抑止効果が期待できることから、本市では、平成26年度から平成30年度にかけて市内の駅周辺や主要幹線道路等に防犯カメラを設置しています。また、平成30年度からは事業者と連携した防犯カメラ付自動販売機の設置に加え、地域によって起こりやすい犯罪は様々であることから、地域の実情やニーズに応じた防犯カメラの設置ができるよう、町内会等が防犯カメラを設置する場合に補助金を交付しています。令和2年度には災害発生時の早期対応も目的に含めた防災・防犯カメラの設置を行っています。今後は学校周辺地域の見守りにも活用できる防犯カメラの設置について、教育委員会と連携して取り組むなど、地域の防犯環境の整備を進めます。

一方、宇治警察署では町内会等の会議等で犯罪発生状況を基にした防犯カメラの有用性や必要性の周知、町内会等が防犯カメラを設置する際の設置箇所に関する相談に応じられていることから、本市ではそのような活動の広報等を通じて、町内会等による防犯カメラの設置へつながるよう努めるなど、引き続き、防犯カメラの設置による体感治安の向上や地域の防犯環境の整備促進に努めます。

⑪管理不全な空き家等への対応

本市では、平成27年1月に「宇治市空き家等の適正管理に関する条例」を施行、平成31年3月には「宇治市空き家等対策計画」を策定し、管理不全な空き家等を発生させない取組として固定資産税納税通知への啓発チラシの同封や空き家情報誌の発行を行っているほか、市民等から管理不全な空き家等に関する相談があった場合には、所有者等を調査した上で注意喚起等を実施しています。適正な管理がなされず、放置された空き家等は衛生面や防災・防犯面でも周辺に悪影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き所有者等に対し適正な管理を促します。

3 子どもの安全の確保

(1) 現状と課題

子どもは犯罪の被害者となりやすく、全国的に見ると凶悪事件が発生しており、本市においても声かけ事案等が発生しています。子どもが防犯に対する意識を身に付けるための防犯教室等を実施するとともに、通学路等における防犯環境の整備や見守り、防犯パトロールを推進する必要があります。また、情報化社会に対応した子どもの安全対策についても求められています。

(2) 具体的施策

子どもの防犯意識の向上を図るとともに、登下校時等に関係機関、団体が連携した見守り活動を行うなど、子どもの安全・安心の確保のための取組を推進します。

①子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施

子ども自ら「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して学習するための体験型地域安全マップ作りや、声かけされた際の対応（ついていかない、すぐ逃げるなど）を学習するための防犯教室の開催など、各校区で実施する子どもの危機回避能力向上に向けた取組を促進します。

②子ども見守りボランティアへの支援の実施

本市の安全・安心まちづくり補助金の交付や子どもの登下校の見守りを行う方へのボランティア保険の加入、資機材の提供など京都府が実施する支援制度の情報提供などで活動を支援します。

③「宇治市子どもの安全を守るネットワーク会議」の開催

12月の市民安全・安心推進旬間において、安全管理団体の活動の充実等を目的に、安全管理団体の委員や保護者等を対象に、講演会や実践報告等を通じて地域ぐるみで子どもの安全を守るために取り組んでいきます。

④あいさつ運動の実施

市民安全・安心推進旬間において、安全管理団体や育友会・PTAと学校に通う子どもたちとの挨拶を強化する「あいさつ運動」を実施しています。地域における絆が弱まっている現状において、地域住民の顔の見える関係づくりとしても効果的と考えられるこの取組を継続して実施します。

⑤「こども110番のいえ」の設置の促進

子どもたちが不審者などからすぐに逃げ込める場所である「こども110番のいえ」に登録する家や事業所の点検・増設、活動要領マニュアルの配布など宇治警察署とともに「こども110番のいえ」の設置の促進を図ります。

⑥通学路の安全確保

小学校の通学路等における危険箇所を明示した地域安全マップを育友会・PTA、町内会、学校、安全管理団体等が連携して作成しています。保護者や地域住民が効果的・効率的に子どもの見守り活動が行えるよう、地域の状況に応じた独自の地域安全マップの作成に関し、参考となる情報の提供を行います。また、町内会等が子どもの見守りのために設置する防犯カメラへの補助を行うとともに、学校周辺地域の見守りにも活用できる防犯カメラの設置について、教育委員会と連携して取り組みます。

赤コース（平尾台）

地域安全マップの一例
(御蔵山小学校)

登校時の見守り活動の様子
(大久保小学校)

4 少年の非行・犯罪被害等の予防

(1) 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導人員は、減少傾向にあり、令和元年の宇治警察署管内における刑法犯少年の検挙人員は32人と過去最少となっていますが、窃盗犯や粗暴犯は依然として多い状況です。

また、SNS等の利用に起因する被害に遭った児童・生徒のうち、約9割が中学・高校生であることから、児童・生徒や保護者等に対しスマートフォン等によるインターネットの利用に潜む危険性とフィルタリングの重要性の広報啓発やインターネットを正しく使いこなす能力の向上を図る取組等が必要です。

(2) 具体的施策

少年は、成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNSをはじめとするサイバー空間等から大きな影響を受けやすいことから、関係機関・団体等と連携し、少年が被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。

①非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催

少年の規範意識の向上を図るため、小・中学生を対象に宇治警察署のスクールサポーター等による、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットを正しく使いこなす能力の向上を題材とした非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。非行の低年齢化やSNSを利用した犯罪の加害者にも被害者にもなる可能性がある現在、現場での指導や呼びかけを行うことで、少年非行の防止を推進します。

②「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会等の主催で「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。町内会等を通じて市民にも参加を呼びかけ、少年非行防止をテーマとした講演会を実施するなど、広く市民に少年非行の現状を知ってもらい、それぞれの立場からできることを意識してもらうよう努めます。

「フィルタリング」とは？

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのことです。

5 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組

(1) 現状と課題

京都府内における特殊詐欺被害については、平成29年をピークに減少傾向にあるものの、依然として発生している状況であり、被害総額も高い水準で推移しています。

被害者の多くを高齢者が占めており、関係機関等と連携した広報啓発活動を展開していますが、手口の巧妙化や多様化が進む中、引き続き特殊詐欺被害防止対策を積極的に推進する必要があります。

(2) 具体的施策

刑法犯認知件数が減少する中、特殊詐欺被害の多発は大きな社会不安となっていることから、常に変化する手口に対応しながら、被害防止機器の利用促進や更に隅々まで浸透する広報啓発等、被害防止や被害の減少に向けた取組を推進します。

①被害防止に有効な機器や最新の手口等の広報等の実施

特殊詐欺対策として有効性の認められる防犯機能を備えた電話等の普及を図るほか、警察から提供される「地域安全ニュース」などに掲載されている最新の手口や流行している手口を市政だよりやホームページ、SNSを通じて幅広い年齢層に向けて広報するなど、タイムリーな情報発信に努めます。

「防犯機能を備えた電話等」とは？

- ・電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、通話中に自動的に通話内容を録音する機能
 - ・迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判別して着信を拒否又は着信ランプ等で警告表示する機能
- などを有した電話機又は電話機に接続する機器を言います。

②消費生活講座や防犯講演会等の開催

特殊詐欺被害に遭う確率が高い高齢者等に対して、防犯講演会などの機会を活用し最新の手口や特殊詐欺に対する有効な手段を学んでもらい、高齢者自身及びその家族等の防御力の涵養を図ります。併せて、近年、インターネット社会を反映した複雑で多様な相談が多く寄せられている中、引き続き、犯罪の未然防止の観点をもって、消費生活センターにおける消費生活市民講座や出前講座等を通じて市民への啓発を図るとともに、地域や関係機関と連携の上、犯罪その他トラブルに巻き込まれやすい高齢者を見守る社会の構築を目指します。



出前講座の様子

③関係機関や事業者等との連携

本市では、宇治警察署員や防犯ボランティア、金融機関職員とともに金融機関窓口等で特殊詐欺被害防止のための広報啓発活動を実施しています。引き続き、宇治警察署や金融機関等と連携し、特殊詐欺被害の未然防止に努めます。

第3章 再犯防止施策の推進

1 基本目標

犯罪等をした人に対して、再犯防止施策を推進することが、安全で市民が安心して生活できるまちづくりにおいて重要であることに鑑み、犯罪等をした人が孤立することなく、地域住民の理解や協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止施策を関係機関等と連携しながら推進します。

また、犯罪等をした人が刑務所等を出所した後、既存の福祉サービスをはじめとした各種制度等を把握できていないために支援が受けられず、生活に困窮し再度犯罪を繰り返すケースもあることから、府内での連携を密にし、既存の支援施策に適切につなげられる体制の構築などを進めます。

2 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために

(1) 現状と課題

犯罪等をした人が、社会において孤立することなく、再び社会に復帰するために、刑事司法関係機関が中心となって再犯防止のための支援が行われてきました。本市では、宇治地区保護司会等と連携しながら、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の街頭啓発などにより、犯罪や非行の防止、犯罪等をした人の更生について理解を深める取組を実施してきました。しかし、犯罪等をした人には、就職や住宅への入居等について、地域社会等の否定的な感情や周囲から受け入れてもらえない孤立してしまうなど極めて厳しい現実があります。したがって、これまで以上に犯罪等をした人に対する市民の理解を深めるための取組を進める必要があります。

(2) 具体的施策

地域において、犯罪等をした人の指導・支援にあたる保護司等の活動紹介や保護司会への支援、犯罪等をした人への理解を深めるための講演会などをを行い市民の関心と理解の醸成を図り、犯罪等をした人が罪を繰り返さず、再び社会を構成する一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進めます。

①保護司会等の活動への支援など

宇治地区保護司会への補助を引き続き行うほか、更生保護サポートセンターでの青少年相談などの活動の広報など、地域で活動している保護司の活動を支援します。

また、保護司等の高齢化などに対応するため、市職員等に対し保護司等の活動を紹介し、人材確保に協力します。

②職員研修や講演会の実施

犯罪等をした人が抱える様々な問題を理解し、適切な対応が取れる市職員等を育成するため、職員研修の機会を確保します。

併せて、犯罪等をした人を受け入れる地域住民に対しても犯罪等をした人の現状等を知ってもらい、理解を深めることができるよう、刑事司法関係機関等と連携しながら、講演会等を実施します。

③再犯防止啓発月間・「社会を明るくする運動」強調月間における広報等の実施

「再犯の防止等の推進に関する法律」第6条に規定されている再犯防止啓発月間（7月）において、犯罪等をした人の再犯防止の重要性について市民の关心と理解を広く深めるため、広報啓発活動を実施します。

また、7月は全ての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」の強調月間でもあります。

本市では、宇治地区保護司会等と連携し、市内のスーパーや駅での街頭啓発の実施や児童・生徒が更生保護について考えるきっかけとして、更生保護に関する標語や作文を募集しています。標語については、「社会を明るくする運動」標語表彰式を開催しており、こうした活動を引き続き実施することで、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。



街頭啓発の様子



標語表彰式の様子

3 非行少年等への支援

(1) 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導人員は着実に減少しているものの、刑法犯少年に占める触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）の割合は増加しており、令和元年は3割を超えるなど非行の低年齢化が進行しています。非行の背景には、複数の要因が複雑に絡んでいるケースもあることから、関係機関が連携して立ち直りに向けた支援を行う必要があります。

(2) 具体的施策

非行等の問題を抱える少年に対して、教育委員会や宇治市青少年健全育成協議会、法務少年支援センター京都（かもがわ教育相談室）等の関係機関と連携・協力し、サポート体制の拡充や非行防止への取組を推進します。

①非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催【再掲】

少年の規範意識の向上を図るため、小・中学生を対象に宇治警察署のスクールサポーター等による、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットを正しく使いこなす能力の向上を題材とした非行防止教室及び薬物乱用防止教室を開催します。非行の低年齢化やSNSを利用した犯罪の加害者にも被害者にもなる可能性がある現在、現場での指導や呼びかけを行うことで、少年非行の防止を推進します。

「法務少年支援センター」とは？

法務省が所管する「法務少年支援センター」では、非行・犯罪問題の専門機関として、本人やその家族等からの依頼に応じ、心理相談のほか、面接や心理検査等の結果を踏まえた助言、研修や講演会等を行っています。少年だけでなく、成人の問題についても相談することができ、刑事司法関係機関をはじめ、保健医療・福祉関係機関等と連携した支援を行っています。

②宇治・久御山児童生徒補導連絡会等の開催

学校、警察及び教育委員会との相互の連携を密にし、補導活動の効果的かつ円滑な推進を図ることで児童生徒の非行防止と健全育成に努めているほか、専門家を招いた「学校支援チーム」による会議を通じ、児童生徒のサポート体制の充実に努めます。

③スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進

小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。

④「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」の開催【再掲】

宇治防犯協会や宇治市青少年健全育成協議会等の主催で「暴力追放・少年非行防止 宇治市・久御山町住民大会」を例年開催しています。町内会等を通じて市民にも参加を呼びかけ、少年非行防止をテーマとした講演会を実施するなど、広く市民に少年非行の現状を知ってもらい、それぞれの立場からできることを意識してもらうよう努めます。



住民大会の様子

4 本市及び関係機関等と連携した支援等の実施

(1) 現状と課題

平成29年法務省調査では、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であった人となっており、不安定な就労が再犯リスクとなっています。

また、刑務所満期出所者のうち、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所する割合が、平成30年では4割を超えており、これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていることも明らかとなっています。

しかしながら、犯罪等をした人を受け入れる先が少ないとや求職活動を行う上で必要となる知識等を有していないために就職に結びつかない場合もあります。

一方で、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、平成29年で22.3%と全世代の中で最も高いことが明らかとなっています。

本市では、生活困窮者自立支援事業などにおいて、生活困窮者が抱えている課題の解決に向けて必要な支援の把握、提供などを行っていますが、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しない又は本人がその制度等を把握していないなどの理由から適切な支援に結びつかない場合があります。

(2) 具体的施策

犯罪等をした人を受け入れる協力雇用主の開拓や確保に努め、就労の定着を推進するとともに、生活困窮者等に対しては適切な福祉施策による支援を推進します。

①総合評価競争入札における評価項目への追加

犯罪等をした人の就労を支援し、再犯を防止する観点から、総合評価競争入札において協力雇用主に関する評価項目を加えるなど、犯罪等をした人を雇用する協力雇用主の開拓、その企業の社会的評価の向上を図ります。

②「労政ニュース」への掲載

「労政ニュース」において、協力雇用主についてや協力雇用主への支援、コレワークの活用、犯罪等をした人を雇用することの意義について周知することを通じて、協力雇用主の開拓・確保に努めます。

③「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援事業の実施

経済的に困窮している人で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な人に対して、「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援事業として、就労準備支援事業の活用等により、自立に向けた支援を行います。

また、経済的に困窮し、住居を喪失し又は喪失のおそれのある人に対し、同法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、安定した生活ができるよう支援します。

④住宅確保要配慮者への適切な住宅の供給

住居に困窮している保護観察対象者等に対し、居住支援協議会における取組等との連携により、適切な住宅の供給を図ります。

「コレワーク」とは？

受刑者や少年院在院者の再犯防止を目的として、就労支援を専門的に行っている法務省の機関であり、収容中の人と事業主の「雇用のマッチング」を進めています。

全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住地等の情報を一括管理しており、事業主の雇用ニーズに適合する人が収容されている矯正施設の紹介や、採用手続に関する支援、刑務所等が実施している職業訓練見学会等の日程調整、個別相談会、雇用セミナー等、事業主の疑問や不安に対する有益な情報を提供しています。

5 更生に向けた支援に適切につなぐために

(1) 現状と課題

犯罪等をした人が刑務所等から出所し、地域社会において生活を送る中で、既存の支援施策等を把握していないために、支援を受けられず、生活に困窮し再度犯罪を繰り返すケースなどが見受けられます。本市での既存の支援施策の周知を行うとともに、既存の支援施策等へ適切につなげるために、刑事司法関係機関や保護司会等との連携が重要です。

(2) 具体的施策

刑務所や少年院、保護観察所等の刑事司法関係機関、保護司会等の更生保護ボランティア等と連携し、犯罪等をした人が出所から地域社会で安定して生活できるまで、必要とする支援へつなげられる体制づくりや支援施策の周知等に努めます。

①本市で取り組んでいる支援施策に関する広報

本市では、犯歴の有無にかかわらず、生活困窮者に対して「生活困窮者自立支援法」に基づく生活困窮者自立支援事業を実施するなど、結果的に再犯防止につながる取組を実施しています。このような取組について、犯罪等をした人が把握できていないために、支援につながらないことも考えられることから、本市で実施している支援施策等を分かりやすく広報します。

②刑事司法関係機関や保護司会等との連携体制の構築

刑事司法関係機関等には、犯罪等をした人のニーズを施設在所中から把握し、必要な支援につなぐための調整が求められていることから、本市では、刑事司法関係機関等や保護司会等の関係機関等との連携体制を構築し、本市の支援施策へつなげていきます。

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

1 基本目標

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう関係機関等と連携しながら取組を進めます。

2 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実

(1) 現状と課題

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、公判に関わるものや医療、福祉、住居等生活全般にわたります。さらに、時の経過とともに、求められる支援内容も変わることから、総合的で継続的な支援が必要です。

(2) 具体的施策

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を総合的・継続的に実施します。

①相談窓口の運用

総務課に設置している相談窓口において、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、状況に応じてワンストップでの対応を行うほか、犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」の活用など、犯罪被害等による心身の負担軽減に向けた支援について、関係機関と連携を図りながら行います。

②犯罪被害者等見舞金の支給

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対して見舞金を支給します。

③府営住宅の特定目的による優先入居募集の広報の実施

居住場所を確保するため、犯罪被害者等を対象とした府営住宅の特定目的による優先入居の募集について、ホームページで広報を行います。

3 個々の事情に応じた支援

(1) 現状と課題

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難を開き、その権利利益の保護を図るために行うものであり、個々の犯罪被害者等の具体的な事情を把握し、その事情に応じた適切な支援が必要です。

(2) 具体的施策

犯罪被害者等の個々の具体的な事情を踏まえて、状況に応じた支援を行います。

①家族等に対する支援

直接的な被害を被った犯罪被害者だけでなく、その家族や関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、適切な支援窓口へつなげるなど細やかな対応を行います。

②潜在化しやすい被害者等への対応

子どもや障害者などは自ら声を上げることが困難であり、被害が潜在化する傾向にあることから、そのような人やその周囲の人が、適切に相談や支援を受けられるよう、府内関係課との緊密な連携を図ります。

③関係機関との連携

犯罪被害者等の置かれた現状や社会復帰の道筋は様々であり、犯罪被害者等が1日でも早く再び平穏な生活を営むことができるようになるには、様々な関係機関による総合的な支援が必要であることから、(公社)京都犯罪被害者支援センターや警察等との連携を強化します。

4 関係機関と連携した取組の実施

(1) 現状と課題

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要な時に、いつでも情報の入手や相談ができる、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかで途切れのない支援を受けられることが重要です。

(2) 具体的施策

(公社) 京都犯罪被害者支援センターと緊密に連携を図りながら、犯罪被害者等支援に関する取組を推進します。

① (公社) 京都犯罪被害者支援センターとの連携

(公社) 京都犯罪被害者支援センターと犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結するとともに、同センターに対し財政的支援を行います。また、同センターとの連携のもと職員研修や講演会の開催、広報啓発活動などに取り組みます。

② ホンデリングの実施

古本等の売却収益を(公社)全国被害者支援ネットワークの活動資金として寄付することができる「ホンデリング」の回収箱を設置するとともに、市民や事業者等に対して「ホンデリング」に係る広報を実施します。



市役所に設置している回収箱



集まった本など

「ホンデリング」とは？

「本（ホン）で支援の輪（リング）が広がってほしい」という願いを込めて名付けられた活動です。寄贈された本の売却代金は寄付として、(公社)全国被害者支援ネットワークが行う犯罪被害に遭われた人への支援活動に役立てられます。

5 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

(1) 現状と課題

犯罪被害者等の支援にあたっては、犯罪被害者等の名誉やプライバシーが尊重されるよう、最大限に配慮し、その尊厳を守っていく必要があります。そのため、平穏な生活への配慮の重要性等について、市民の理解を深め、支援を広げるための広報啓発が継続的に実施することが重要です。

(2) 具体的施策

犯罪被害者等への支援の必要性に対する市民の理解の浸透に向けた広報啓発を実施するとともに、犯罪被害者等の相談窓口や支援窓口の周知を進めます。

①犯罪被害者等への理解を深め、支援を広げるための広報啓発

犯罪被害者等の置かれた状況や支援の重要性等について市民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等を利用してFMうじでの放送や市政だよりへの掲載など効果的な広報啓発活動を実施します。

②各種相談窓口・支援窓口の広報等

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、各種相談窓口の周知を進めます。

第5章 計画の推進

1 安全で市民が安心して生活できるまちづくりの推進

(1) 安全・安心まちづくり推進会議による推進

防犯の推進を図るために、安全・安心まちづくり推進会議において、各地域で培われてきたノウハウや最新の情報等を共有し、地域の実情に応じた取組を推進し、その進捗状況の評価を適時実施します。

(2) 市・市民・事業者等との連携による推進

条例第1条に基づき、本市では市民や事業者等と連携して防犯に取り組んできました。引き続き、市民・事業者等と連携し取組を進めます。

(3) 高校や大学等との連携による推進

学生向けの防犯情報の発信や防犯に関する取組への参加などを通じて、学生の防犯意識の高揚を図るなど、本市内の高校や大学等と連携しながら効果的な取組を進めます。

(4) 本計画における指標

これまで積み重ねてきた地域防犯力を維持・継続するうえで課題である扱い手不足に対応するため、安全管理団体の登録者数の維持及び「ながら」防犯パトロールに取り組む団体の増加を図ります。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
安全管理団体登録者数	1,190人	1,200人
「ながら」防犯パトロールに取り組む安全管理団体数	—	22団体

通学路や地域における危険箇所を把握することで、効果的な子どもの見守り活動や地域の防犯環境の整備促進が期待できることから、地域の状況に応じた「地域安全マップ」の作成を推進します。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
「地域安全マップ」作成に取り組む安全管理団体数	6団体	22団体

2 再犯防止施策の推進

(1) 本市による計画の推進

総務課にワンストップ窓口を設置し、庁内での連携を密にして、犯罪等をした人が必要とする既存の支援施策へとつなげられる体制の構築を進めます。

(2) 刑事司法関係機関等との連携による推進

犯罪等をした人が出所する際に、本市での支援施策を把握し、活用することができるよう、刑事司法関係機関等と連携しながら取組を進めます。

(3) 保護司等の更生保護ボランティアとの連携による推進

地域において犯罪等をした人の指導・支援にあたる保護司等の更生保護ボランティアと連携し、地域住民の関心と理解を深める取組を進めます。

(4) 本計画における指標

これまで取り組んできた「社会を明るくする運動」の街頭啓発などに加え、犯罪等をした人に対する市民の理解を深めるための講演会等を開催し、市民の関心と理解の醸成を図ります。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
再犯防止に関する広報啓発のための講演会・研修会の参加者数	—	1,000人 (累計)
「社会を明るくする運動」への参加者数	8,258人 (令和元年度 実績)	8,500人

3 犯罪被害者等に対する支援の充実

(1) 本市による計画の推進

総務課にワンストップ窓口を設置しており、庁内での連携をさらに密にして具体的施策に取り組みます。

(2) 京都府や京都府警察、(公社) 京都犯罪被害者支援センター等との連携による推進

犯罪被害者等支援に関する情報を正確に把握し、適切な支援へつなげるため、京都府や京都府警察、(公社) 京都犯罪被害者支援センターなどの関係機関と連携しながら取組を進めます。

(3) 本計画における指標

(公社) 京都犯罪被害者支援センター等との連携による講演会等の開催を通じて、市民の犯罪被害者等への理解を深めます。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
犯罪被害者等支援に関する講演会等の参加者数	—	1,000人 (累計)

犯罪被害者等に対する市民の理解を深め、支援を広げるため、古本等の売却収益が犯罪被害者等を支援している(公社) 全国被害者支援ネットワークの活動資金に寄付される「ホンデリング」の回収箱の設置箇所を増設します。

活動指標	令和2年度 実績	令和7年度 目標
「ホンデリング」の回収箱の設置箇所数	1箇所	15箇所

資料編

1	相談窓口等一覧	30
2	宇治市内の交番管轄図	33
3	犯罪発生状況等	34
4	京都府内の再犯者数、再犯者率の推移	36
5	宇治市防犯推進計画改定委員会 委員名簿	37
6	計画改定までの経過	37
7	関係法令等	38

1. 相談窓口等一覧

①第2章「防犯」関連の相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日等
市の防犯に関する総合的なことについて	宇治市 総務課 (☎20-8700)	月～金（祝除く）の 8:30～17:15
「こども110番のいえ」について	宇治警察署 生活安全課 (☎21-0110)	
特殊詐欺に関することについて		
消費生活（悪質商法等）に関する ことについて	宇治市消費生活センター (☎20-8796)	月～金（祝除く）の 9:00～12:00、 13:00～16:00
不登校、いじめ、学習、学校生活など の親子の悩みについて	ふれあい教育相談 (☎39-9179)  読み取り後、 メール送信 	月～金（祝除く）の 13:00～17:00
学校や家庭教育、学校における活 動に関することについて	宇治市 学校教育課 (☎21-1879)	月～金（祝除く）の 9:00～17:00
いじめ、不登校、子どもの行動で 気になることについて	宇治市 教育支援課 (☎21-1890)	月～金（祝除く）の 9:00～17:00

②第3章「再犯防止」関連の相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日等
市の再犯防止に関する総合的なことについて	宇治市 総務課 (☎20-8700)	月～金（祝除く）の 8:30～17:15
青少年相談	宇治地区更生保護サポートセンター (☎23-2335)	毎月第3火（祝日の場合は翌日）の13:00～16:00
生活困窮者自立支援事業について	宇治市 生活支援課 (☎20-8784)	月～金（祝除く）の 8:30～17:00
受刑者・少年院在院者の雇用について	法務省 コレワーク近畿 (☎0120-29-5089)  読み込むと、法務省ホームページ内のコレワークのページに移動します。	月～金（祝除く）の 10:00～17:00
非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係など	法務少年支援センター京都 (かもがわ教育相談室) (☎075-751-7115)	月～金（祝除く）の 9:00～12:15、 13:00～16:30

③第4章「犯罪被害者等支援」関連の相談窓口

相談内容	相談窓口	相談日等
市の犯罪被害者等支援に関する問合せ	宇治市 総務課 (☎20-8700)	月～金（祝除く）の 8:30～17:15
犯罪被害に関する相談	(公社) 京都犯罪被害者支援センター (☎0120-60-7830)	月～金（祝除く）の 13:00～18:00
	全国共通ナビダイヤル (☎0570-783-554)	7:30～22:00 (12月29日から 1月3日までを除く)

④宇治市内の警察署、交番

名称	所在地	電話番号
宇治警察署	宇治宇文字 2-12	21-0110
伊勢田交番	伊勢田町中山 26-5	44-2991
宇治駅前交番	宇治里尻 5-9	23-6370
大久保交番	広野町西裏 118	43-5115
小倉交番	小倉町老ノ木 30-5	21-2352
木幡交番	木幡南山畠 33-5	32-7046
西宇治交番	伊勢田町毛語 153-8	23-7572
東宇治交番（平安なでしこ交番）	五ヶ庄折坂 56-2	31-8219
槇島交番	槇島町二十四 56-8	22-5110
六地蔵交番	六地蔵奈良町 72-31、32	31-6255
広野交番（平安なでしこ交番）	広野町尖山 4-1197	43-0110

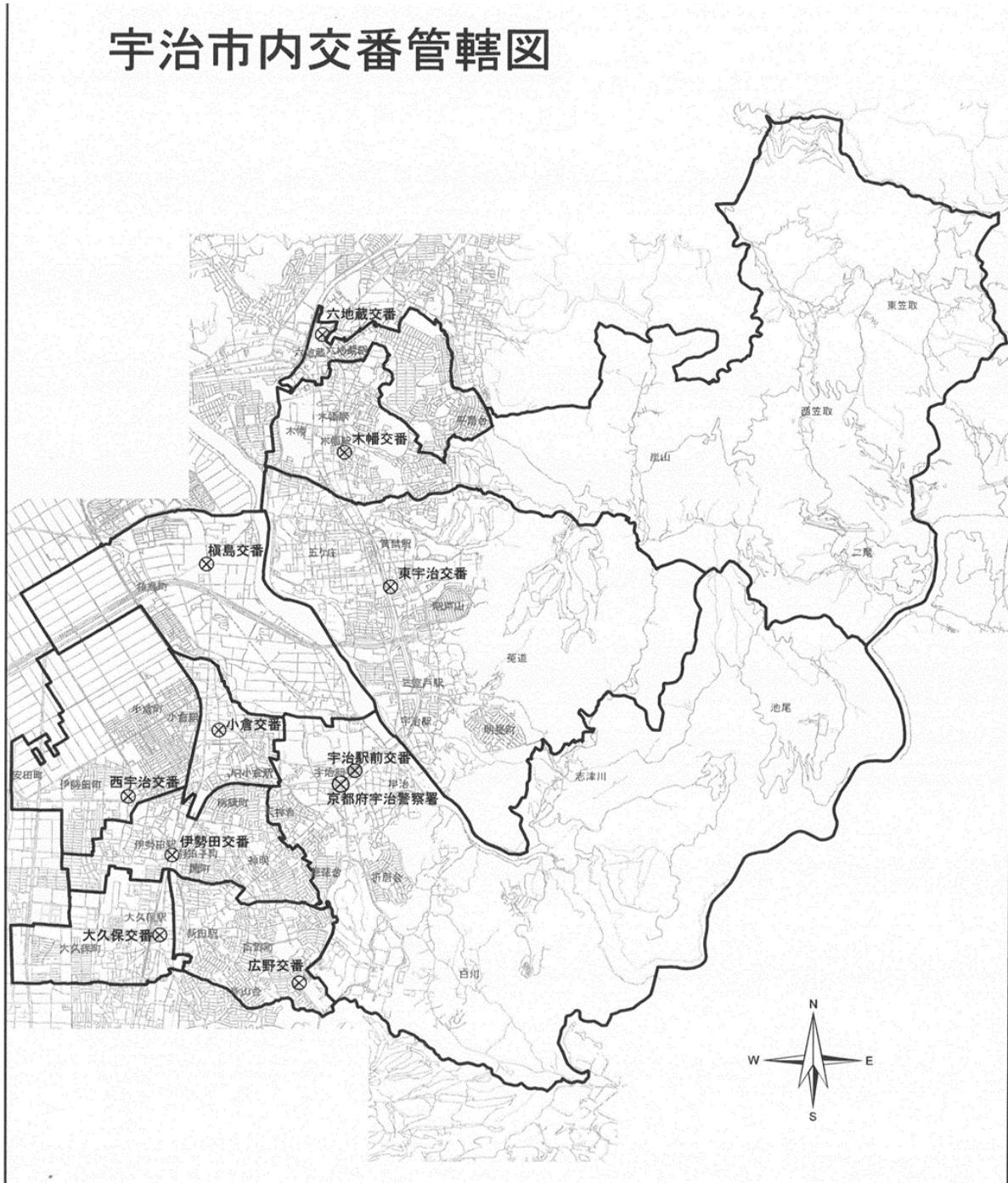
「平安なでしこ交番」とは？

性犯罪などの被害対応や女性、高齢者、子どもからの相談などに24時間対応する女性警察官がいる交番のことを言います。女性警察官を中心となって見守り活動や合同パトロールなど、地域の皆さんと力を合わせて地域の安全を守っています。

なお、「平安なでしこ交番」はこのマークが目印です。



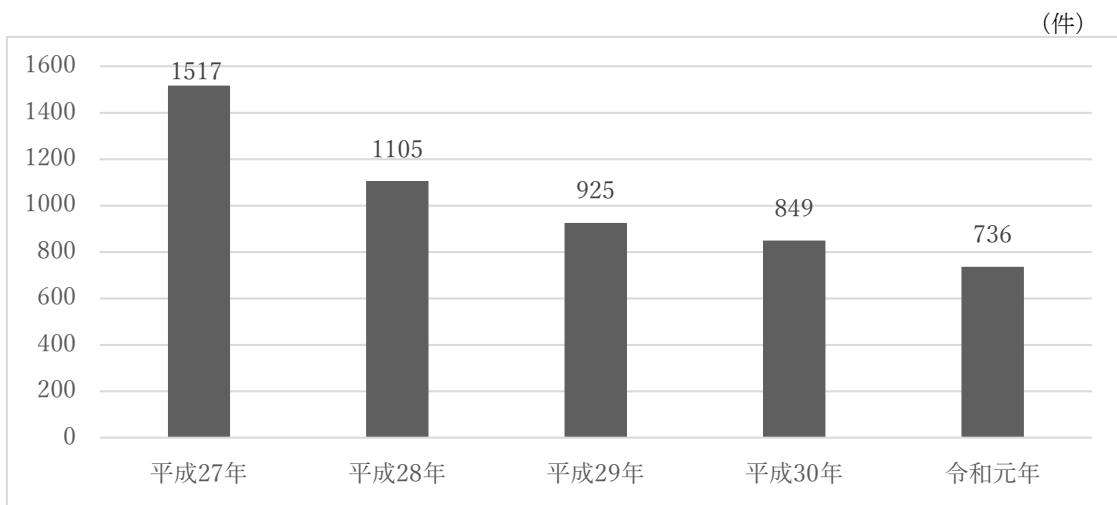
2. 宇治市内の交番管轄図



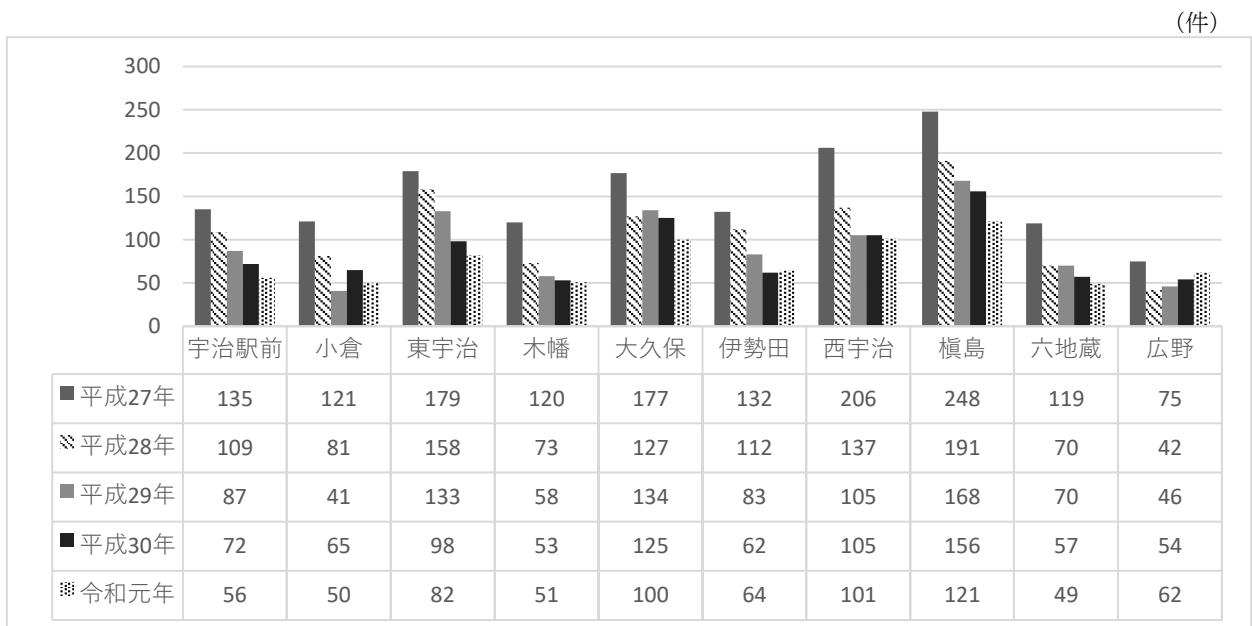
3. 犯罪発生状況等

—京都府警察本部犯罪統計書より—

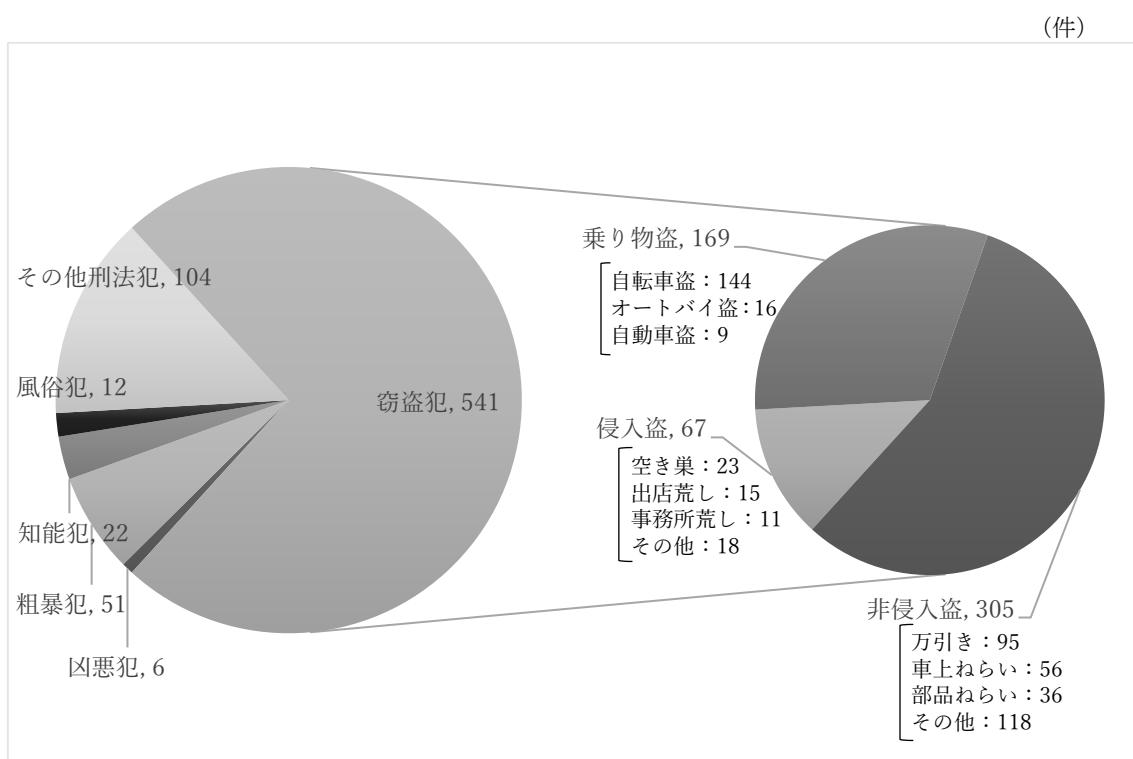
①宇治市内の刑法犯認知件数の推移



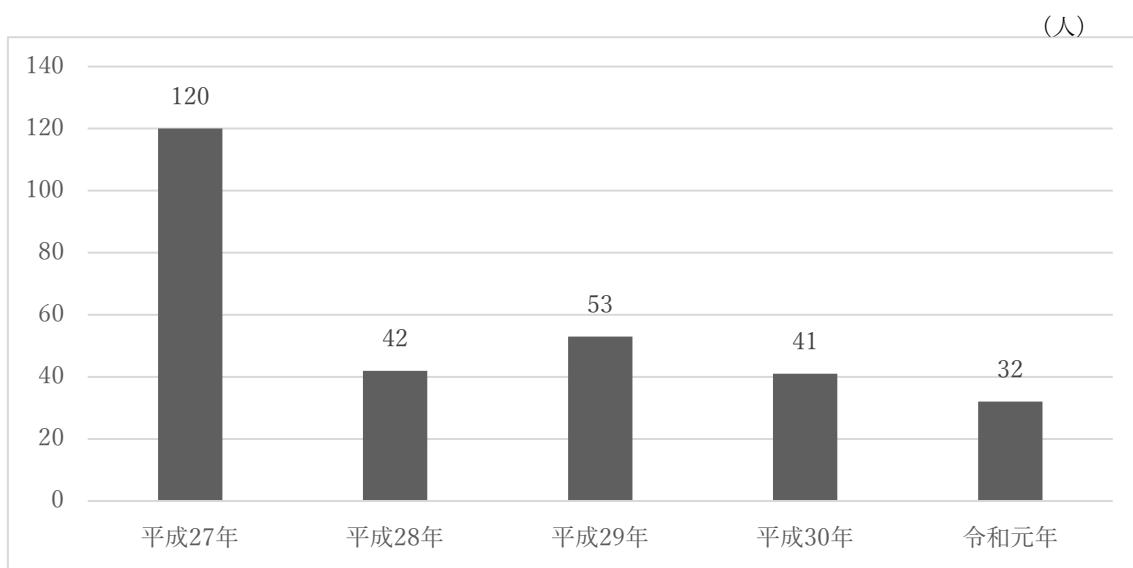
②宇治市内の交番別刑法犯認知件数の推移



③令和元年中における宇治市内の刑法犯認知件数（罪種別）



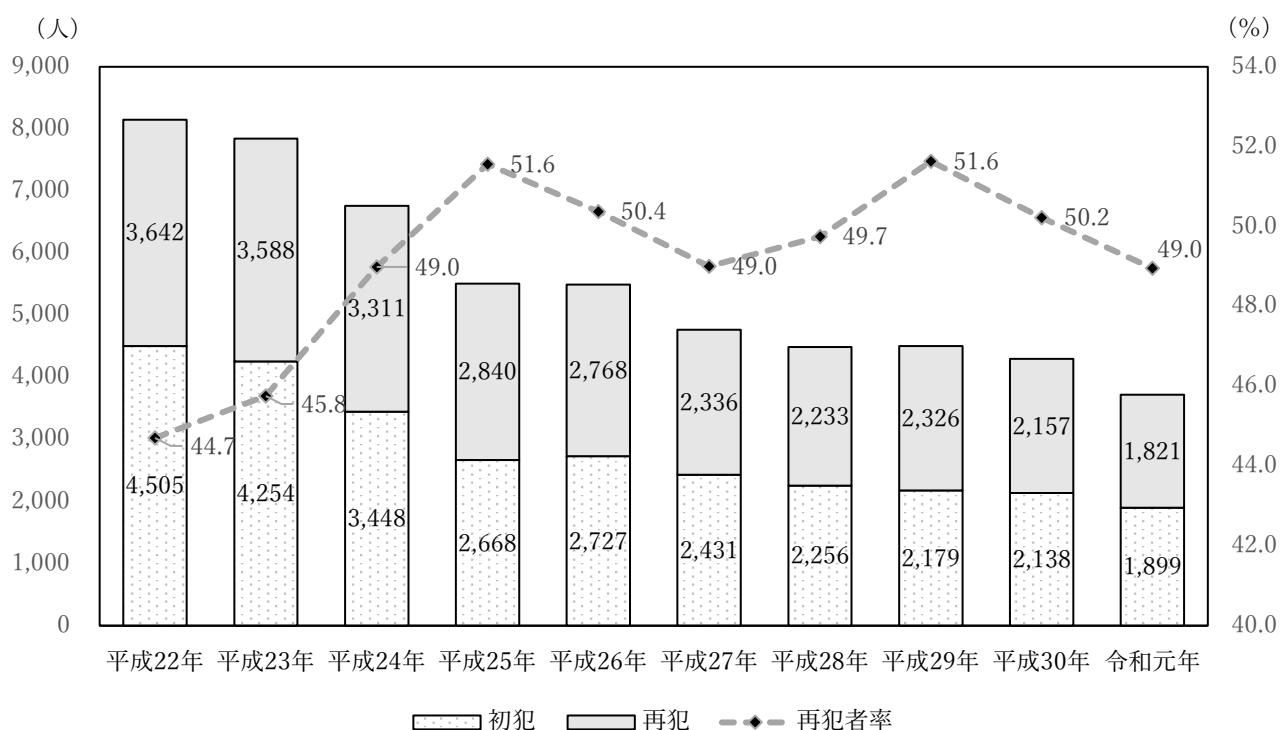
④宇治警察署管内の刑法犯検挙人員（少年）の推移



4. 京都府内の再犯者数、再犯者率の推移

—京都府警察本部犯罪統計書より—

\	刑法犯総数 (人)			再犯者率 (%)
		初犯 (人)	再犯 (人)	
平成 22 年	8,147	4,505	3,642	44.7
23 年	7,842	4,254	3,588	45.8
24 年	6,759	3,448	3,311	49.0
25 年	5,508	2,668	2,840	51.6
26 年	5,495	2,727	2,768	50.4
27 年	4,767	2,431	2,336	49.0
28 年	4,489	2,256	2,233	49.7
29 年	4,505	2,179	2,326	51.6
30 年	4,295	2,138	2,157	50.2
令和元年	3,720	1,899	1,821	49.0



5. 宇治市防犯推進計画改定委員会 委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授	委員長
各種団体等	植村 敏和	宇治市安全・安心まちづくり推進会議 代表	委員長代理
	岡田 甚一	宇治地区保護司会 会長	
	鳶 繁行	宇治市青少年健全育成協議会 会長	
	部 正永	宇治市少年補導委員会 会長	
	富名腰 由美子	公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター 事務局長	
関係行政機関 の職員	海老瀬 正純	宇治市校長会 会長	
	中尾 敏文	宇治警察署 署長	
	井関 好之	京都府 府民環境部 安心・安全まちづくり推進課 参事	
	河本 朱美	京都保護観察所 統括保護観察官	
市職員	本城 洋一	宇治市 総務部長	
	星川 修	宇治市 福祉こども部長	
	伊賀 和彦	宇治市教育委員会 教育部長	

6. 計画改定までの経過

	開催日	開催場所	会議内容
第1回	令和2年7月30日	宇治市役所	情勢の整理、計画骨子の確認
第2回	8月28日	宇治市生涯学習センター	前計画の取組課題の整理等
第3回	9月17日	宇治市生涯学習センター	事務局案の提示
第4回	10月20日	宇治市生涯学習センター	計画初案の取りまとめ
第5回	令和3年2月	メール等にて 実施	計画最終案の取りまとめ

7. 関係法令等

宇治市安全・安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、地域における犯罪の発生を未然に防止するため、市、市民及び事業者が協同して防犯に取り組み、防犯意識の高揚及び防犯の推進を図ることにより、安全で市民が安心して生活することができるまちづくりに資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、広報、啓発、環境整備その他の必要な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、関係機関及び関係団体と連携を図るものとする。

3 市は、市民及び事業者が実施する自主的な防犯活動に対し、必要な支援、情報提供等を行うものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、自ら日常生活における安全の確保を図り、互いに協力して自主的な防犯活動を実施するよう努めるとともに、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たつて、防犯のために必要な措置を講じ、その所有又は管理に係る土地、建物その他工作物を適正に管理するよう努めるとともに、第2条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯推進計画)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により市が実施する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯の推進に関する計画（以下「防犯推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、防犯推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ次条に規定する防犯推進組織の意見を聴かなければならない。

(防犯推進組織の設置)

第6条 市長は、防犯の推進を図るため、防犯推進組織を置くものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

再犯の防止等の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十四日)

(法律第百四号)

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）

第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。

- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。
(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一條 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(検討)
- 2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日)

(法律第百六十一号)

改正 平成二六年六月二五日法律第七九号

同二七年九月一一日同第六六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかつた。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならぬ。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

- 2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(平二六法七九・一部改正)

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第六七号で平成一七年四月一日から施行)

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

宇治市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国及び京都府その他の地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る民間の団体その他の関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等の生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金を支給することができる。

(住居の提供等)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等に対し、別に定めるところにより、一時的な利用のための住居の提供等を行うことができる。

(教育活動の実施)

第9条 市は、学校等において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について児童等の理解を深めるため、道徳教育その他の教育活動を実施するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等及び犯罪被害者等の支援について市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

宇治市第4次防犯推進計画

令和3年3月

発行：宇治市 総務部 総務課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話 0774-20-8700

FAX 0774-20-8778

E-mail soumuka@city.uji.kyoto.jp

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

京 都 府

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」目次

事 項	ページ
第1章 計画改定の基本的な考え方	1
1 計画の趣旨	1
2 計画改定の背景	1
(1) 条例制定とそれ以降の取組経過	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 犯罪等に関する社会情勢の変化	3
(ア) 全国の状況	3
(イ) 京都府の状況	4
3 計画の重点事項	7
(1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策	7
(ア) これまでの主な取組	7
(イ) 現状・課題	7
(ウ) 施策の方向性	8
(2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化	9
(ア) これまでの主な取組	9
(イ) 現状・課題	9
(ウ) 施策の方向性	11
(3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施	12
(ア) これまでの主な取組	12
(イ) 現状・課題	12
(ウ) 施策の方向性	12
(4) 子ども、女性、高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援	13
(ア) これまでの主な取組	13
(イ) 現状・課題	13
(ウ) 施策の方向性	18
4 施策展開の基本	19
(1) 地域住民等の参画と協働を通じた地域コミュニティの強化、人材確保と組織・団体間の情報共有	19
(2) 基本人権への配慮	19
(3) 総合的な行政の対応、国、市町村等との連携	19
5 計画期間	19
第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	20
1 基本方針	20
2 施策の目標	20
3 具体的施策	20
(1) 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり	20
(ア) 府民、京都府、市町村、警察、企業、NPO等の連携体制の構築	20
(イ) 交番・駐在所機能の充実・強化	21
(ウ) 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施	22

事　項	ページ
(工) 犯罪防御システムを活用した犯罪抑止対策の推進	22
(オ) 防犯環境の整備による地域防犯力の向上	23
(2) 児童虐待への対策や子どもの安心・安全の確保	23
(ア) 児童虐待防止のための総合対策の実施	23
(イ) 子どもや家庭が抱える複合化した課題に対する切れ目のない支援体制の強化	24
(ウ) 子どもの安全の確保に向けた取組の推進	24
(3) 少年の非行・犯罪被害等の予防	25
(ア) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進	25
(イ) 児童の性被害防止対策の推進	26
(ウ) 消費者被害の防止の推進	26
(4) 性犯罪、ストーカー、DV等への対策	26
(ア) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化	26
(イ) ストーカー総合対策の実施	27
(ウ) DV防止対策の更なる強化	28
(5) 若者や高齢者を対象とした特殊詐欺等対策の強化	28
(ア) 最新の研究・技術を活用した特殊詐欺対策の強化	28
(イ) 関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発	29
(ウ) 関係機関と連携した消費者被害防止に向けた広報啓発	29
(工) 少年や若者を安易に犯行に加担させないための広報啓発	29
(6) サイバー犯罪等への対応	29
(ア) ネット安心アドバイザー制度を活用した情報モラルの向上や犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動及び人材育成の推進	29
(イ) ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進	30
(ウ) 高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化	30
(工) 子どもや高齢者などのネット取引被害防止の推進	30
(オ) 中小企業への情報セキュリティ対策の実施	30
(7) 多様な人が平等に情報を取得し、自己防犯力を高めるための取組の促進	30
(ア) 情報アクセシビリティの向上	30
(イ) 訪日外国人や留学生が犯罪に巻き込まれないための広報啓発の推進	30
(8) 社会情勢の変化に応じた治安対策の推進	31
(ア) 侵入窃盗犯罪対策の推進	31
(イ) 自転車盗対策の推進	31
(ウ) オーバーツーリズム対策による安全・安心なまちづくりの推進	31
(工) 関係機関、団体等との連携による被害防止対策の推進	31
第3章 再犯防止施策の推進	32
1 基本方針	32
2 施策の目標	32
3 具体的施策	32
(1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり	32
(ア) 国、京都府、市町村、警察、民間協力者等の連携体制の構築	33

事　項	ページ
(イ) 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援	34
(ウ) 職員研修の実施	35
(エ) 広報啓発活動の推進	35
(2) 非行少年等への支援	36
(ア) 非行少年等への立ち直り支援	36
(イ) 低年齢の非行少年及び保護者への支援	36
(ウ) 少年たちの居場所づくり	36
(エ) 非行防止学生ボランティア等との連携による就学・就労に向けた支援	37
(オ) 京都少年鑑別所との協定に基づく少年の特性に応じた支援	37
(カ) 京都府立洛南病院における薬物治療支援	37
(キ) スクールソポーターによる規範意識向上の取組	37
(ク) 「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」の定期開催	37
(ケ) 福祉的支援を必要とする少年、若者への継続した支援	37
(3) 関係機関と連携した福祉的施策	38
(ア) 高齢者や障害のある人等への支援	38
(イ) 薬物依存を有する人への支援	38
(ウ) 当事者関係者への適切な支援	39
(4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保	39
(ア) 安定した就労のための施策	39
(イ) 地域社会における定住先の確保のための施策	40
(5) 特性に応じた効果的な施策の実施	41
(ア) 児童虐待を行った保護者に対する再加害防止	41
(イ) 性犯罪、ストーカー、DV加害者に対する再加害防止	41
(ウ) 暴力団離脱の働きかけ強化	41
第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実	42
1 基本方針	42
2 施策の目標	42
3 具体的施策	42
(1) 生活再建のための経済的支援等への取組	42
(ア) 日常生活の支援	42
(イ) 居住の安定	43
(ウ) 雇用の安定	43
(エ) 経済的負担の軽減	43
(2) 精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組	44
(ア) 心身に受けた影響からの回復	44
(イ) 安全の確保	44
(ウ) 保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援	44
(エ) 刑事手続参加への支援の充実	44
(オ) 損害賠償請求に関する情報提供の充実	45
(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談・支援体制の強化	45

事　項	ページ
(ア) 児童虐待被害者に対する支援の充実	45
(イ) 性暴力被害者に対する支援の充実	45
(ウ) ストーカー被害者等に対する支援の充実	45
(エ) DV被害者に対する支援の充実	46
(オ) 家族等に対する支援の充実	46
(カ) 報道、インターネット等を通じて二次被害を受けた人への支援及び防止への取組	46
(キ) 京都府自殺ストップセンターの支援の充実	46
(4) 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組	47
(ア) 京都犯罪被害者支援センターへの支援	47
(イ) 犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーター（社会福祉士等）によるワンストップ支援体制の充実	47
(ウ) 市町村におけるワンストップ窓口等の充実	48
(エ) 大規模な事案における支援の充実	48
(オ) 府内に住所を有しない人等への支援	48
(カ) 人材の確保及び育成	48
(5) 犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組	49
(ア) 二次被害を生じさせない配慮、教育、広報の促進	49
(イ) 学校等における児童生徒等の犯罪被害者等への理解の促進	49
(ウ) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発	49
(エ) 各種相談窓口・支援窓口の広報、情報アクセシビリティの向上等	50
第5章 計画の推進	51
1 推進体制の整備	51
(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	51
(ア) 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進	51
(イ) 京都府による計画の推進	51
(ウ) 市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携	51
(エ) 「セーフコミュニティ」による推進	51
(オ) 大学等と連携した推進	52
(カ) 企業等と連携した推進	52
(2) 再犯防止施策の推進	52
(ア) 京都府再犯防止推進ネットワークによる推進	52
(イ) 京都府による計画の推進	52
(ウ) 市町村や関係機関との連携	52
(3) 犯罪被害者等の支援	53
(ア) 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進	53
(イ) 京都府による計画の推進	53
(ウ) 市町村や関係機関との連携	53
2 施策の実施	53
(参考資料1) 2018（平成31）年以降に制定・施行・改正された法律等	54

事　項	ページ
(参考資料2) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりにおける関連計画等	56
(参考資料3) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会	58
(統計資料) 京都府における犯罪情勢等	59

～ 第1章 計画改定の基本的な考え方～

1 計画の趣旨

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況を踏まえつつ、京都府、市町村、警察、事業者、府民などが一体となって、本府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するための計画として策定するものです。

2 計画改定の背景

(1) 条例制定とそれ以降の取組経過

- 犯罪等により府民生活の安心・安全が脅かされ、また、犯罪被害者等に対する理解や支援が十分とはいえない状況を踏まえて、平成16年12月、府議会において、議員提案による初の政策条例として、全会派一致により可決され、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年京都府条例第42号）」（以下「安心・安全まちづくり条例」という。）が制定されました。
- 本府は、平成17年12月に安心・安全まちづくり条例第3条の規定に基づき、市町村及び府民と連携・協力して、犯罪のない安心・安全なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援に関する計画を策定し、以降3回の改定を行ってきました。
- 平成28年12月に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」第8条第1項の規定により、地方再犯防止推進計画の策定の努力義務が課されていることから、現在の「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」（以下「計画」という。）において、新たに、再犯の防止を計画の柱の一つとして盛り込み、当該施策を推進することにしました。
- 今回の改定は、計画の基本目標を一定程度達成することができたことを踏まえ、本府の現状及び課題を整理し、外部委員の意見を聴取し、社会情勢の変化に応じた新たな対応や見直しを行うものです。

(2) 計画の位置付け

「京都府総合計画」

将来構想

2040年の展望

- 「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」
- ◇人と地域の絆を大切にする共生の京都府
- ◇環境と共生し安心・安全が実感できる京都府

基本計画

<計画期間：2023～2026年度>

- 3つの視点 >> 安心・温もり・ゆめ実現
- 8つのビジョンと基盤整備 >> 災害・犯罪等からの安心・安全の実現
- 分野別基本施策 >> 犯罪や事故のない暮らし

京都府犯罪のない 安心・安全なまちづくり計画

- 防犯まちづくり
- 再犯防止施策の推進
- 犯罪被害者等に対する支援の充実

<関連計画>

- ・交番・駐在所等の機能充実・強化プラン
- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画
- ・依存症等対策推進計画 等

<根拠法令等>

- ・京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例 第3条
- ・再犯の防止等の推進に関する法律 第8条
- ・京都府犯罪被害者等支援条例 第9条

持続可能な開発のための2030アジェンダ(2015年国連サミットで採択された行動計画)の達成に向けた

犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言

—第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンгрレス)令和3年3月採択—

- 持続可能な開発のための2030アジェンダにおけるSDGs(持続可能な開発目標)
府、警察、市町村、事業者、府民等が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進し、社会経済情勢の変化や地域のつながりの希薄化に対応した持続可能なまちづくりに取り組むことで、国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献します。

※関連する主な目標



(3) 犯罪等に関する社会情勢の変化

(ア) 全国の状況

- ・ 全国における刑法犯の認知件数は、平成15年からは一貫して減少してきたところでしたが、令和4年は60万1,331件と戦後最少となった令和3年を5.8%上回っており、今後の動向について注視すべき状況にあります。
- ・ 地球環境の変化と人間関係の複雑化、人口構成の変化、科学技術の進展及び新型コロナウイルスの流行などにより、近年、社会情勢は大きく変化しています。また、日本を取り巻く国際情勢も目まぐるしく変化しています。
- ・ 人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化し、より複雑化することになりました。単身世帯や高齢者が増加する中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されており、令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）」が成立しました。
- ・ 令和4年3月に公表された内閣府の世論調査でも、インターネット上の情報の氾濫や入手の容易性、人と人との「つながり」の希薄化などを要因として「治安が悪化している」とする評価が相当の割合で存在しています。
- ・ 地域社会において自治会等の加入率の低下など、地域のつながりの希薄化への危機感が高まっており、自治会、地域組織、NPOなど地域コミュニティの多様な活動の活性化が求められています。
- ・ 全ての人が生きがいを感じられる社会の実現に向けて、女性活躍、孤独・孤立対策、子ども政策等の様々な取組が進められています。他方、特殊詐欺は、高齢者を中心に被害が深刻な状況にあり、また、性犯罪、ストーカー、DV、児童虐待等も多く発生するなど、犯罪等の被害は社会的に弱い立場の人たちに集中しています。
- ・ 特に性犯罪に関しては、被害者や支援団体の熱心な活動に応えるため政府は、令和5年3月、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を策定し、対策の強化に取り組んでいます。令和5年6月には、性犯罪に関する刑法の改正法が成立しました。
- ・ デジタル化の進展に伴い、ランサムウェア、ハッキング等のサイバー攻撃、フィッシング詐欺、不正薬物の売買、マネー・ローンダリング、子どもの性的搾取、虐待、SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺等が増加しています。

(イ) 京都府の状況

本府においても、全国の状況と同様に、社会経済情勢の不安定化が進む中で、少子高齢化や人口減少、それに伴う地域社会の衰退といった従来からの構造的な課題も、より深刻化しています。

コロナ禍においては、特に高齢者や子ども達が、住み慣れた地域社会の中で、安心して暮らせる居場所・環境づくりの重要性が浮き彫りになりました。

誰もが未来に夢や希望を抱いていけるよう、コミュニティの重要性を認識しながら、人々の支え合いによる「あたたかい社会」づくりを進めいくことが必要です。

【防犯まちづくり】

- ・ 本府においては、刑法犯認知件数は、全国と同様に平成14年（6万5,082件）をピークとして減少しており、令和4年は1万578件と前年比では0.9%増加したものの、ピーク時と比べるとマイナス83.7%と、全国（マイナス78.9%）を上回る率で減少しています。
- ・ 認知件数の内訳を見ると、窃盗犯の占める割合が全国と比較するとやや多く、更に窃盗犯に占める割合が最も多い自転車盗は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の行動制限等により、令和2年及び3年は大きく減少したもの、令和4年には再び増加に転じています。
- ・ 子どもや女性を対象とした性犯罪や犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案、ストーカー・DV事案、SNSを利用した事案やサイバー犯罪の発生など、社会の変化に伴う新たな犯罪も大きな不安を与えています。
- ・ 令和4年の特殊詐欺の認知件数は204件で前年比37件、22.2%の増加、被害額は3億7,306万円で前年比7,713万円、26.1%の増加と、件数は5年ぶりに増加に転じ、被害額は2年連続で増加するなど深刻な情勢であり、被害者は65歳以上の高齢者が約8割を占めています。
- ・ 令和4年の刑法犯の検挙人員の年齢別の内訳を見ると、70歳以上が19.8%、次いで20歳から29歳が17.7%を占めています。また、70歳以上の検挙者のうち、万引きや置引き等を含む非侵入盗が70.2%、20歳から29歳で他の年齢と比べ特に多い罪種は、詐欺、強盗、強制性交となっています。
- ・ 近年の刑法犯認知件数の減少は、警察署や交番・駐在所の再編整備など警察力の充実とともに、府民や地域の安心・安全に関わる様々な団体が、交番・駐在所等を核に、警察・行政と連携し、地域の実情に応じた防犯活

動等に取り組むネットワークである府民協働防犯ステーションの全交番・駐在所への設置や子ども・地域安全見守り隊に代表される地域防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化の両輪によるものであり、地域の絆きずなを再生する取組が、犯罪の起こりにくい社会の実現に結びついているものと考えられます。

- しかしながら、防犯ボランティア活動も、従事者の減少傾向が続き、現従事者の高齢化や固定化などの課題を抱える地域もあり、多様な層のより多くの府民や近年拡大しつつあるC S R活動（社会貢献活動）に取り組む事業者の参画を促進し、横断的な連携により様々な地域課題に対応することができる仕組みづくりが求められています。

【再犯防止】

- 平成28年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律において、地方自治体の責務が明記され、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されたところ、本府では現行の犯罪のない安心・安全なまちづくり計画策定に合わせて、初犯防止の施策の強化とともに、再犯防止を計画の柱の一つとして盛込み、施策を推進しています。
- 再犯者数は減少してきましたが、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は、約5割を占め、令和4年の再犯者率は50.5%となっています。
- また、全国における2年以内の再入所に係る犯行時に住所不定であった人の割合（平成29年から令和3年までの5年平均）は、罪種別で窃盗（36.2%）、傷害・暴行（25.4%）、性犯罪（18.5%）覚醒剤取締法違反（17.3%）、特性別では、65歳以上（33.3%）、女性（10.3%）、少年（8.9%）となっています。
- 保護司の安定的な確保は、喫緊の課題として、国が総力を挙げて様々な取組を進めているところであり、令和3年度からは、保護司活動の年齢の上限を76歳から78歳に引き上げたことにより、保護司数は若干増加したものの、高齢化は顕著な状況であり、今後、更に担い手の確保へ向けた取組が求められています。

【犯罪被害者等支援】

- 社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者になり得る可能性がある中、平成16年12月に、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が制定され、平成17年12月に犯罪被害者等基本計画が策定されました。以降、5年ごとの見直しを経て、令和3年3月に第4次犯罪被害者等基本計画が閣議決定されたところです。

- ・ 本府においても犯罪被害者サポートチームによる連携強化や平成26年4月までには、府内全市町村において被害者支援に特化した条例が制定されるなど、犯罪被害者等施策は着実に進展してきましたが、社会情勢が大きく変化する中で、被害者の方々が直面する様々な課題に対しては、早期に適切な支援へつなげるとともに、被害者等を社会全体で支え、中長期的に寄り添う支援の充実が必要であることから、犯罪被害者等支援に特化した京都府犯罪被害者等支援条例（令和5年京都府条例第8号）を令和5年4月1日に施行しました。
- ・ この条例の制定を契機として、これまで行ってきた被害直後の初期段階における支援を拡充するとともに、被害者等の状況や意向に沿った中長期にわたる支援を実施するためのコーディネーター（社会福祉士等）を配置し、関係機関が一体となってワンストップで支援を行うため、支援調整会議を設置しました。また、被害者等の経済的負担軽減のため、転居、被害者参加制度の利用に伴う弁護士費用及び旅費の一部を助成する事業を新たに開始したところです。
- ・ また、警察庁の調査や本府が実施したアンケートにおいて、約7割の被害者等が支援につながっていない実態があることから、更に被害者支援窓口の周知を図るとともに、被害者等が相談や支援の求めをしやすい環境の醸成が必要です。

3 計画の重点事項

- (1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策
- (2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化
- (3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施
- (4) 子ども、女性、高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援

(1) 犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策

(ア) これまでの主な取組

- コロナ禍で孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となる中、令和5年5月31日に「孤独・孤立対策推進法」が成立しました。
- 孤独・孤立状態に陥るきっかけとして考えられる事案として、生活困窮、高齢、障害、病気、子育て、犯罪被害、性暴力、DV、児童虐待に関する対策等を実施するとともに、自殺防止に関する取組を実施しています。

(イ) 現状・課題

- 本府における生活困窮者自立支援制度における相談受付件数は、コロナ禍の影響で、急増しています。

	H30	R1	R2	R3	R4(暫定)
新規相談受付件数	2,553件	2,647件	9,941件	8,075件	5,895件

(出典：厚生労働省報告（京都市含む）)

- 本府においては、年々、単身世帯は増加しており、既に約4割を占めています。今後も増加傾向にあり、単身世帯の高齢化も進むと推計されます。

	H22	H27	R2	R7推計	R12推計	R17推計	R22推計
単身	35.8%	38.2%	41.2%	40.4%	41.3%	42.0%	42.5%
上記のうち65歳以上が占める割合	30.2%	34.3%	36.8%	37.5%	39.2%	41.5%	45.0%

(資料：国勢調査（総務省）、日本の世帯数の将来推計（平成31年4月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

- 養護者による高齢者虐待は、増加傾向にあり、令和4年度は過去最多となりました。

	H30	R1	R2	R3	R4
相談・通報件数	1,128件	1,213件	1,209件	1,318件	1,374件
虐待認定件数	665件	599件	653件	699件	719件

(参考：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査)

- コロナ禍において、障害者への家庭内における虐待は、相談・通報件数及び認定件数ともに平成30年度の約2倍超増加しています。

	H30	R1	R2	R3	R4
相談・通報件数	67件	82件	140件	159件	183件
虐待認定件数	36件	40件	72件	86件	85件

(参考：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律に基づく状況等に関する調査)

(ウ) 施策の方向性

- ▶ 犯罪の根底には社会的孤独・孤立があることも少なくありません。また、犯罪を契機にして新たな孤独・孤立が生じることもあります。これらの問題への対応には、福祉的支援のみならず、地域での見守りも不可欠です。課題が複雑かつ複合的であることから、領域を越えて行政、福祉団体、企業、NPOなどの関係機関が情報共有し、それぞれの強みをいかした課題の解決体制を構築します。
- ▶ 困難を抱える当事者の声を聴き、同じ目線での支援の在り方を検証します。当事者を支援の人材として共に取組を進め、困難を抱える人、回復を支援する人、民間の自助グループやボランティア団体など連携・協力のフォーラム（情報交換の場）創りをサポートします。
- ▶ 相談に訪れた住民の困り事の背景に思いを馳せ、細やかな対応のできる行政職員の養成を目指します。そのために、当事者や支援者の相談にワンストップで対応することができる体制の整備に努めます。

(2) 地域の実情に応じた活動・支援の担い手の育成及びコミュニティの活性化

(ア) これまでの主な取組

【防犯まちづくり】

- 府民協働防犯ステーションの活動に係る財政的支援
- 地域における防犯まちづくりに功労のあった個人・団体への顕彰
- 事業者による防犯C S R活動の支援
- 学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」による啓発活動
- 学生サイバー防犯ボランティアによる情報モラルの啓発

【再犯防止】

- 京都府保護司会連合会等への運営費等の補助
- 非行少年等の居場所（ユース・コミュニティ）の設置運営
- 当事者を中心に課題共有型「えんたく」方式による研修会の実施
- 少年非行防止学生ボランティアによる立ち直り支援

【犯罪被害者等支援】

- 京都犯罪被害者支援センターへの運営支援

(イ) 現状・課題

● 府民協働防犯ステーションの活動状況（地域別・令和4年）

	ステーション数	構成団体数	年間活動回数	1ステーション当たり平均活動回数
京都市内	138	1,096団体	23,009回	167回
山城地域	49	310団体	11,209回	229回
南丹地域	39	227団体	7,727回	198回
中丹地域	37	245団体	5,940回	161回
丹後地域	34	311団体	6,507回	191回
合計	297	2,189団体	54,392回	183回

（出典：京都府警察本部提供資料）

（主な活動内容）

- ・朝夕の子ども見守り活動、夜間合同防犯パトロールの実施
- ・高齢者向け防犯講習会や地域安心・安全マップづくり講習会の開催
- ・青色防犯灯付自転車による「ながらパトロール」の実施
- ・年金支給日における金融機関前での振り込め詐欺被害防止啓発活動
- ・警察署との情報交換 等

- 府内の防犯ボランティアは年々減少し高齢化が進んでおり、令和4年末時点での平均年齢が60歳以上の団体は、約6割を占めています。

防犯ボランティアの状況	団体数	人数
H30	888団体	75,520人
R4 (H30からの増減)	863団体 (▲25団体)	69,652人 (▲5,868人)

(出典：京都府警察本部提供資料)

- 府内の保護司の人数は減少しており、高齢化が著しく、地域における人間関係が希薄化する中、保護司活動に伴う不安や負担が大きくなっています。

保護司の状況	人数
H30	1,087人
R4 (H30からの増減)	1,048人 (▲39人)

(出典：法務省提供資料)

- 専門的な知識と経験を要する付添等の直接的支援のニーズが増える中、支援を担う京都犯罪被害者支援センターの支援員（ボランティア）の確保が課題となっています。

センターの支援状況	相談（電話、面接等）	直接的支援
H30	992件	262件
R4 (H30からの増減)	1,001件 (+9件)	448件 (+186件)

(出典：京都犯罪被害者支援センター提供資料)

- 本府が令和4年2月に行った犯罪被害者支援施策における市町村担当者へのアンケートでは、人材育成や府民の理解促進に関して、市町村単独での取組が困難との回答が多く、人手不足がいずれも上位理由として挙げられています。

困難と思われる取組（上位順）	困難であると思う理由の上位3項目
大学との連携	①人手不足②他機関で行うのが望ましい③大学がない
学校における教育	①人手不足②他機関で行うのが望ましい③情報不足
事業者への理解促進	①人手不足②他機関で行うのが望ましい③財政的課題、情報不足
職員研修の実施	①人手不足②財政的課題、情報不足、他機関で行うのが望ましい
住民への理解促進（講演等）	①人手不足②財政的課題③情報不足

(出典：京都府文化生活部資料)

(ウ) 施策の方向性

- ▶ 総務省が推進する「地域コミュニティ活性化」の取組と合わせて、地域の防犯力を高めるための働きかけを積極的に行っていきます。
- ▶ 世代や生活スタイルに合わせた活動時間や方法を工夫しながら、地域防犯活動に参加しやすい環境を創ります。
- ▶ 法務省が推進する保護司適任者の安定的確保に向けた取組と連携し、矯正行政や保護司活動への理解促進のための「矯正展」や「社会を明るくする運動」などのイベントと連動した広報・啓発活動を更に推進します。
- ▶ 犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保に向けた活動や研修に協力し、積極的に支援していきます。

(3) デジタル社会に対応した防犯対策及び教育の実施

(ア) これまでの主な取組

- 府警察サイバーセンターの設置による対策強化
- ネット安心アドバイザー、学生サイバー防犯ボランティアによる講演実施
- Ksisnet（ケーシスネット・京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）における情報発信
- SNS等を活用した注意喚起のための情報発信、詐欺等発生情報の配信

(イ) 現状・課題

- SNSを利用した子どもへの犯罪や加害行為の増加への対応
- SNSを利用した強盗や特殊詐欺などの犯罪実行者募集情報に安易にのる若年者の増加への対応
- 犯罪被害者やその家族に対するインターネット上の誹謗中傷への対応

(ウ) 施策の方向性

- ▶ 児童買春・児童ポルノ、詐欺等のサイバー犯罪の被害防止の取組を強化します。
- ▶ ネット安心アドバイザーや学生ボランティアの確保と教育機関との連携を推進します。
- ▶ 国が実施する各種相談窓口の紹介及びインターネット上の誹謗中傷に詳しい弁護士等の相談機会を提供します。

(4) 子ども、女性、高齢者等の安全確保及び被害等への重層的支援

(ア) これまでの主な取組

【防犯まちづくり】

- 子ども・地域安全見守り隊への活動支援（資機材交付及び保険加入）
- 子どもの発達段階に応じた「防犯教育プログラム」に基づく防犯教室の実施
- 小・中学校及び高等学校等での非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施
- 京都ストーカー相談支援センター（K S C C）における支援
- 金融機関、コンビニ等と連携した特殊詐欺被害の未然防止

【再犯防止】

- 非行少年等立ち直り支援チーム事業（ユース・アシスト）が関係機関と連携し、少年一人ひとりに適した支援を実施
- 刑事司法手続の入口段階における福祉サービスの利用調整支援を地域生活定着支援センターにおいて実施
- DV加害者自らが加害に気付き、加害を繰り返さないためのプログラムの実施
- ストーカー加害者のカウンセリング等に係る公費負担制度の運用

【犯罪被害者等支援】

- 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都S A R A）や京都犯罪被害者支援センター等におけるカウンセリング、弁護士相談の費用負担や直接的支援の実施
- 中高生向け「いのちを考える教室」の実施

(イ) 現状・課題

① 子どもを取り巻く状況

- 府内における刑法犯及び特別法犯の少年の検挙・補導人員は減少しています。

少年非行等 の状況	刑法犯			特別法犯		
	少年	犯罪少年	触法少年	少年	犯罪少年	触法少年
H30	735人	492人	243人	173人	145人	28人
R4 (H30からの増減)	465人 (▲270人)	283人 (▲209人)	182人 (▲61人)	149人 (▲24人)	131人 (▲14人)	18人 (▲10人)

（出典：京都府警察本部「少年非行等の実態」）

- 福祉犯の被害少年数は全体的に減少している中、性被害は増加しています。令和4年の被害少年のうち中学生及び高校生が約7割を占めます。

福祉犯の被害少年	児童 福祉法	二十歳未 満ノ者飲 酒禁止法	二十歳未 満ノ者喫 煙禁止法	風営法	労基法	青少年健全 育成条例	児童買春・ 児童ポルノ法	その他	合計
H30	1	5	16	11	2	65	39	2	141
R4 (H30からの増減)	4 (+3)	1 (▲4)	14 (▲2)	4 (▲7)	0 (▲2)	41 (▲24)	47 (+8)	2 (0)	113 (▲28)

(出典：京都府警察本部「少年非行等の実態」)

- 薬物乱用少年のうち、大麻取締法違反は増加しています。

少年非行等の状況	大麻取締法	麻薬取締法	覚醒剤取締法
H30	16人	1人	1人
R4 (H30からの増減)	30人 (+14人)	1人 (0人)	0人 (▲1人)

(出典：京都府警察本部「少年非行等の実態」)

- 令和4年7月に警察が府内の中学生及び高校生を対象に行ったアンケート結果では、子どもたちの身近に違法薬物の誘惑が迫っている状況が分かれています。

違法薬物に関するアンケート調査	中学生 (8,188人)	高校生 (8,172人)
大麻は身体に有害でない又は分からぬ い	695人 (8.5%)	609人 (7.5%)
違法薬物の使用に誘われたことがある	19人 (0.2%)	40人 (0.5%)
上記のうち友達や先輩・後輩から誘わ れたとの回答	8人 (19人に對し42.1%)	27人 (40人に對し67.5%)
違法薬物を試してみたいと思ったこと がある	87人 (1.1%)	124人 (1.5%)
違法薬物を手に入れることができる	98人 (1.2%)	148人 (1.8%)
上記のうち入手方法をインターネット とした回答	77人 (98人に對し78.6%)	120人 (148人に對し81.8%)

(出典：京都府警察本部中学生・高校生に対する「違法薬物に関するアンケート調査」結果（令和4年）)

- 府内におけるいじめの認知件数は小・中学校、高等学校で減少していますが、全国的な傾向として、顕在化しにくいネットいじめに関しては、憂慮すべき状況にあるとの指摘があります。

いじめの認知件数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
H30	20,885件	3,171件	624件	161件
R4 (H30からの増減)	15,702件 (▲5,183件)	2,777件 (▲394件)	387件 (▲237件)	163件 (+2件)

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

- 府内における小・中学校の不登校児童生徒数は増加しており、要因は様々ありますが、コロナ禍における影響も指摘されています。

不登校児童数	小学校	中学校	高等学校	高等学校中退
H30	722人	2,278人	910人	1,028人
R4 (H30からの増減)	1,970人 (+1,248人)	3,657人 (+1,379人)	1,189人 (+279人)	913人 (▲115人)

(出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

- 全国的には子どもの相対的貧困率は下がっていますが、ひとり親家庭の貧困率は依然として高い状況にあります。

貧困率 (全国)	貧困線	相対的貧 困率	子どもの 貧困率	子どもがい る現役世帯	大人(18歳以 上)が一人		大人(18歳以 上)が二人以上
					大人(18歳以 上)が一人	大人(18歳以 上)が二人以上	
H30	124万円	15.7	14.0	13.1	48.3	11.2	
R3 (H30からの増減)	127万円	15.4 (▲0.3)	11.5 (▲2.5)	10.6 (▲2.5)	44.5 (▲3.8)	8.6 (▲2.6)	

(出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」、令和3年新基準による)

- 児童虐待に対する社会的関心の高まりを背景として府内における児童虐待に関する相談・通告数は大幅に増加しています。

児童虐待相談・通告	府内3児相（速報値）	京都市
H30	2,104件	2,128件
R4 (H30からの増減)	2,721件 (+617件)	3,288件 (+1,160件)

(出典：京都府健康福祉部及び京都市子ども若者はぐくみ局資料)

● 令和4年度の年齢別内容別児童虐待件数（※府内は相談受理件数、京都市は認定件数として公表）

内容別		0～2歳	3～学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	府内	134	100	162	99	79	574
	京都市	85	107	220	101	53	566
性的虐待	府内	0	2	5	8	10	25
	京都市	1	3	4	2	2	12
ネグレクト	府内	91	108	151	55	42	447
	京都市	104	77	98	44	17	340
心理的虐待	府内	345	401	526	249	154	1,675
	京都市	341	269	453	176	100	1,339
合計		1,101	1,067	1,619	734	457	4,978

(出典：京都府健康福祉部及び京都市子ども若者はぐくみ局資料)

- 法務総合研究所による非行少年と生育環境に関する研究報告書（令和5年6月）において、令和3年に実施した調査結果から、少年院在院者のうち約42%という少なくない人数が被虐待経験を有していることが分かっており、被虐待経験によるトラウマ（本来の能力では対処できないような外傷的な出来事を体験したときに被る著しいストレス）による心的外傷後ストレス障害（P T S D）と診断された人は、トラウマ体験と同時期、あるいはその後から、P T S D症状の苦痛を緩和させようとして、アルコールや薬物などの物質使用を開始することが多いとされているとの報告があります。

② 被害者のうち女性の割合が大きい事案の状況

- 府内における配偶者暴力相談支援センター相談件数（京都市D V相談支援センター及び舞鶴市配偶者暴力相談支援センターを含む。）は、全国の動きと同様に令和2年度が最多となり、令和3、4年度は減少しました。

一方、令和2年4月から内閣府が新たに運用を始めた24時間の電話相談、メールやS N Sによる相談も可能である「D V相談+（プラス）」への相談件数は、令和3年度は約5万5千件で、前年度比1.5倍と大幅に増加していることから、相談先が増えたことが影響していると考えられます。

D V相談の状況	相談件数			交際相手からの暴力による相談件数	DVによる一時保護
		女性	男性		
H30	6,333件	6,204件	129件	69件	88件
R2（過去最多）	6,387件	6,209件	178件	103件	87件
R4 (H30からの増減)	5,404件 (▲929件)	5,295件 (▲909件)	109件 (▲20件)	103件 (+34件)	46件 (▲42件)

(出典：京都府健康福祉部提供資料)

- 府内のDVの認知件数は増加しており、被害者は、女性の割合が大きいものの、若年者から高齢者までの各世代に渡るとともに、障害のある人、日本語が十分に話せない人、男性なども含まれています。

DV事案の状況	認知件数
H30	2,434件
R4 (H30からの増減)	3,634件 (+1,200件)

(出典：京都府警察本部提供資料)

- 府内の性暴力被害に関する相談等は高止まりの状況となっています。

京都SARAの電話相談の状況	電話相談件数
H30	1,433件
R4 (H30からの増減)	1,308件 (▲125件)

(出典：京都府健康福祉部提供資料)

- 府内のストーカー及び性犯罪認知件数は減少しています。

ストーカー・性犯罪認知件数	ストーカー	性犯罪
H30	820件	215件
R4 (H30からの増減)	601件 (▲219件)	169件 (▲46件)

(出典：京都府警察本部提供資料)

③ 高齢者を取り巻く状況

- 府内人口のうち65歳以上が占める割合は年々増加し、令和12年度には3割を越えると推計されています。

高齢化の状況	65歳以上	75歳以上
H27 (2015)	27.5%	12.9%
R12推計 (2030)	31.5%	20.1%

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来人口 平成30（2018）年推計)

- 本府における刑法犯検挙人員に占める60歳以上の割合は増えており、そのうち最も多い罪種は窃盗で、約7割を占めています。

	総人員	60歳以上	60歳以上が占める割合
H30	4,295人	1,204人	28.0%
R4 (H30からの増減)	3,436人 (▲859人)	1,070人 (▲134人)	31.1% (+3.1%)
うち窃盗 (刑法犯に占める割合)	1,730人 (50.3%)	711人 (66.4%)	41.1%

(出典：京都府警察本部提供資料)

- 本府における特殊詐欺被害の認知件数は、令和4年から増加に転じており、被害者のうち65歳以上の占める割合は8割を超えています。

特殊詐欺被害認知件数	総件数	被害額
H30	257件	5億7,610万円
R4 (H30からの増減)	204件 (▲53件)	3億7,306万円 (▲2億304万円)
うち65歳以上の被害	171件 (83.8%)	3億2,900万円 (88.2%)

(出典：京都府警察本部提供資料)

- 令和4年における金融機関やコンビニ等の水際で阻止できた件数は増加しています。

種別	阻止件数	対前年比	阻止額	対前年比
金融機関	108件	+20件	4,843万円	+712万円
コンビニ・ スーパー	209件	+97件	1,665万円	+854万円
個人	74件	▲9件	1,386万円	+90万円
その他	19件	+4件	211万円	+176万円
合計	410件	+112件	8,105万円	+1,833万円

(出典：京都府警察本部提供資料)

(ウ) 施策の方向性

- ▶ 虐待や犯罪等によりトラウマを抱えている子ども、若者、女性、高齢者などが、誰にも言えないまま、トラウマ体験を重ね、被害者にも加害者にもなり得るリスクを抱えないために、地域における気付きを増やし、支援していく環境を整備していきます。
- ▶ 犯罪をした高齢者や障害のある人で適切な支援を受けてこなかった人が、地域の福祉・医療等のサービスにつながり、再び犯罪をする状況に陥らないよう、刑事司法の入口である警察、検察庁などにおける支援と、府、市町村、地域生活定着支援センター、社会福祉士会などとの連携を図ります。
- ▶ 犯罪被害者等支援調整会議を核とした関係機関が一体となった中長期にわたる支援と被害者の状況に応じたきめ細やかで重層的な支援の充実を図ります。

4 施策展開の基本

(1) 地域住民等の参画と協働を通じた地域コミュニティの強化、人材確保と組織・団体間の情報共有

- ・ 犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するためには、警察の警戒・検挙活動の強力な推進や刑務所等での指導・教育は当然ながら、地域住民の一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、住民や事業者が地域の一員であることを自覚して活動に関わるとともに、行政機関が地域住民の多様な活動を支え、共生社会の実現へ向け協働していくことが必要です。
- ・ このため、府内の地域の特性を踏まえ、住民の意識向上に向けた広報・啓発をはじめ、活動の担い手（地域住民や事業者等）が効果的な取組を進めるための情報を関係機関と共有するなど、組織・団体間のネットワーク化や協働した取組の推進とともに、親子間のコミュニケーション、子どもや高齢者と地域の人々との交流や地域間の交流等、個人、家族、地域のつながりを深めることにより、地域のコミュニティの力を強めていくことが重要です。
- ・ また、生命、身体、財産等を犯罪から守る地域の活動が活発に行われるためには、防犯推進委員や少年補導委員、保護司、犯罪被害者支援等のボランティア、事業所、NPO等に加え、学生や退職後も自らの知識や経験をいかした地域貢献に意欲のある企業OB等、活動を主導し、協力していく広範な人材の確保・育成が必要です。

(2) 基本的人権への配慮

- ・ 生命、身体、財産等を犯罪から守る防犯活動や再犯の防止に係る取組、犯罪被害者等への支援を進めるに当たっては、基本的人権への配慮が必要です。

(3) 総合的な行政の対応、国、市町村等との連携

- ・ 犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて、地域住民が主体となった活動を推進し、継続していくためには、警察の活動はもとより、関係行政機関が横断的、総合的な取組を適切な役割分担のもと、行うことが重要であり、とりわけ、犯罪の発生件数が多い都市部等においては、国、京都府、市町村、警察等関係行政機関と住民等が連携して、総合的な取組を重点的に展開することが重要です。

5 計画期間

2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間

～ 第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進～

1 基本方針

府民が安全に、安心して暮らせる犯罪のない地域社会を実現するためには、その基盤となるコミュニティの重要性を認識し、人々の支え合いによる「あたたかい社会」づくりを進めていくことが必要です。

京都府では、犯罪を未然に防止するため、府民の安全に対する意識を高めるとともに、京都府、市町村、警察、府民、企業、NPO等が一体となって、先端技術を活用しながら、犯罪が起こりにくい環境づくりを推進し、地域の防犯力を向上させ、刑法犯認知件数の1万5千件以下を維持するとともに、府民の生活を脅かす新たな脅威（犯罪）に対して取り組んでいきます。

2 施策の目標

- 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり
- 子どもや高齢者などが、地域の中で安心して暮らせる居場所・環境づくり
- 困難を抱える子どもや女性の安全確保及び被害への対策
- サイバー空間における犯罪等への対応

3 具体的施策

(1) 多様なコミュニティを活用した犯罪の起きにくい地域づくり

府民、京都府・市町村・警察等の行政機関、民間ボランティア等が連携して、犯罪の起きにくい地域環境づくりを推進していくための体制を構築します。

さらに、府民協働防犯ステーションを核とした地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、ボランティアのほか、事業者、大学など様々な主体による自主防犯活動への支援や、情報発信、犯罪防御システムの活用などにより、これまで積み上げてきた地域防犯力を更に高める取組を推進します。

(ア) 府民、京都府、市町村、警察、企業、NPO等の連携体制の構築

a. 「府民協働防犯ステーション」による様々な地域団体との更なるネットワークの構築

府民協働防犯ステーションを基盤として、地域にある様々な地域団体とのネットワークを広げることで、地域コミュニティの更なる醸成へ寄与するとともに、地域防犯力の向上を推進します。

b. 現役世代や学生などのボランティアへの参加促進

現役世代や学生などのボランティアへの参加促進・意欲喚起のため、防犯ボランティア団体に所属しなくても日常生活を通じて気軽に、また楽しみながら取り組むことができる「ながら防犯」や「ながら見守り」について、更なる広報を推進します。

c. 防犯ボランティア等による自主防犯活動の活性化

ボランティアの活動について、「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者（団体）表彰」などにおいて積極的に顕彰し、その受賞について積極的に広報するほか、防犯推進委員や学生防犯ボランティア、青色防犯パトロール活動従事者に対する防犯研修会や相互交流会の開催、活動用資機材の整備など活動の活性化に向けた取組を推進するとともに、青色防犯パトロール活動の普及促進に向けた支援の更なる充実を図ります。

また、府内には、まちづくり協議会等を設置し、地域住民自らがテーマを設定した活動を組み合わせて、複数の自治会で取り組むなどの新たな試みをする地域や、従来からの自治会の活動が充実している地域もあることから、市町村の地域コミュニティの取組と連携して、安心・安全なまちづくりを進めています。

d. 事業者による防犯CSR活動への支援

事業者に対する研修会の開催、企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の登録勧奨、「京都府地域の安心・安全サポート事業所」への登録促進により、事業者による防犯CSR活動を支援します。

e. 大学による自主防犯対策の推進

京都府大学安全・安心推進協議会を通じ、情報共有のほか、大学生の防犯意識や規範意識の向上方策などを推進します。また、新入生、学生向けマンション業者などへの啓発資料の配布のほか、大学駐輪場の防犯環境整備、女子大学生対象の性犯罪被害防止啓発活動、学園祭等における自転車盗被害防止啓発活動など、大学による自主防犯対策を推進します。

（イ） 交番・駐在所機能の充実・強化

交番・駐在所が地域における安心・安全の中核となるよう、事件事故への迅速な対応やパトロール体制を強化するとともに、府民協働防犯ステーション活動を通じた地域住民等による自主的な活動を支援するなど、交番・駐在所機能を充実・強化します。

(ウ) 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施

a. 広報啓発活動の積極的な推進と府民参加型の地域安全イベント等の開催

全国地域安全運動や府民防犯旬間に合わせて、府民、企業、N P Oなどと協働した広報啓発活動を積極的に行うとともに、京都府等が主催する「安心安全まちづくり京都大会」等の府民参加型の地域安全をテーマとしたイベントを開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く府民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。

b. 自主防犯意識の高揚に向けた広報等啓発活動の実施

被害防止ポスター・チラシ、被害防止啓発イベント用防犯グッズの作成・配布により、自主防犯意識の高揚を図ります。

c. 防犯関係情報の効果的な発信

各地域の犯罪情勢を分析し、子どもや女性を対象とした犯罪や府民の体感治安を悪化させるひったくり等の事件に係る情報、不審者等に関する情報、被害の防止方法に係る防犯情報等について、防犯・犯罪情報メール等の各種広報媒体を活用してタイムリーかつ適切に提供することにより、被害の連続発生を抑止するとともに、府民の自主防犯意識の高揚を図ります。

d. 企業等向けの防犯情報配信サービス「京(みやこ)すぐメール」の運用

府内の企業やN P O、防犯ボランティア団体などに対し、犯罪発生状況や被害防止対策などの情報をまとめた地域安全ニュースを配信し、自社従業員や顧客等へのニュース資料の提供等を通じて、多様な層への情報発信を図るとともに、各事業所単位の防犯C S R活動の促進を図ります。

e. 可搬型デジタルサイネージの運用

可搬型デジタルサイネージを運用し、視覚に訴える形で効果的な情報発信を行います。

f. 「犯罪・交通事故情報マップ」の効果的な運用

G I S（地理情報システム）を活用した「犯罪・交通事故情報マップ」を府警ホームページに公開します。

(エ) 犯罪防御システムを活用した犯罪抑止対策の推進

犯罪発生リスクの高い場所を分析する犯罪防御システムを活用して、犯罪発生リスクが高いエリアの先制的・重点的なパトロール、防犯ボランティアとの合同パトロール、府民が犯罪に遭わないための効果的な情報発信等を行い、犯罪抑

止、検挙活動を強化します。

(オ) 防犯環境の整備による地域防犯力の向上

a. 防犯環境の整備促進に向けた情報提供や助言の実施

「公共施設等における防犯指針」により住宅の防犯性能の向上や道路、公園、駐車場などの明るさや見通しの確保等について、また、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」によりプライバシーの保護や画像の適正管理等について、それぞれ情報提供や助言を行い、地域の防犯環境の整備促進を支援します。

防犯カメラについては、地域住民や事業所などが防犯カメラ設置等による効果的な防犯環境の整備・改善を行う上で、犯罪情勢分析に基づく犯罪情報を積極的に提供するほか、設置場所の選定等に当たり、適切な助言を行います。

また、市町村、警察、企業などの連携のもと、ドライブレコーダーや新たなデジタル技術を活用したまちの見守り協定の締結等、地域一体となった取組を支援して、地域防犯力の向上を推進します。

b. 市町村との連携による防犯に配慮したまちづくりの推進

犯罪のリスクが高まる空き家・空き地に対する地域の不安に対し、市町村の「空き家・空き地対策」に関する相談窓口を紹介するなど、防犯に配意したまちづくりを推進します。

(2) 児童虐待への対策や子どもの安心・安全の確保

子どもは、自ら身を守ることや被害を訴えることが少なく、被害が潜在化しやすいことから、児童虐待防止に向けた未然防止と早期発見・早期対応等、総合的な対策を推進します。

また、子ども自身に身を守る方法を浸透させるとともに、登下校時等に関係機関、団体が連携した見守り活動を行うなど、子どもの安心・安全の確保のための取組を推進します。

(ア) 児童虐待防止のための総合対策の実施

急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、切れ目のない一貫した施策を総合的に推進します。

(未然防止)

- ・ 医療機関連携や地域団体、N P Oなどによる育児不安を抱えた保護者からの相談や見守りの体制を支援
- ・ 保健所、市町村、N P Oなどが実施する子育て講座等の充実

- ・ 養育上課題のある家庭への心理専門職による相談・支援
 - ・ 虐待防止のための広報啓発（オレンジリボンキャンペーンの実施等）
- (早期発見・早期対応)
- ・ 児童相談所における児童虐待対応協力員の配置、組織体制の強化等
 - ・ 児童相談所、市町村、関係機関などの職員への研修や、児童虐待対応訓練による対応力の充実
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者支援との連携・協力
 - ・ 産後ケア事業従事者に対する産婦のメンタルヘルスケア等の研修

(イ) 子どもや家庭が抱える複合化した課題に対する切れ目のない支援体制の強化

a. 困難を抱える子どもや保護者への包括的な支援の実施

関係機関の更なる連携体制の強化に向け、継続的な児童虐待対応地域連携会議の開催等、児童相談所と警察との緊密な情報共有の仕組みづくりを進めていきます。

b. 子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくり

様々なニーズや特性を持つ子どもや若者が安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

(ウ) 子どもの安全の確保に向けた取組の推進

a. 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施

子ども自らが「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して、犯罪被害を回避する能力を身に付けるための体験型地域安全マップづくりや、声かけをされた際の対応（誘いを断るなど）など、従来の防犯教室をより起こり得る現実に近づけた手法で実施する体験型防犯教室を開催するなど、子どもの危機回避能力向上に向けた取組を推進します。

b. 子ども見守りボランティアに対する支援・相談体制の充実

子どもの登下校の見守りを行うボランティアに対して、ボランティア保険の加入や資機材の提供などを行うことで活動を支援します。

また、日々の見守りの中での気付きや困り事に対して、意見交換や研修の機会を設け、相談体制の充実を図ります。

c. 「こども110番のいえ」の活性化

点検活動の実施と平行して活動要領マニュアルを配付するなど、「こども110

番のいえ」の活性化を図ります。

d. スクールガード・リーダー配置等の取組に対する支援

市町村が主体となって実施しているスクールガード・リーダーの配置やリーダー育成講習会、スクールガード養成講習会、子どもの見守り活動の取組に対して支援します。

e. 教員等の防犯能力の向上

教員等を対象とした防犯等の講習会を開催し、学校の安全管理の指導者としての一層の資質の向上を図り、各学校の安全を充実させます。

f. 通学路の安全確保

学校、警察、地域住民等による防犯の観点も含めた通学路の合同点検結果を踏まえ、危険箇所に関する情報共有を進め、地域安全マップづくりや「こども110番のいえ」の設置等を推進するとともに、点検結果を踏まえて対策案を策定し、関係機関、団体等と必要な協議を行い、防犯環境の整備・改善を目指します。

また、不審者情報等について、夜間・休日でも迅速な情報共有を図るため、警察と学校担当者との連絡体制を確立するとともに、防犯・犯罪情報メール等を活用して、防犯ボランティア等による効果的な見守りや児童の保護者等による防犯対策に資する情報提供を推進します。

(3) 少年の非行・犯罪被害等の予防

少年は、成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNSをはじめとするサイバー空間等から大きな影響を受けやすいことから、関係機関・団体が連携して少年の非行防止対策を推進するとともに、更に深刻な状況にある性被害については、発達段階に応じた教育を実施することにより、少年が加害者、被害者又は傍観者とならない取組を推進します。

(ア) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進

少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。

また、非行防止教室等の機会において被害者の視点を踏まえた啓発や、関係機関・団体と連携し、情報共有を図るための連絡会議の開催や非行防止パトロールを実施するなど、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組を推進します。

(イ) 児童の性被害防止対策の推進

性暴力の加害者、被害者又は傍観者にならないようするため、就学前から児童・生徒の発達の段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」を実施するほか、声を上げにくい被害者が相談をしやすくするためのSNS相談「Cure time（キュアタイム）」（内閣府）等による相談を推進していきます。

(ウ) 消費者被害の防止の推進

成年年齢の引下げ（18歳）に伴う若者の消費者被害防止のため、若年者を対象とした消費者教育を強化するとともに、京都府大学安全・安心推進協議会等と連携して大学生等への情報提供を推進します。

(4) 性犯罪、ストーカー、DV等への対策

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、「相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、重大な人権侵害である」という認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶へ向けた取組を更に強化します。

また、ストーカー事案は、見え隠れする加害者に対する大きな不安から一刻も早く被害者を救い出す必要があるため、被害者の保護と加害者への適切な対応等総合的な対策を推進するとともに、DV被害についても、関係機関、団体の連携により、防止のための取組を推進します。

(ア) 性犯罪・性暴力対策の更なる強化

a. 刑事法改正に伴う制度周知のための研修等の実施

近年の性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため改正・整備された刑法、刑事訴訟法などの規定内容を被害者と接する職員等がこれをよく理解し、適切に対応することができるよう研修等を実施します。

b. 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

子どもの発達段階に応じた教育や情報リテラシー、情報モラルの向上などに関する体験型講座や広報啓発を実施することで、社会全体の意識改革及び性暴力の予防に努めます。

また、スマートフォン等による犯罪発生の地図情報を活用した情報発信や大学生等が居住する賃貸マンションの防犯対策に着目した「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の更なる普及促進を図ります。

c. インターネット上の性暴力等新たな課題への対応

サイバーパトロールにより、子どもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みを発見し、その書き込みに対する注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を強化することでSNSに起因する被害の防止を推進します。

また、児童ポルノ画像等の違法情報等の把握に努め、サイト管理者等に対して削除依頼を実施し、流通・閲覧防止対策を推進するなど、デジタル技術の進展に伴う新たな課題に対応します。

d. 違法行為への厳正な対処及び広報啓発等による犯罪防止

街頭補導、サイバーパトロール、各種相談などあらゆる機会を通じて情報収集を行い、被害児童を保護するとともに、事案に応じて各種法令を適用し、被疑者の早期発見・検挙を行います。

また、青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）における自画撮りの要求規制やいわゆるJKビジネス（女子高校生による接客を売りにした有害役務提供営業）の規制や痴漢の徹底した取締り等による加害者への厳正な対処を行うとともに、企業、学校などと連携した広報啓発を更に推進し、誰もが自分事として考え、加害者にも傍観者にもならないための府民理解の促進を図ります。

（イ）ストーカー総合対策の実施

a. 京都ストーカー相談支援センター（KSCC）の運用

ストーカーに特化した専門相談窓口として、平成29年11月から運用を開始した京都ストーカー相談支援センター（KSCC）において、ストーカーの被害者本人に限らず幅広い対象からの相談を受け、ストーカー事案を早期に把握することで、重大事案化防止に努めます。

b. ストーカー加害者への精神医学的・心理的アプローチに係るカウンセリング機関との連携と公費負担制度の運用

ストーカー加害者に対し、カウンセリング費用や精神科医による治療費の一部を負担することで受診を促し、被害者への執着心の軽減・除去を図ることで被害防止を図ります。

c. ストーカー被害者のカウンセリング、一時避難に係る宿泊施設利用料の公費負担制度の運用

加害者からの行為によって精神的に負担を負った被害者のカウンセリング費用を負担し、精神的な負担を軽減します。

また、適切な避難場所がなく、公的な施設への避難が困難な被害者に対し、加害者の検挙や被害者の転居先が定まるまでの一定期間、宿泊施設の利用料の一部を負担し、被害者の安全を確保します。

d. 関係機関との連携

ストーカー総合対策ネットワーク会議を開催し、関係機関・団体と連携し、ストーカーの被害者にも、加害者にもならない各種施策の推進、被害者等に対する切れ目のない支援を行います。

(ウ) DV防止対策の更なる強化

a. 啓発活動によるDV防止対策の推進

府民協働防犯ステーションをはじめとする地域活動拠点等と連携し、冊子、カード、広報紙などを活用したDVやデートDVに関する啓発を行うとともに、年代に応じた暴力を許さない意識づくりを推進します。(パープルリボンキャンペーンの実施等)

また、ストーカー、リベンジポルノなどのデートDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な啓発活動を実施します。

さらに、経済団体等と連携し、企業等職場におけるハラスメントを許さない職場づくりを啓発することにより、DV防止対策を推進します。

b. DV対策関係機関の連携強化による支援の更なる推進

令和6年4月施行のDV改正法に基づき設置予定の配偶者等からの暴力に関する法定協議会（仮称）を開催し、相談機関の情報共有を継続し、府内におけるDV対策の更なる推進を図ります。

c. 加害への気付きとDVを繰り返さないための加害者対応

加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。

(5) 若者や高齢者を対象とした特殊詐欺等対策の強化

高齢者の特殊詐欺及び消費者被害は依然として深刻な情勢であることから、常に変化する手口に対応しながら、被害防止機器の利用や隅々まで浸透する広報啓発など、効果的な防止対策を推進します。

(ア) 最新の研究・技術を活用した特殊詐欺対策の強化

特殊詐欺対策として有効性の認められる防犯機能付き電話機や通話録音装置の普及を図るほか、最新技術を有する民間企業や大学などと連携し、特殊詐欺の手口や被害状況を詳細に分析するとともに、被害防止に有効なシステムの開発・普及に向けた取組を推進します。

(イ) 関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発

関係機関の連携を一層強化するとともに、防犯C S R活動に参加する民間事業所や防犯ボランティア、特殊詐欺の標的となる高齢者、更には高齢者を取り巻く子や孫の世代をも巻き込んだ「オール京都」の重層的ネットワークを構築して、「特殊詐欺を発生させない」社会気運の醸成に資する広報啓発を実施します。

また、特殊詐欺被害に遭う確率の高い高齢者等に対してマンツーマンによる啓発を行い本人の防御力を養うとともに、身近にいる家族・親戚、事業所などの関係者に対しても注意喚起を行い、高齢者等を見守る社会を構成していきます。

(ウ) 関係機関と連携した消費者被害防止に向けた広報啓発

高齢者等の消費者被害を防止するため、市町村、警察等の行政機関や団体、事業者等地域の多様な主体と連携した見守り体制（消費者安全確保地域協議会）を構築し、地域での見守りの強化を推進します。

(エ) 少年や若者を安易に犯行に加担させないための広報啓発

少年や若者がアルバイト感覚で特殊詐欺の犯行に加担しないよう、S N S上において特殊詐欺の実行犯を募集し、犯行を助長するおそれのある「犯罪実行者募集情報」投稿に対する注意喚起や関係機関と連携した広報啓発等の取組を強化します。

(6) サイバー犯罪等への対応

サイバー空間における犯罪手口は常に変化し、インターネット利用者が新たな形態の犯罪に対応することができず、被害の発生や拡大へつながっていることから、取締り等サイバー犯罪への対策を強化するとともに、疑似体験による対応能力向上やわかりやすい広報を行うなど、サイバー犯罪による被害を防止するための効果的な取組を推進します。

(ア) ネット安心アドバイザー制度を活用した情報モラルの向上や犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動及び人材育成の推進

違法・有害な情報があふれるサイバー空間において、府民が被害者にも、加害者にもならず、安心して安全にインターネットを利用ができるよう、ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動などを強化するとともに、担い手の人材育成等を推進します。

(イ) ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進

SNS等の発達に伴うネット社会におけるネットトラブルやサイバー犯罪の被害防止のため、少年や高齢者が、ネットトラブル防止アクティブラーニング（実際にタブレット端末等を使用して自らがネットトラブルの疑似体験をする学習方法）を受講し、手口や対処方法を学ぶ施策を強化することで、被害防止を推進します。

(ウ) 高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化

警察官の捜査力・解析力の向上、装備資機材の整備により対処能力の強化を図るとともに、新たなサイバー犯罪に対する調査研究を進め、犯罪被害の予防に向けたサイバーパトロールと取締りの強化により高度化するサイバー犯罪に対処していきます。

(エ) 子どもや高齢者などのネット取引被害防止の推進

インターネット取引におけるルール遵守や被害防止などについて、子どもから高齢者まで、それぞれの世代特性等を踏まえた内容で、あらゆる機会をとらえて啓発を行う等、サイバー犯罪被害防止対策を推進します。

(オ) 中小企業への情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティに関するオール京都体制の産学公連携組織であるK s i s n e t（京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）において、相談対応や情報発信を行うなど、情報セキュリティの専門家等が中小企業の情報セキュリティ対策を支援します。

(7) 多様な人が平等に情報を取得し、自己防犯力を高めるための取組の促進

年齢、性別、国籍、障害の有無などによって、分け隔てられることなく、多様な人が平等に必要な情報を取得し、自己防犯力を高めるための取組を促進することで、誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

(ア) 情報アクセシビリティの向上

多様な人が平等に必要な情報が取得することができるよう、様々な特性等に配意した情報発信、広報啓発などに取組み、情報アクセシビリティの向上を図ることで、社会全体の防犯力の向上を推進します。

(イ) 訪日外国人や留学生が犯罪に巻き込まれないための広報啓発の推進

日本における滞在期間が比較的短い訪日外国人や留学生等が利用する媒体を活

用し、法や制度、言語・生活習慣の違いから巻き込まれやすい犯罪に関して特に注意を喚起する広報啓発活動を推進していきます。

(8) 社会情勢の変化に応じた治安対策の推進

府民の不安が大きい侵入窃盗や多発罪種である自転車盗について、それぞれの地域の犯罪情勢に応じた効果的な対策を推進します。また、観光需要の急速な回復によるオーバーツーリズムに係る交通渋滞、マナー違反などの課題に的確に対応します。

(ア) 侵入窃盗犯罪対策の推進

防犯に関する助言・指導を行っている一般社団法人京都府防犯設備協会と連携し、専門家による防犯診断等を通じた建物の防犯環境の整備、向上を図ります。

(イ) 自転車盗対策の推進

学校、事業者などと連携し、学生をはじめ府民が興味を持って取り組むことができる防犯意識の向上（施錠の習慣化等）に重点を置いた対策を推進します。

(ウ) オーバーツーリズム対策による安全・安心なまちづくりの推進

国内外の観光需要の急速な回復に伴う交通渋滞、マナー違反などのオーバーツーリズムに係る課題に対応するため、関係機関、団体等と協働連携した取組を推進し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

(エ) 関係機関、団体等との連携による被害防止対策の推進

京都府万引き防止対策推進協議会、京都府自転車防犯登録推進協議会、京都府自動車盗難等防止連絡協議会などを通じて、多発犯罪である万引き、自転車盗、自動車関連窃盗などの被害防止対策を推進します。

～ 第3章 再犯防止施策の推進～

1 基本方針

犯罪や非行した人等に対して、新たな被害者を生まないために、罪を償い、立ち直ろうとする人が、再び犯罪に関わることがないよう負の連鎖を断ち切り、社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して推進します。

再犯防止施策の推進に当たっては、犯罪や非行した人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の存在を十分認識するとともに、心情等を十分理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。

2 施策の目標

- 地域における包摂の推進
- 民間協力者の活動の促進
- 再犯防止へ向けた基盤の整備
- 就労・住居の確保
- 学校等と連携した学習支援
- 犯罪をした人の特性に応じた適切な支援
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進

3 具体的施策

(1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくり

刑事司法関係機関、京都府・市町村・警察等の行政機関、民間協力者等が、再犯防止施策を連携して効果的に推進していくための体制を構築します。

さらに、地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、地域において犯罪や非行した人等の指導・支援に当たる保護司や民間支援団体等への支援や市町村、民間支援団体、地域で様々な活動に取り組む民間ボランティア等と連携した再犯防止施策に対する府民の理解を深める取組等を進め、犯罪や非行した人等が犯罪や非行を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができるコミュニティづくりを進めます。

(ア) 国、京都府、市町村、警察、民間協力者等の連携体制の構築

a. 国、京都府、市町村、警察、民間協力者等の連携体制の構築

更生保護法改正により、更生保護に関する地域援助が保護観察所の業務として位置付けられました。それに伴い、刑事手続の入口から息の長い社会復帰支援を確保する実施基盤として、非行、薬物乱用防止等これまで取組を進めてきた協議会や支援ネットワークを活用し、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」において、刑事司法関係機関、市町村、警察、保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が参画する再犯防止推進会議（テーマ別会議）を設置し、立ち直り支援と併せて、再犯の要因を排除する取組を総合的に進めます。

b. 社会福祉に関するアドバイザーの配置

再犯をする背景には、経済的な困窮、認知障害、生育歴、社会的な孤立状態など、さまざまな理由が潜んでいるケースが多いことから、社会福祉士等の専門家をアドバイザーとして配置し、関係機関と連携して適切な支援へつなぐ取組を進めます。

c. 「入口・出口」における適切な支援体制の構築

起訴猶予処分や執行猶予判決が見込まれ、刑務所での服役に至らない人や微罪処分（※）となった人及びその家族等が、複数の課題を抱え、福祉的支援が必要な事案に対して、早期の段階で、適切に保健・医療、福祉等の支援につながり、地域で生活ができるよう、府、市町村、警察、司法、福祉関係の機関等で構成される支援調整会議を設置し、各関係機関が連携して「入口」（※）段階における支援体制を構築します。

また、出所者等の「出口」（※）段階においては、保護観察所において、満期釈放者・仮釈放期間満了者、起訴猶予者、少年院退院者・仮退院期間満了者等への支援が強化されることに伴い、矯正施設、保護観察所と連携して、対象者が、適切な支援につながることができるよう、市町村における保健・医療、福祉関係機関等との連携を強化するとともに、再犯防止推進会議において「入口」から「出口」までの一貫した支援に関する情報共有及び新たな課題に対して、支援施策の検討・見直しを行います。

※ 「微罪処分」とは、刑事訴訟法第246条ただし書の規定に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微なもの、成人による事件について司法警察官が検察官に送致しない手続きを執ることをいう。

※ 「入口支援」とは、起訴猶予者、刑の執行猶予者など刑事司法の入口段階にある者に対して、福祉サービス等に橋渡しする取組をいう。

※ 「出口支援」とは、高齢者や障害がある者の再犯を防止するためには、社会内での福祉的支援につなげることが有益と考えられることから、矯正施設在所中に刑事司法の出口段階にある矯正施設出所者等を福祉サービス等に橋渡しする取組をいう。

d. 当事者の声を支援に活かす取組の実施

大学や専門家等の知見を用いた研修を通じて、当事者を中心に犯罪に至る背景から、立ち直りまでの様々な障害や心情について話を聴き、同じ目線で行政、地域で活動するボランティアや民間支援団体等の関係者が課題を共有することで、支援の現場での気付きを増やし、きめ細かな支援へとつなげます。

e. 被害者等の心情を踏まえた改善更生に資する処遇に関する情報提供

刑事収容施設の処遇に関する法律、少年院法及び更生保護法が改正され、被害者的心情を踏まえて、刑事施設や少年院で行う処遇や、社会内で行う処遇の充実が図られたことを受け、刑事司法関係機関や民間支援団体等と連携し、制度に対する被害者等の意見を伝える等、制度が有効に運用されるよう情報提供に努めます。

(イ) 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援

a. 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援

保護司や民間ボランティアの活動を促進させるため、京都府保護司会連合会等の運営費を補助し、保護司や学生ボランティア、民間支援団体等と実施する研修会、住民集会等の開催を支援します。また、地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターの拡充及び機能充実に協力します。

b. 更生保護支援関係機関（※）の広報推進

国、市町村と連携し、犯罪をした人等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護協会、更生保護施設等の活動に関する広報を進め、再犯防止等に対する府民の理解を深める取組を実施します。

※ 更生保護を支える更生保護支援関係機関

- ・更生保護女性会：犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア団体
- ・BBS会：非行や生きづらさを抱えた少年たちへの支援活動等を行う青年ボランティア団体
- ・協力雇用主：犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主
- ・更生保護協会：更生を地域全体で支えるためのネットワークの拠点
- ・更生保護施設：自立更生することが困難な人に対して、宿泊場所や食事の提供、生活指導、社会復帰の指導、自立に向けた指導や援助などを行う民間の施設

c. 法務少年支援センター京都との連携による相談支援

法務少年支援センター京都と連携して、地域における犯罪防止等の取組について、センターの心理又は教育等を専門とする職員による相談窓口を活用し、子ど

もの非行・犯罪や問題行動に悩む教育機関や支援関係機関の職員、保護者に、本人の非行・犯罪等に係る困り事などの相談に応じた情報提供、助言を行い、早期段階での問題解決を促します。

d. 保護司等民間協力者への顕彰

犯罪をした人等の立ち直りを支援する活動を広く普及し、認知度を高め、その活動を更に促進するため、保護司をはじめ民間ボランティアとして永年にわたり熱意を持って従事し、その功績が顕著である人を顕彰します。

e. 保護司等の人材確保

保護司の高齢化や民間ボランティアの減少に対応するため、保護司活動に抱く不安に対して、保護司の体験談等を紹介する機会を増やすことにより、広く府民への周知を図るとともに、法務省の保護司活動インターンシップ制度など、保護司や民間ボランティア等の人材確保の取組に協力します。

また、京都府職員等に対しては、京都府保護司会連合会が主催する保護司セミナーへの参加を促進します。

f. 更生保護法人への寄附に係る税額控除

個人が府内に主たる事務所のある更生保護法人に寄附した場合について、京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）に基づき、個人府民税の控除対象とし、財政支援を実施します。

(ウ) 職員研修の実施

犯罪をした人等が抱える様々な課題に対する施策を効果的に推進するため、刑事司法や福祉関係機関等と連携し、京都府・市町村職員研修等を実施し、支援のノウハウや知見等を共有します。

(エ) 広報啓発活動の推進

a. 再犯防止啓発月間の重点広報

再犯の防止等の推進に関する法律第6条に規定されている再犯防止啓発月間（7月）において、犯罪をした人等の再犯の防止等についての府民の関心と理解を広く深めるため、法務省大阪矯正管区協力のもと、振興局や市町村においてパネル展示や刑務作業製品の販売、講演会を実施するなど、重点的に広報啓発を行います。

b. 「社会を明るくする運動」の推進

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、一層充実した広報啓発

活動が行われるよう支援します。

また、多くの小・中学校が参加している作文コンテストに合わせて、教材として使える動画の提供や子ども達の理解を深める取組を実施します。

(2) 非行少年等への支援

非行等の問題を抱える少年に対して、京都府教育委員会等各関係機関と連携・協力して、再非行防止や立ち直り支援、居場所づくりを推進し、就学や就労を支援するとともに、非行の低年齢化への対応として親子向けの性や情報モラルに関する教育に取り組みます。

(ア) 非行少年等への立ち直り支援

非行等の問題を抱える少年に対して、学校や警察、児童相談所等の関係機関と連携して、様々な体験活動等を通じて、地域社会の一員としての自覚と自己肯定感が持てるように働きかけ、立ち直りを支援します。京都少年鑑別所が実施する地域援助を活用し、問題行動のある少年の心理検査や指導方法の提案を受けるなど、非行少年等立ち直り支援コーディネーターや臨床心理士等で構成された非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、少年一人ひとりに適したプログラムに基づき支援します。

(イ) 低年齢の非行少年及び保護者への支援

SNS等の進展により、十分な社会的規範を身に付ける前の低年齢のうちから、様々な情報に子ども達が触れる事のできる環境がある中、子どもが被害者にも加害者にもならないための親子向けの性や、ネット安心アドバイザーによる情報モラルに関する教育の支援や、非行の背景にある虐待や貧困等の保護者自身が抱える悩みに対して関係機関と連携し、包括的に支援を進めます。

(ウ) 少年たちの居場所づくり

a. 少年たちの居場所づくり

家庭や学校に居場所がなく、疎外感、孤立感から非行行動に至る少年たちが更にコロナ禍で非行の形態が変わっている状況に対応するため、少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）において実施する悩み相談や学習支援、体験活動等を通じて、少年が「自身の居場所や役割、存在価値」を見いだすことができるよう、非行・再非行の防止を図ります。

b. 困難を抱える子どもの支援や地域活性化を行う事業者等への支援

非行少年や犯罪をした若者が再び犯罪に関わるリスクのある環境に戻ることがないよう、困難を抱える子どもや家庭が孤立しないための支援、地域の見守りに

取り組む自治会や事業者等へ活動の場所を提供するとともに、個々の課題解決のための相談体制の充実を図ります。

(エ) 非行防止学生ボランティア等との連携による就学・就労に向けた支援

再非行のおそれがある少年等に対し、積極的に手を差し伸べ寄り添い、その立ち直りを支援するために、少年非行防止学生ボランティア等と連携して、少年の就学・就労に向けた支援や社会奉仕体験活動、生産体験活動等への参加等を実施し、再び非行をする少年を生まない社会づくりを推進します。

(オ) 京都少年鑑別所との協定に基づく少年の特性に応じた支援

非行をした少年に対する立ち直り支援を行う中で、問題行動の原因が心理的な要因によるものと考えられる少年に対しては、京都少年鑑別所と警察との協定に基づき、保護者の同意の下、京都少年鑑別所に心理検査等の実施を依頼し、その分析結果の提供を受けることで、個々の少年の特性に応じたきめ細やかな立ち直り支援を推進し、再非行防止対策の充実を図ります。

(カ) 京都府立洛南病院における薬物治療支援

薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、警察と薬物治療を行っている京都府立洛南病院との協定に基づき、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直りを図ります。

(キ) スクールサポーターによる規範意識向上の取組

少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生、高校生、大学生に対し、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。

(ク) 「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」の定期開催

京都少年鑑別所や京都保護観察所等の刑事司法関係機関、教育委員会等の教育機関、警察や児童相談所等の行政機関で構成する「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」を定期的に開催するなど、組織間の情報共有と連携を図り、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組をより一層推進します。

(ケ) 福祉的支援を必要とする少年、若者への継続した支援

支援が必要な少年、若者について、児童福祉関係機関と関わりがある者や発達障害を有している人が少なくないなどの実情を踏まえ、成人して自立するまでの長期にわたる継続したきめ細やかな支援を実施するため、学校、児童相談所、福祉事務所、子ども・若者総合支援センター等において、少年院や保護観察所等と

の連携を強化します。

(3) 関係機関と連携した福祉的施策

犯罪をした人等のうち高齢者や障害のある人については、適切な福祉的支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、こうした福祉的支援が必要な人に対し、保健医療・福祉施策による支援を推進します。また、薬物依存を有する人に対しては、医療・保健・福祉機関や民間支援団体等との連携による支援を継続して実施します。

(ア) 高齢者や障害のある人等への支援

a. 高齢者や障害のある人等への総合的な施策の推進

京都府地域福祉支援計画や京都府保健医療計画において、高齢者又は障害のある人等や保健医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした人等に対し、保健医療・福祉サービス、住居、就労、その他生活困窮への支援等地域での生活を可能にするための施策を推進します。

b. 地域生活定着支援センターにおける福祉的支援の推進

高齢者や障害のある人で福祉的な支援を必要とする矯正施設等退所予定者に対し、入所中から退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行い、円滑に地域社会に復帰することができるよう支援するため、地域生活定着支援センターにおいて、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等との連携を深め、「入口」支援において福祉的支援の充実を図ります。

(イ) 薬物依存を有する人への支援

a. 薬物依存を有する人への医療・保健福祉的支援

京都府立洛南病院に設置された京都府こころのケアセンターや京都府精神保健福祉総合センターにおいて、薬物依存を有する人とその家族等に対する相談事業を実施するとともに、京都保護観察所や地域の保健医療・福祉関係機関及び民間支援団体等との連携体制の強化を図ります。

b. N P O 法人等と連携した広報啓発

N P O 法人京都ダルク等と連携して、薬物再乱用防止プログラムに係る講座をこれまでも実施しており、薬物依存からの回復を引き続き支援するとともに、府民だより等の広報媒体、店舗の電光掲示板を活用した広報文の表示、薬物乱用防止のためのイベント開催等による広報活動を推進します。

特に若年層へ向けた取組として、中高生や大学生向けの広報啓発により重点を置いて取り組んでいきます。

(ウ) 当事者関係者への適切な支援

家族や関係者が犯罪をしたことで、日常生活を送ることが困難になった家族等への支援は、これまで顧みられることはなかったところ、警察から釈放・刑事司法施設を出所・出院した人の身元引受人が家族等である場合、家族だけで受け止めるることは大きな負担になることが考えられるため、必要な保健医療・福祉関係機関につなぐための支援施策を実施します。

(4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保

犯罪をした人等について、勤労意欲のある人のほか、障害のある人、経済的に困窮している人、非行少年、暴力団離脱者等に対して、就労支援や雇用環境の改善に取り組むとともに、就労の定着や生活の安定のための定住先確保に向けた支援を推進します。

(ア) 安定した就労のための施策

a. 京都ジョブパーク等における寄り添い型の就労支援の実施

京都ジョブパーク等において、ハローワークや医療機関、関係団体等と連携し、個々の状況に合わせて、段階的・継続的に寄り添いながら、相談から、雇用主のニーズに合った職業訓練についての情報提供、就職、職場への定着までの総合的な支援を実施します。

b. 法務省「矯正就労支援情報センター」及び就労支援団体事業の周知

刑務所や少年院等の入所者が持つ職歴や資格の情報を集約し、雇用を望む企業に紹介する法務省の「矯正就労支援情報センター」（通称コレワーク）や刑務所出所者等の就労を支援するN P O 法人京都府就労支援事業者機構の事業内容の周知に協力します。

c. 障害のある人への就労支援

犯罪をした人等で障害のある人が、就労意欲や適性に応じて就労ができるよう、既存の障害者施策を活用しながら、相談、能力開発・向上、定着支援等の総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。

d. 生活困窮者自立支援法に基づく就労支援

経済的に困窮している人で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な人に対して、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業や就労訓練事業の活用等により、自立を支援します。

e. 非行少年立ち直り支援チームによる就労体験等の実施

非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、協力事業所での就労体験等の支援プログラムに基づき支援します。

f. 京都府における会計年度任用職員の雇用検討

家庭裁判所で保護観察に付された人又は少年院からの仮退院を許された人のうち、京都保護観察所から推薦を受けた人を、会計年度任用職員として採用する取組を踏まえ、犯罪をした人等の雇用等の促進について検討を行います。

g. 協力雇用主の公共建設築工事の入札参加資格に関する等級区分主観点の加点

刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、犯罪をした人等を雇用した協力雇用主について建設工事の入札参加資格に関する等級区分主観点を加点し、公共調達における受注機会の増大を図ります。

h. 暴力団離脱・社会復帰へ相談、教育活動等の実施

暴力団からの離脱に関する相談対応や離脱を促進するための教育活動、就労支援等を行う「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」と連携し、暴力団を離脱した人についても受け入れ可能とする協賛企業の確保に向けた取組を推進します。

i. 社会復帰アドバイザーによる暴力団離脱者への就労等援助

京都府警察において、就労支援・社会復帰対策担当者（非常勤・社会復帰アドバイザー）の配置等、暴力団組織からの離脱の促進、離脱者の就労等の援助措置を推進します。

(イ) 地域社会における定住先の確保のための施策

a. 要配慮者の府営住宅等の入居可能な物件の情報提供

保護観察対象者等が、住居の確保が困難であるとともに生活困窮者や高齢者でもあるなど特別な配慮を要する場合は、地域の実情に応じて、府営住宅等の入居可能な物件の情報提供を行います。

b. セーフティネット法に基づく、保護観察対象者等の賃貸住宅確保支援

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（セーフティネット法）に基づき、保護観察対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に取り組むとともに、地域生活定着支援や総合相談の窓口等とも連携して賃貸住宅の家主や要配慮者の賃貸住宅への入居を支援する人の不安解消を図ります。

c. 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保支援

経済的に困窮し、住居を喪失し、又は喪失するおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、生活再建を支援します。

（5）特性に応じた効果的な施策の実施

虐待を行った保護者、性犯罪、ストーカーやDV事案の加害者、暴力団関係者等、支援が必要な対象者の特性に応じて、関係機関が連携・協力して指導等の支援を推進します。

（ア）児童虐待を行った保護者に対する再加害防止

急増・困難化する児童虐待の再加害防止のため、虐待を行った保護者に対する精神科医等によるカウンセリングの実施や児童虐待対応地域連携会議の設置等、関係機関と連携した児童虐待総合対策事業を実施します。

（イ）性犯罪、ストーカー、DV加害者に対する再加害防止

性犯罪について、法務省から令和5年3月に示された「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」に基づき、専門知識とノウハウを持つ保護観察所及び法務少年支援センター等と連携しながら、再犯防止のための支援を推進します。

ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強く、重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、被害者の将来にわたる安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。

また、DVについては、被害者の中長期的な安心・安全の確保のために、加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。加えて、被害者を京都府犯罪被害者等支援調整会議等の仕組みを活用して、適切な支援につなぎ、再被害や新たな加害者を生まないための取組を実施します。

（ウ）暴力団離脱の働きかけ強化

暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有するため、公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターや矯正施設等との連携を強化します。

～ 第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実～

1 基本方針

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かで充実した途切れることのない支援が必要である。そのためには、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護され、もって、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第4次犯罪被害者等基本計画及び京都府犯罪被害者等支援条例を踏まえながら、総合的な支援の充実を図ります。

2 施策の目標

- 犯罪被害者等への経済的支援の充実
- 精神的被害の回復への取組強化
- 犯罪被害者等への配慮及び情報提供への取組
- 支援調整会議を核としたワンストップ支援体制の充実
- 犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保
- 府民理解の増進
- 学校等における教育の充実

3 具体的施策

(1) 生活再建のための経済的支援等への取組

犯罪被害者等の状況に応じた支援サービスを適切にもれなく活用できるよう、京都府、市町村、警察、京都犯罪被害者支援センター、京都弁護士会、京都府臨床心理士会、京都社会福祉士会で構成される支援調整会議を核として、関係機関と連携を図りながら犯罪被害者等の生活再建を支援します。

(ア) 日常生活の支援

犯罪被害者等が、日常生活に関する支援を受けられるよう、市町村及び関係機関と連携し、支援制度の活用を図るとともに、更なる制度の充実、必要な情報の提供を行います。また、様々な分野の地域活動団体と連携し、困り事に応じて提供することができる支援のネットワークを広げ、犯罪被害者等を支えます。

さらに、京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を

行うため、支援調整会議を開催し、コーディネーター（社会福祉士等）が犯罪被害者等の状況に応じた個別の支援計画を策定し、家事、育児等の日常生活支援に関する福祉制度の活用を含めた支援をコーディネートすることにより、犯罪被害者等が速やかに支援につながり生活を再建することができるよう支援します。

(イ) 居住の安定

犯罪やDV被害の影響により、これまでの住居に住むことが困難となった世帯に対し、府営住宅優先入居制度の利用を促進するとともに、新たな住居へ転居するための費用の一部を助成します。

また、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者への居住支援のため、京都府が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人において、賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うなど、居住の安定を図ります。

(ウ) 雇用の安定

犯罪被害を受けたことにより、被害者や家族は、被害のショックに加えて、役所や刑事手続、通院、介護等のために仕事を休まざるを得ない状況になります。被害者等の雇用の安定を図るために、事業者等が犯罪被害者等の置かれている状況や二次被害防止のための配慮等について、正しく理解を深められるよう、事業者に向けて広報や啓発を行います。

また、京都ジョブパークやハローワーク等とも連携し、個々の事情に応じた就職相談、職業紹介を行うなど、雇用の安定を図ります。

(エ) 経済的負担の軽減

犯罪被害者等の様々な経済的負担を軽減するため、市町村の見舞金制度（※）や犯罪被害者等が生活を再建するために必要な転居費用、当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用、裁判傍聴に係る旅費、警察の公費負担制度等の経済的支援策の更なる充実に努めます。

また、犯罪被害者等支援に従事する職員及び府民へ周知を図るとともに、犯罪被害者等が利用可能な支援制度に関する情報の提供や利用の助言を行います。

※ 見舞金制度とは、犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に見舞金を支給する制度をいう。（京都市以外の府内25市町村で導入。京都市の場合、生活困窮者が対象）

(2) 精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組

犯罪被害者等が被害を受けた直後から、精神的・身体的被害の状況に応じて、早期に被害者の希望する場所で適切な治療やカウンセリングを受けることができるよう、犯罪被害者等へ寄り添うとともに、必要に応じて既存の支援制度へと切れ目なくつなぎます。また、再被害への不安や二次被害に犯罪被害者等が苦しまないよう、十分な配慮と支援を行います。

(ア) 心身に受けた影響からの回復

犯罪被害者等の精神的負担の軽減や早期回復のため、京都犯罪被害者支援センターによるカウンセリングや病院への付き添い、警察が行う臨床心理士によるカウンセリングや精神科への通院費用、傷害等の身体犯被害者への初診料・診断書料等の公費負担制度の充実を図ります。

さらに、中長期的な見通しを立てて、京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を行えるよう、支援調整会議において、個別の支援計画を策定し、変化していく被害者のニーズに応じて計画の見直しを行いながら、被害者に寄り添い、心身に受けた影響からの回復を支援します。

(イ) 安全の確保

犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の情報を適切に取り扱うとともに、一時避難が必要な犯罪被害者等がホテル等に宿泊する場合の費用を公費で負担します。

また、DVや児童虐待被害者等の安全を確保するため、関係機関と連携して速やかに一時保護や施設等の入所による保護を行います。さらに、府営住宅の目的外使用による一時入居や新たな住居へ転居するための費用の一部を助成することにより、犯罪被害者等の安全を確保します。

(ウ) 保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援

犯罪被害者等に関わる職員に対し、犯罪被害者等へ十分な配慮がなされるよう、様々な機会を活用して、支援方法に関する研修・訓練を実施し、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を行います。

(エ) 刑事手続参加への支援の充実

犯罪被害者等が被害者参加制度等の刑事手続に適切に関与することができるよう、刑事手続や関係機関等の犯罪被害者等支援施策が掲載された、「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し、刑事手続等に関する必要な情報の提供を行います。

また、京都犯罪被害者支援センター等において、裁判の傍聴付添や代理傍聴のほか、検察庁や弁護士事務所等への付添等の支援を行います。

さらに、当事者として刑事裁判に参加するために必要な弁護士費用、裁判傍聴に係る旅費の一部助成を行い、京都弁護士会とも連携しながら、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図り、刑事手続参加への支援を行います。

(オ) 損害賠償請求に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の損害賠償の請求が適切かつ円滑に行うことができるよう、京都弁護士会と連携し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士による法律相談の案内及び申込手続の援助等を通じて、損害賠償請求に関する必要な情報を提供します。

また、前記「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し、損害賠償請求等に関する情報提供を行います。

(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談・支援体制の強化

犯罪被害と認識できない、周囲に対する伝え方が分からない、加害者や周囲の人との関係性等から被害を訴えることができずに被害が潜在化しやすい犯罪被害に対して、被害者等が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関が互いに連携しながら、早期発見・早期対応、再発防止のための取組を強化します。

(ア) 児童虐待被害者に対する支援の充実

児童虐待を受けた児童や被害少年等に対し適切な支援を行うため、京都府児童虐待防止ネットワーク会議を運用するとともに、児童相談所や関係機関、団体等が一貫したフォローアップ体制を強化し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止を図ります。

(イ) 性暴力被害者に対する支援の充実

性暴力被害者的心身の負担軽減とその回復を図り、被害の潜在化を防止するとともに、性暴力のない社会づくりを目指すため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）において、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等と連携した総合的な支援を実施します。

(ウ) ストーカー被害者等に対する支援の充実

ストーカー事案を早期に把握し、重大事件への発展を未然に防止するため、京都ストーカー相談支援センター（K S C C）における専門相談を実施し、ストーカー被害者等の安全確保に向けて迅速かつ的確に対応します。

また、一時避難が必要なストーカー被害者等がホテル等に宿泊する場合の費用を公費で負担するとともに、関係機関と連携して速やかに一時保護や施設等の入所による保護、新たな住居へ転居するための費用の一部を助成します。

(エ) DV被害者に対する支援の充実

DV被害者を支援するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談対応や一時保護、被害者の自立を支援する各種情報の提供を行うとともに、被害者の地域生活を支援する地域サポーターを養成します。

また、精神的被害からの早期回復のため、DV被害者のグループカウンセリングを実施するなど、犯罪被害者等の目線に立った支援を行います。

(オ) 家族等に対する支援の充実

直接的な被害を受けた犯罪被害者だけでなく、その家族や目撃者等の関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、関係機関等によるカウンセリング等の適切な支援を実施し、犯罪により多大な影響を被った関係者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援を行います。

(カ) 報道、インターネット等を通じて二次被害を受けた人への支援及び防止への取組

報道機関による過剰な取材等による二次被害を防止するとともに、二次被害により生じ、あるいは拡大した精神的被害の回復に向け、警察において、カウンセリングの実施、精神科等に通院する費用の公費負担等を行います。

犯罪被害者等が犯罪被害に起因してインターネット上の誹謗中傷を受けないよう、防止に向けた広報に取り組むとともに、二次被害を受けた場合には、相談の内容に応じて、京都府人権リーガルレスキュー隊をはじめ、インターネット上の様々な問題についての専門的な知識を有する相談窓口を紹介するなど、速やかな支援を行います。また、二次被害を受けた犯罪被害者等の状況に応じて、京都犯罪被害者支援センターにおいて、精神的被害の回復に向け、カウンセリング等の精神的ケアを行います。

(キ) 京都府自殺ストップセンターの支援の充実

犯罪被害等による心身の負担も自殺の要因となりうることから、京都府自殺ストップセンターにおいて電話相談を実施し、深刻な心の悩みを抱える方々を支援します。また、悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。

(4) 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組

犯罪被害者等がどこに住んでいても、安心して支援を受けられるよう、京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって支援する仕組みを構築するとともに、犯罪被害者等を支援する人材の確保と育成に努めます。

また、被害者が多数になるような大規模な事案が発生した場合に、直ちに支援の体制を整えることができるよう、関係機関と定期的に意見交換を行い、連携体制の強化を図ります。

(ア) 京都犯罪被害者支援センターへの支援

a. 運営等への支援

京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や各種事業の運営に対して補助するとともに、寄付型自動販売機の設置や寄附された古本等の売却収益を支援センターの活動資金として寄附することができる「ホンデリング」の取組を府内市町村、学校及び企業等へ働きかけるなど、その活動を積極的に支援し、併せて、その他の民間支援団体等との連携強化を図ります。

b. 計画的な支援員等の育成

犯罪被害者とその家族への主な支援は、ボランティアによって支えられていますが、支援にあたっては、専門的スキルとノウハウの習得が求められることから、全国被害者支援ネットワークの研修カリキュラムを活用した研修会への参加を支援するなど、相談員、支援員、ボランティア等の相談対応能力の向上と計画的な育成を図ります。

(イ) 犯罪被害者等支援調整会議及びコーディネーター（社会福祉士等）によるワンストップ支援体制の充実

自ら支援を求めることが困難な犯罪被害者等や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない犯罪被害者等へ支援を行うため、支援の現場である京都犯罪被害者支援センターにコーディネーター（社会福祉士等）を配置し、京都府、市町村、警察、京都犯罪被害者支援センター、京都弁護士会、京都府臨床心理士会、京都社会福祉士会で構成される支援調整会議を開催し、犯罪被害者等に応じた個別具体的な支援計画を策定するとともに、関係諸機関が一体となって犯罪被害者等へよりきめ細やかな支援を行っていきます。

また、支援調整会議を通じて得た知見を関係機関で共有し、犯罪被害者等支援全般にいかすとともに、更に関係機関のネットワークを広げ、支援体制の充実、強化を図ります。

(ウ) 市町村におけるワンストップ窓口等の充実

犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった際の市町村における窓口を一本化して、犯罪被害者等の置かれている状況とニーズを的確に把握し、関係課と調整を行い、ワンストップで包括的に支援することができるよう、「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成し、相談対応に必要な情報提供を行います。

また、犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」や研修用eラーニングツール(※)を活用するとともに、既存の支援制度の周知に努めます。

さらに、犯罪被害者等が複数の困難を抱え、警察、司法、福祉、医療等幅広い分野での知識を必要とする場合においては、本人同意の下、支援調整会議による協議を行うなど、市町村の支援の充実等に協力します。

※ 「研修用eラーニングツール」とは、犯罪被害者やその家族が被害後に直面する困り事や利用できる支援制度など、社会資源情報を知ることができるツールをいう。

(エ) 大規模な事案における支援の充実

犯罪により多数の死傷者が生じるなど、大規模な事案が発生した場合には、京都府、市町村、警察、民間支援団体等が一体となって必要な支援を行うため、支援調整会議を開催して、緊急に行う必要がある態勢を整え、当該態勢の下に支援を実施します。

また、京都府が主導して、国、市町村、府民、事業者、学校等、民間支援団体等と連携・協力して、義援金を募集し、犯罪被害者等への配分等、必要な施策を実施します。

(オ) 府内に住所を有しない人等への支援

府内に住所を有しない人が府内で犯罪被害を受けた場合、民間支援団体等関係機関と連携して、犯罪被害者等が居住する都道府県の総合的対応窓口や民間支援団体へ情報提供を行うなど、必要な支援を行います。

(カ) 人材の確保及び育成

a. 専門的スキルを持つ人材の確保

京都府における支援従事者の裾野を広げるため、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士やそうした知識や技術を学ぶ学生等が被害者支援に関心を持ち、支援に関与してもらうための働きかけを積極的に行い、専門的スキルを持つ新たな人材の確保に努めます。

b. 研修による人材の育成及び二次受傷防止対策

警察及び民間支援団体等の担当者と合同で市町村担当者研修会を開催し、市町

村を含めたワンストップでの相談及び支援を実践する人材を育成するとともに、支援活動を通じて心理的外傷等の二次受傷を負わないための対策を実施する等、支援者自身のリスクの軽減を図ります。

(5) 犯罪被害者等を社会全体で支える気運醸成への取組

犯罪被害に遭って、支援が必要であるときにも声を上げられない犯罪被害者等を置き去りにしないために、犯罪被害者等が助けを求めやすい環境を整備するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況を府民一人ひとりが自分事として理解し、寄り添い、社会全体で支える気運の醸成を図ります。

(ア) 二次被害を生じさせない配慮、教育、広報の促進

a. 犯罪被害者等の置かれた状況に対する理解

犯罪被害者等の置かれた状況や、二次被害を生じさせない配慮、犯罪被害者等支援の重要性等について、犯罪被害者等支援に携わる市町村担当者、被害児童等の対応を行う教職員への周知、事業者等に対する広報を実施します。

b. 支援の現場における「トラウマインフォームドケア」の視点の浸透

犯罪や虐待等の被害により、人や社会への安心感や安全感、信頼が崩れ落ち、その影響が心身の行動に現れる被害者のトラウマをよく理解し、配慮した関わり方ができるよう「トラウマ（心的外傷＝心の傷）に配慮したケア」について、被害者や子どもに関わる人が学ぶ機会を提供します。

(イ) 学校等における児童生徒等の犯罪被害者等への理解の促進

人とのつながりの大切さ、自分や他者のいのちの大切さを感じ、被害者にも、加害者にもならないという規範意識を育むため、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識や技能を有する京都府犯罪被害者支援アドバイザー等による「いのちを考える教室」を府内の中学校・高等学校等で引き続き実施します。

また、学生等の「生命のメッセージ展」開催・運営への参画の働きかけや各自で学べる教育用eラーニングツールの周知など、犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、さらには二次的な被害についての正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解の促進を図る学習活動を充実させます。

(ウ) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

犯罪被害者等の置かれた状況や、二次被害を生じさせない配慮、犯罪被害者等支援の重要性等について、府民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える

気運を醸成するため、「生命のメッセージ展」や「いのちを考える教室」を開催します。

また、府民だより等による発信や人権フォーラム、府民交流フェスタで啓発を行うとともに、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等の期間を利用し効果的な広報啓発活動を実施します。

（エ）各種相談窓口・支援窓口の広報、情報アクセシビリティの向上等

a. 各種相談窓口・支援窓口の広報

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、京都犯罪被害者支援センターの相談窓口、警察総合相談室や性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」、レディース相談、ヤングテレホン、京都ストーカー相談支援センター（K S C C）等の警察関係相談窓口、京都府犯罪被害者サポートチーム専用電話、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都S A R A）の相談窓口、各市町村における相談窓口、外国語で対応可能な相談窓口の周知を進めます。

また、担当業務が異なる窓口に相談があった場合でも、犯罪被害者等支援の窓口につながるよう、窓口認知度向上のための周知を図ります。

b. 情報アクセシビリティの向上等

国籍、年齢、障害の有無等に関係なく、誰もが必要とする支援に関する情報を円滑に取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、特性に配慮した意思疎通支援の充実等を図ります。

～ 第5章 計画の推進～

1 推進体制の整備

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

(ア) 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進

安心・安全まちづくり条例第5条の規定に基づき、知事を本部長とする「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」が、犯罪のない安心・安全なまちづくりの総合的な施策を推進するための体制と位置付けられています。

この計画を推進するため、本部員がそれぞれの役割を踏まえつつ、地域の実状に応じた犯罪防止のための活動が行われるよう、地域・団体等からの意見等も踏まえ、推進本部と地域の防犯活動が結び合うよう工夫とともに、専門家の意見も聴きながら進めていくものとします。

(イ) 京都府による計画の推進

京都府では、府民が自ら参加して進める犯罪のない安心・安全なまちづくりへ向け、幅広い分野にわたる安心・安全なまちづくりのための横断的な組織として「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部府内連絡会議」を中心にして、総合的・具体的な施策を推進します。

(ウ) 市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携

自主的な防犯活動を行っている防犯関係ボランティアやNPO等の取組が一層促進されるよう、府民協働防犯ステーションを核として連携・協力をを行うとともに、子育て支援等様々なNPO活動の中に防犯の視点を取り入れられるよう連携を進めます。

また、計画を推進するに当たっては、地域住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、関係情報の入手をはじめとして市町村と緊密に連携するとともに、市町村の犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する事業の促進や情報提供等を行います。

(エ) 「セーフコミュニティ」^(※)による推進

事故や犯罪などは、防止のためのプログラム作成と実施により予防可能であるというセーフコミュニティの考え方に基づいて、データ等に基づき地域の課題を抽出し、その原因を究明することにより、京都府、市町村、地域住民、NPO、関係民間団体など、既存の多くの主体の協働により、全ての府民が健やかで元気に暮らすことができるまちづくりを進めます。

※ 1970年代にスウェーデンの地方都市で始まった「安全なまちづくり」の取組。北欧の

周辺国を経て世界の各国に広がり、1989年に認証制度開始。世界で400以上の自治体やその一部が認証されており、亀岡市が平成20年に日本で初めてWHOの認証を取得

(才) 大学等と連携した推進

大学のまち京都の特性をいかし、地域社会の一員としての大学・学生防犯活動が促進されるよう、京都府大学安全・安心推進協議会等との連携を強化します。

また、犯罪に関する科学的データ分析や新たな検討課題等、犯罪のない安心・安全なまちづくりにつながる研究を大学や学会等と連携して、継続して推進します。

(力) 企業等と連携した推進

重要な地域の一員として地域と協働して活動していただける「京都府地域の安心・安全サポート事業所」をはじめとした企業・事業者や京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会等の団体との連携を推進します。

(2) 再犯防止施策の推進

(ア) 京都府再犯防止推進ネットワークによる推進

再犯防止施策の推進については、当事者の課題を共有する研修会や分野別の各種協議会等の参画団体である刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関等とのネットワークをいかして、地域の実状に応じた支援等の取組を推進します。

(イ) 京都府による計画の推進

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」において、再犯防止施策を推進するためのテーマ別会議を設置し、刑事司法機関等と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて推進するとともに、「出口」支援の強化と併せて刑事手続の「入口」段階における処遇の改善へ向け、現場で当事者に接する機会の多い警察と市町村及び福祉団体等との連携を強化します。

(ウ) 市町村や関係機関との連携

これまでDV、児童虐待、非行防止、薬物乱用防止等の各分野において取組を実施してきたところ、何らかの理由により適切な支援につながってこなかつたことに起因して、犯罪や非行をした人が、再び犯罪に関わることがないように、国、市町村、警察、保健医療・福祉関係機関や民間協力者等と連携し、重層的な支援を実施します。

(3) 犯罪被害者等の支援

(ア) 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

被害者等のニーズに応えるため、「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」の会員である行政、警察、民間支援団体等が各々の業務について認識を深めて情報交換を行うことにより、各種支援活動を効果的に推進するとともに、その各種活動を通じて支援の重要性を啓発することで、被害者支援に係る社会環境を醸成します。

(イ) 京都府による計画の推進

「京都府犯罪被害者等支援条例」の施行を契機として、被害者等への支援を具体的な項目として計画に掲げ、それぞれの課題を明確にして施策を進めます。

また、新たに設置した支援調整会議を通じて関係機関の連携を強化するとともに、支援を通じて得た気付きや支援サービスの掘り起こしを関係機関と共有し、被害者等へのよりきめ細やかな支援の充実を図ります。

(ウ) 市町村や関係機関との連携

複雑多岐にわたる犯罪被害者等が抱える課題に対して、京都犯罪被害者支援センターに配置したコーディネーター（社会福祉士等）を中心に、関係機関が一堂に会して支援計画を協議する支援調整会議に市町村職員が中長期的支援の主体者として参画することにより、刑事手続等専門的知識を要する被害者の相談に対する担当者の不安を解消するとともに、支援機関と市町村の関係課とのネットワークを構築し、更なる支援の充実を図ります。

2 施策の実施

計画の推進に当たっては、第1章に定める「施策の基本」に基づき、重点事項に関する施策を中心に、効果検証やその結果に基づく施策の見直しを継続して行うマネジメントサイクルの確立が求められています。

また、計画の進捗状況については、重点事項に関する事業を軸として、様々なデータの分析のほか、事業担当者だけでなく、事業受益者からの声等を踏まえて、毎年度、外部委員と担当行政機関で評価し、課題に応じた改善策を検討する体制を構築します。

(参考資料1) 2018(平成31)年以降に制定・施行・改正された法律等

法律の名称	主な内容	公布・施行等
民法（一部改正）	成年年齢の18歳への引下げ、女性の婚姻年齢の18歳への引上げ	H30.6.20公布 R4.4.1施行
児童福祉法及び児童虐待防止法の一部を改正する法律	児童等保護への司法関与強化	H29.6.21公布 H31.4.2施行
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	障害者の活躍の場の拡大に関する措置。国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置	R1.6.14公布 R2.4.1施行
子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	目的、基本理念の充実、大綱の記載事項の拡充等、市町村による貧困対策計画の策定、具体的施策の趣旨の明確化等	R1.6.19公布 R1.9.7施行
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律	児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置	R1.6.26公布 R2.4.1等施行
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	地域共生社会の実現を図るため、地域特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設等	R2.6.12 公布 R3.4.1 施行
ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律	「つきまとい」に当てはまる規制対象行為を追加 G P S 機器等を用いた位置情報の無承諾取得等についても規制対象行為	R3.4.28 公布 R3.8.26 施行等
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律	発信者情報の開示を一つの手続で行うこと可能とする「新たな裁判手続」創設 ログイン型投稿における発信者情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等	R3.4.28 公布 R4.10.1 施行
少年法等の一部を改正する法律	18・19歳を「特定少年」として引き続き少年法適用、原則逆送対象事件の拡大、推知報道の一部解禁	R3.5.28 公布 R4.4.1 施行
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止とその定義、及び防止について明記	R3.6.4 公布 R5.4.1 施行

法律の名称	主な内容	公布・施行等
強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律	「強制労働の廃止に関する条約」を締結するため、国内法を整備するもの	R3.6.16 公布 R3.7. 6 施行
児童福祉法の一部を改正する法律	市町村におけるこども家庭センターの設置	R4.6.15公布 R6.4.1施行（予定）
こども家庭庁設置法	内閣府の外局として、こども家庭庁を設置	R4.6.22 公布 R5.4.1 施行
こども基本法	・支援の総合的・一体的提供の体制整備 ・こども政策推進会議の設置	R4.6.22 公布 R5.4.1 施行
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）	・女性相談支援センターの設置 ・多様な支援を包括的に提供する体制を整備	R4.5.25 公布 R6.4.1 施行（予定）
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（議員立法）	・国や地方公共団体に対し、障害者からの相談対応に当たっての配慮 ・障害者に対し、障害の種類・程度に応じて情報提供することを配慮 等	R4.5.25 公布 公布日施行
刑法の一部を改正する法律	・拘禁刑の創設 ・刑の執行猶予制度の拡充 ・侮辱罪の法定刑の引上げ	R4.6.17 公布 R4.7.7 施行
個人情報保護法の一部を改正する法律	・個人データについて、利用停止や消去等を請求する場合の対象要件が緩和 ・第三者提供記録についての開示請求が可能	R2.6.12 公布 R4.4.1 施行
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律	・クロスボウ所持の禁止と所持許可制の導入	R3.6.16 公布 R4.3.15 施行
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	・保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化 ・協議会の法定化 等	R5.5.19 公布 R6.4.1 施行（予定）
孤独・孤立対策推進法	・国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、基本理念、国等の責務、基本的施策、推進体制を規定	R5.6.7 公布 R6.4.1 施行（予定）
刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律	・性犯罪の構成要件を改め、不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪の処罰規定を整備 ・性的同意年齢の引上げ ・性犯罪の公訴時効期間を延長 等	R5.6.23 公布 R5.6.23 等施行

(参考資料2) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりにおける関連計画等

計画名	所管課	内容
京都府人権教育・啓発推進計画(第2次) (計画期間:平成28~令和7年度)	人権啓発推進室	人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すもの
京都府男女共同参画計画 - KYOのあけぼのプラン(第4次) (計画期間:令和3~令和12年度)	男女共同参画課	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を総合的に推進するため、「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」第14条の規定に基づき策定
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次) (計画期間:平成31~令和5年度)	男女共同参画課	配偶者等からの暴力に關し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現をめざすため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)」第2条の3の規定に基づき策定
京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画 (計画期間:令和4~令和6年度)	消費生活安全センター	安心・安全な消費生活の実現を目指して、京都府消費生活安全条例(平成19年京都府条例第9号)第7条の規定に基づき、消費生活施策を計画的に推進することを目的に策定しているもの
京都府子ども・子育て応援プラン (計画期間:令和2~令和6年度)	こども・青少年総合対策室	子どもが社会の宝として、地域の中であたたかく見守られ、子どもの生き活きとした姿と明るい声が響きわたり、次代を支える若い世代が結婚の希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができる環境、子どもが健やかに育つことが喜びあえる社会を実現するための施策を推進するもの
児童虐待の防止と援助のためのネットワーク指針(京都府児童虐待防止ネットワーク会議)	家庭支援課	関係機関からなるネットワークを構築し、府全域における児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応体制の強化を目的に設置
第2次 京都府子どもの貧困対策推進計画(計画期間:令和2年度~令和6年度)	家庭支援課	子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していく社会の実現を目指し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」第9条の規定に基づき策定
第10次京都府高齢者健康福祉計画 (計画期間:令和3年度~令和5年度)	高齢者支援課	高齢者人口がピークを迎える2040年、一方で、生産年齢人口の減少が見込まれることを見据え、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進

		や介護人材の確保、介護現場の生産性向上を図るために、京都府が目指す基本的な政策目標と、その実現に向けて取り組む諸施策を定める
第3次京都府地域福祉支援計画 (計画期間:平成31～令和5年度)	地域福祉推進課	地域共生社会を構築するため、京都府の地域福祉を進めるうえでの基本理念と取組方向を定めたもの ※第4次京都府地域福祉支援計画 (計画期間:令和6～令和10年度)
第2次京都府自殺対策推進計画 (計画期間:令和3～令和7年度)	地域福祉推進課	京都府自殺対策に関する条例(平成27年京都府条例第20号)第9条の規定による、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するための計画
第4期京都府障害者基本計画 (計画期間:令和2年度～令和5年度)	障害者支援課	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項の規定に基づき策定する、京都府が講じる障害者施策に関する基本的な計画。
第6期京都府障害福祉計画、第2期京都府障害児福祉計画 (計画期間:令和3年度～令和5年度)	障害者支援課	障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第89条第1項の規定、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の22第1項の規定に基づき策定する、京都府が講ずる障害者施策に関する計画で、「京都府障害者基本計画」の実施計画として位置付け
京都府依存症等対策推進計画 (計画期間:令和3年度～令和8年度)	障害者支援課	依存症及びアルコール健康障害に係る対策を、本府の実情に即して、発生から進行、再発の各段階に応じて推進するため策定
京都府住生活基本計画 京都府賃貸住宅供給促進計画 (計画期間:令和3年度～令和12年度)	住宅課	【京都府住生活基本計画】 住生活基本法(平成18年法律第61号)に基づき、府民の住生活の安定及び質の向上に関する基本的な計画として定めたもの 【京都府賃貸住宅供給促進計画】 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき、府内の住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進を目的として策定
交番・駐在所等の機能充実・強化プラン (平成18年7月)	警察本部警務課・地域課	交番・駐在所等の機能を充実・強化し、地域の防犯力の向上を府民と警察が協力・協働して推進するため策定
第2期京都府教育振興プラン (計画期間:令和3～令和12年度)	教育委員会 総務企画課	教育基本法(平成18年法律第120号)において地方公共団体が定めるよう努めることとされている「教育振興基本計画」であり、長期的な展望に立って、京都府の教育の目指す方向及びその実現に向けた総合的な教育施策を明示し、「京都府ならではの教育」を進めていくための指針となるもの

(参考資料3) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会

1 委員名簿

氏名	所属
阿部 千寿子	京都先端科学大学経済経営学部准教授
石塚 伸一	龍谷大学名誉教授
久保井 純子	N P O 法人京都府就労支援事業者機構事業所長
黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部教授
桑村 信慶	京都府保護司会連合会会长
小林 稔	京都府地域生活定着支援センター長
柴田 勝久	与謝野町総務課長（京都府町村会）
諫訪 真之	京都市保健福祉総務課労務・調整担当課長
高橋 みどり	京都弁護士会
谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部教授
椿原 正人	京都府防犯推進委員連絡協議会会长
中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会相談役
平井 紀夫	京都犯罪被害者支援センター副理事長
藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
溝川 眞司	有限会社空海コーポレーション代表取締役
道本 明典	八幡市総務部長（京都府市長会）
三井 俊和	一般社団法人関西 I C T 協会理事、京都府警察ネット安心アドバイザー
森田 里佳	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会事務局次長
山本 紫乃	学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」

(敬称略)

2 検討経過

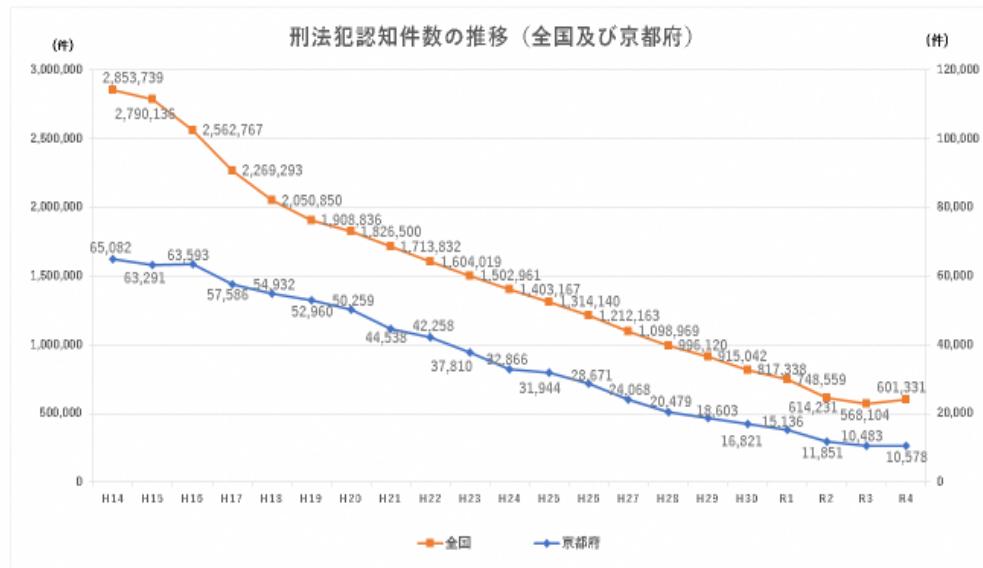
	日時	会場	テーマ
第1回	令和5年6月7日（水）	京都府公館	現行計画に基づく取組状況、現状と課題に関する意見交換
第2回	令和5年8月1日（火）	京都府公館	防犯まちづくり及び再犯防止に係る意見交換
	令和5年8月4日（金）	京都府公館	犯罪被害者支援に係る意見交換
第3回	令和5年10月4日（水）	京都府公館	改定計画中間案に係る意見交換
第4回	令和6年1月26日（金）	京都府立京都学・歴彩館	改定計画最終案に係る意見交換

(統計資料) 京都府における犯罪情勢等

(1) 刑法犯認知件数 (全国及び京都府)

刑法犯認知件数は、平成14年をピークに以降減少してきたが、令和4年は戦後最少となった令和3年よりも増加。

コロナ禍の行動制限の解除や社会経済活動の活発化など、人流の増加が一定程度影響



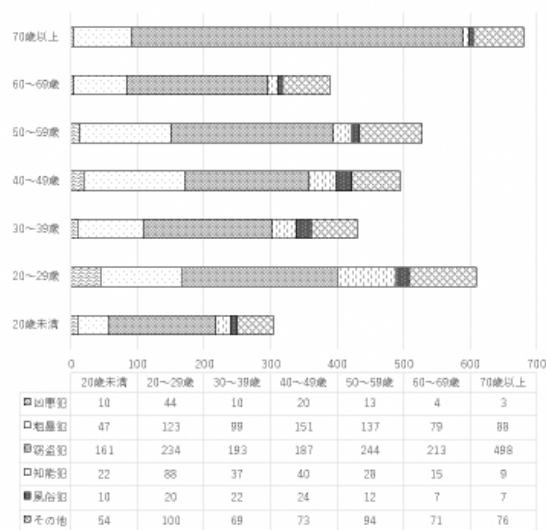
参考：京都府警察本部資料

(2) 府内刑法犯検挙人員数 (年齢別・罪種別内訳)

京都府の刑法犯年齢別検挙人員推移



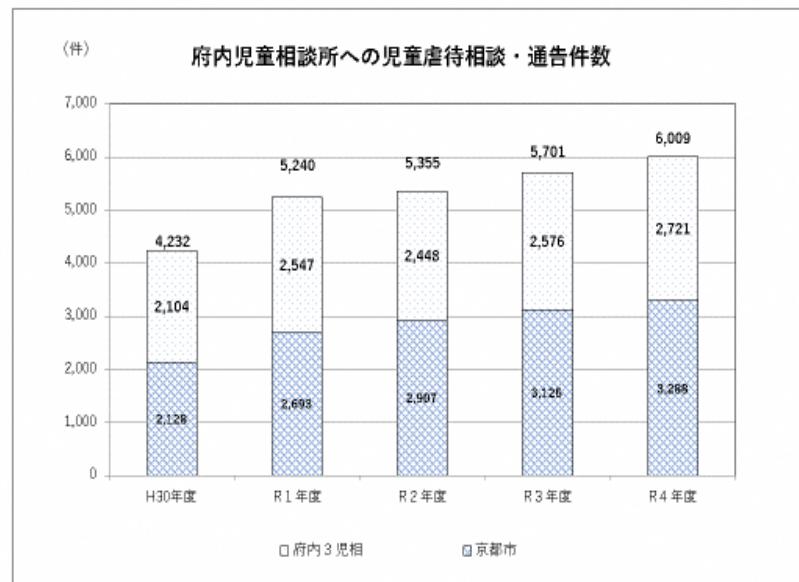
京都府の刑法犯検挙人員罪種内訳 (令和4年)



参考：京都府警察本部犯罪統計書

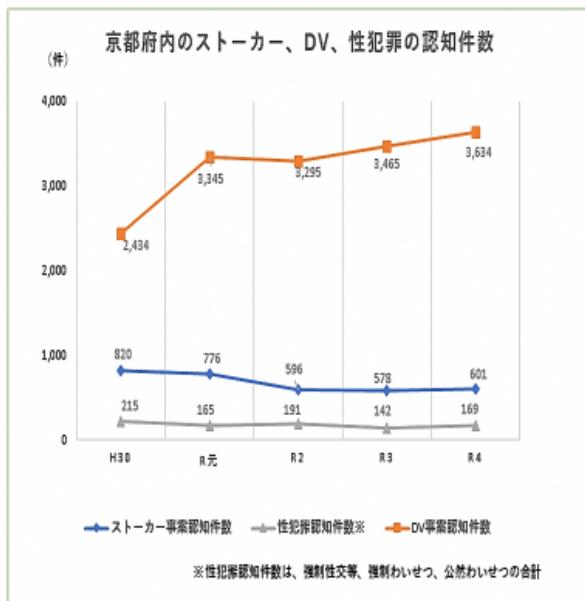
(3) 児童虐待

京都府内において、児童虐待に関する相談・通告件数は年々増加しており、内容別では、子どもの面前で行われた配偶者間の暴力、DVによる「心理的虐待」に関する警察からの通告が特に増加している。

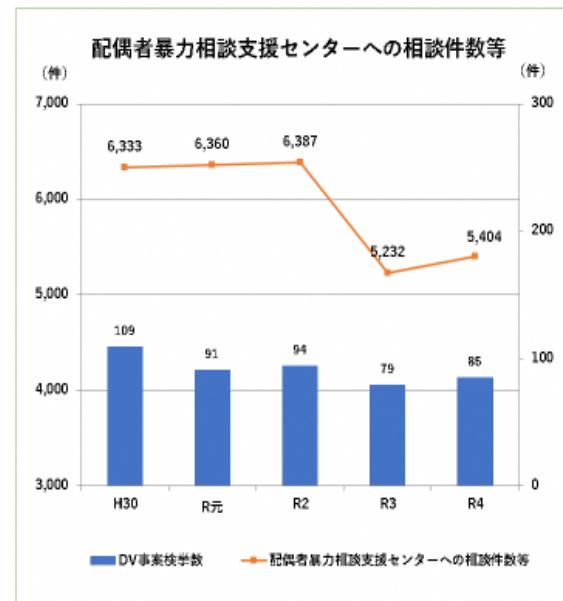


参考：京都府健康福祉部及び京都市子ども若者はぐくみ局資料

(4) ストーカー、DV、性犯罪

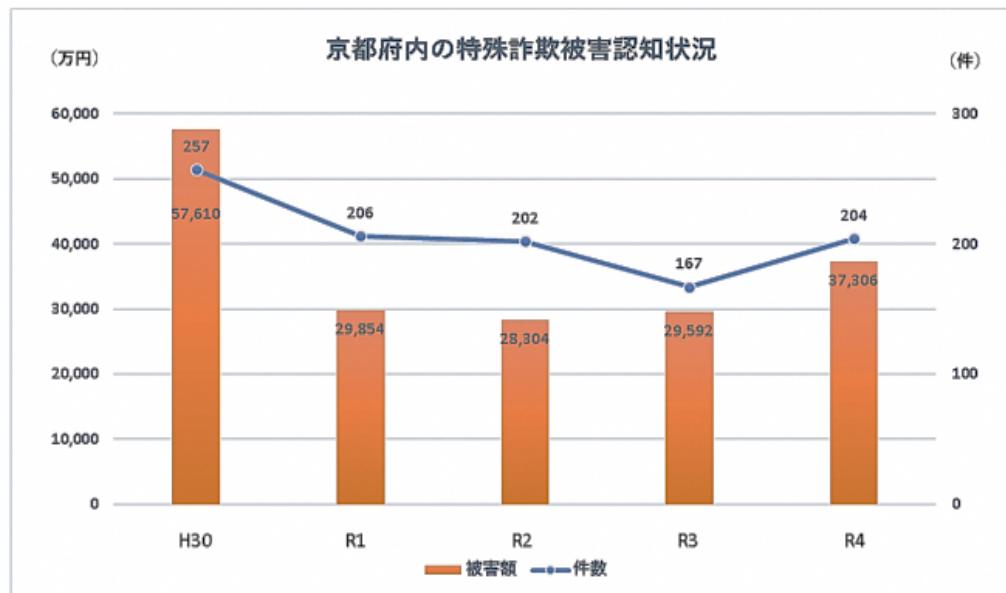


参考：京都府警察本部資料



(5) 特殊詐欺

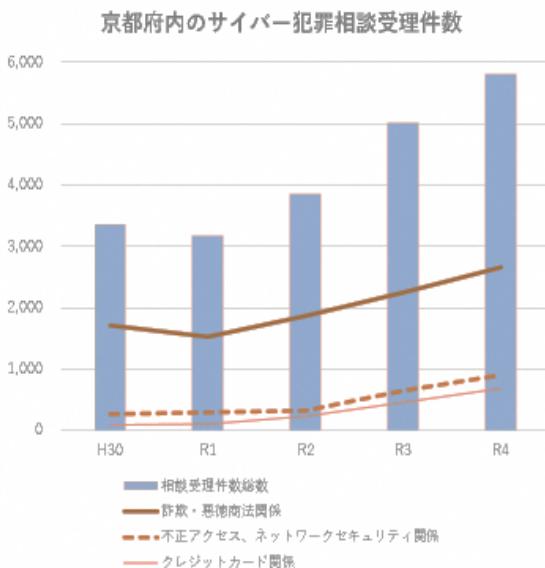
令和4年中の京都府内特殊詐欺の認知件数は204件で前年比37件の増加、被害額は3億7,306万円で前年比7,713万円の増加と2年連続で増加しており、深刻な状況



参考：京都府警察本部資料

(6) サイバー犯罪

令和4年中の府警察本部におけるサイバー犯罪の相談受理件数は、5,808件で5年前の1.7倍となっており、中でも、増加が著しいのは、クレジットカード番号盗取等（7.8倍）、不正アクセス・ネットワークセキュリティ（3.4倍）、詐欺・悪徳商法（1.6倍）

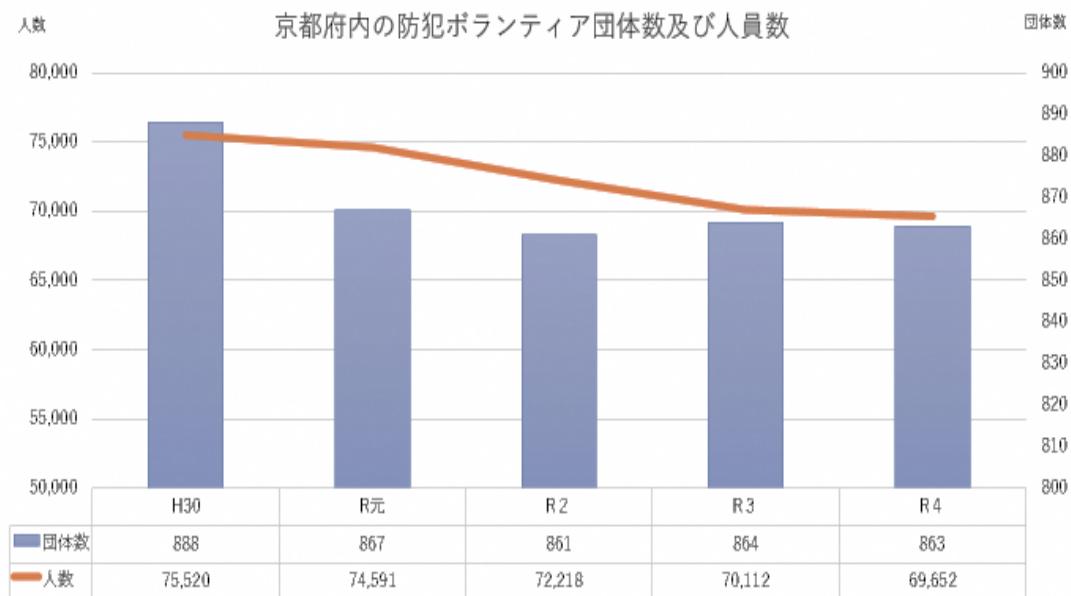


	内訳	H30	R1	R2	R3	R4
詐欺・悪徳商法関係		1,712	1,533	1,864	2,253	2,658
ネットオークション関係		86	36	31	51	25
名誉棄損・誹謗中傷関係		216	225	293	324	229
児童ポルノ流布等特定の児童に係る被害関係		10	7	14	20	12
不正アクセス、ネットワークセキュリティ関係		266	301	333	645	912
クレジットカード犯罪関係		88	103	238	456	682
コンピュータ・ウイルス関係		42	60	60	70	80
迷惑メール・スパムメール関係		117	139	141	80	82
違法有害なホームページ・掲示板等通報		445	310	342	363	464
その他		380	454	536	751	664
合計		3,362	3,168	3,852	5,013	5,808

参考：京都府警察本部資料

(7) 防犯ボランティア

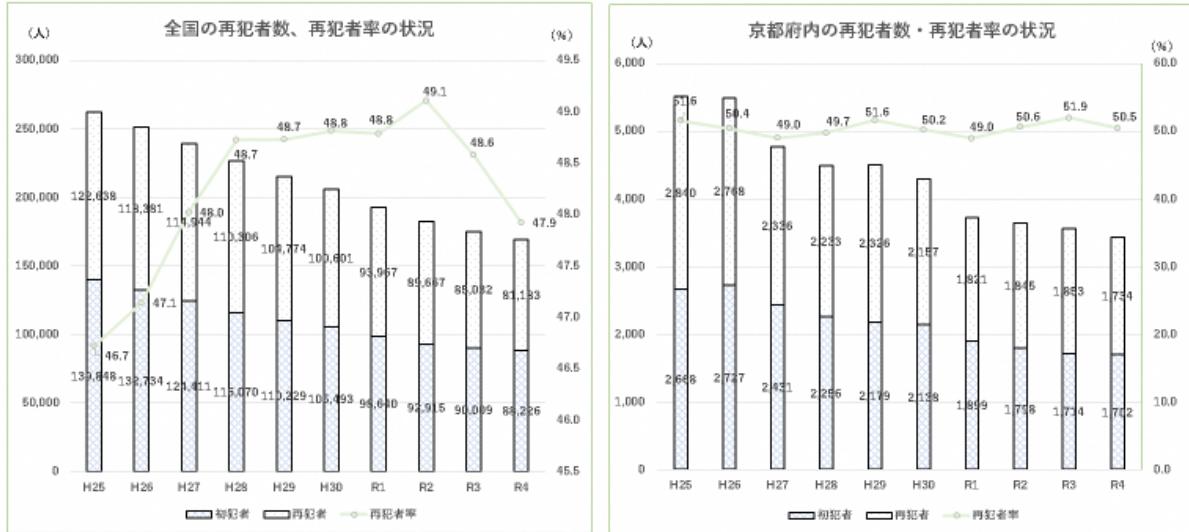
京都府内の防犯ボランティアの人数は年々減少しており、5年前と比較すると7.8%の減少となっている。



参考：京都府警察本部資料

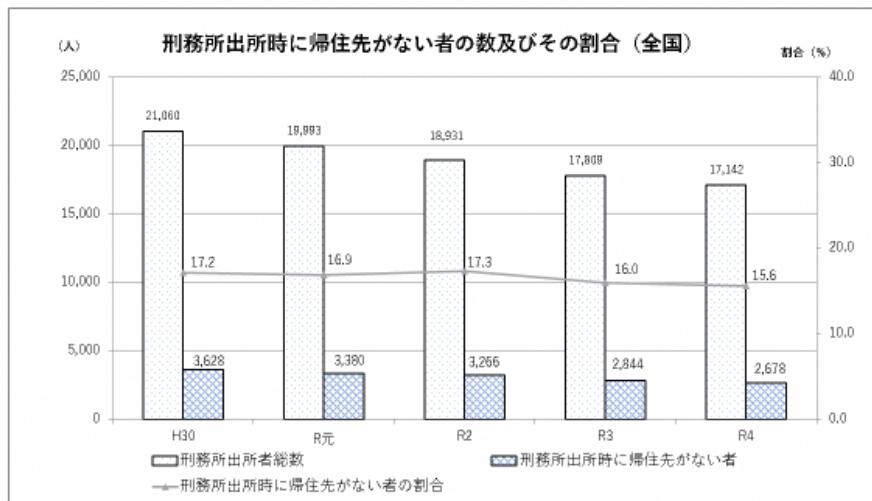
(8) 再犯者数

京都府内の刑法犯検挙者中の再犯者数は減少しており、再犯者率は約5割でほぼ横ばいで推移している。



(9) 刑務所出所時の帰住先

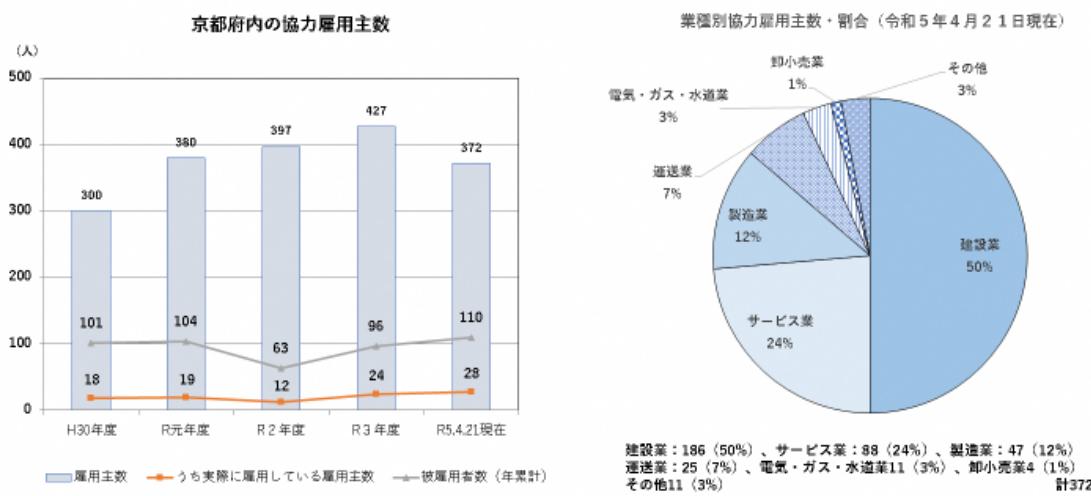
刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、過去5年間は約16%前後で推移しており、令和4年は15.6%と前年(16.0%)よりも0.4ポイント減少したが、一定の割合で存在している。



参考：再犯防止推進計画の参考指標に関するデータ（法務省資料）

(10) 協力雇用主の推移

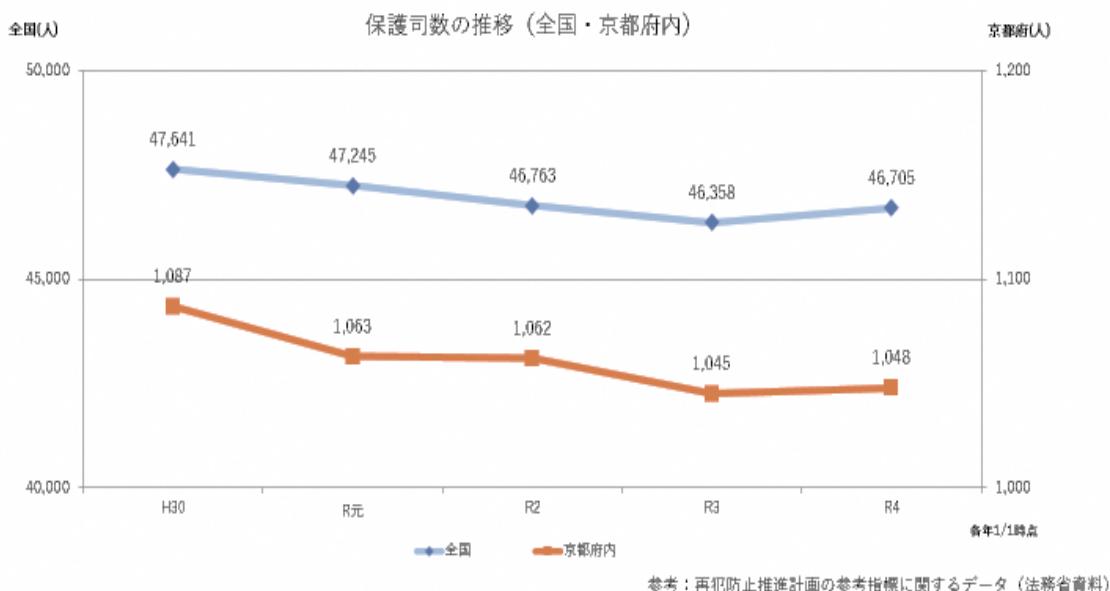
京都府内における協力雇用主は、令和5年4月時点では372社で業種別では、建設業が約5割を占める。



参考：京都府保護観察所資料

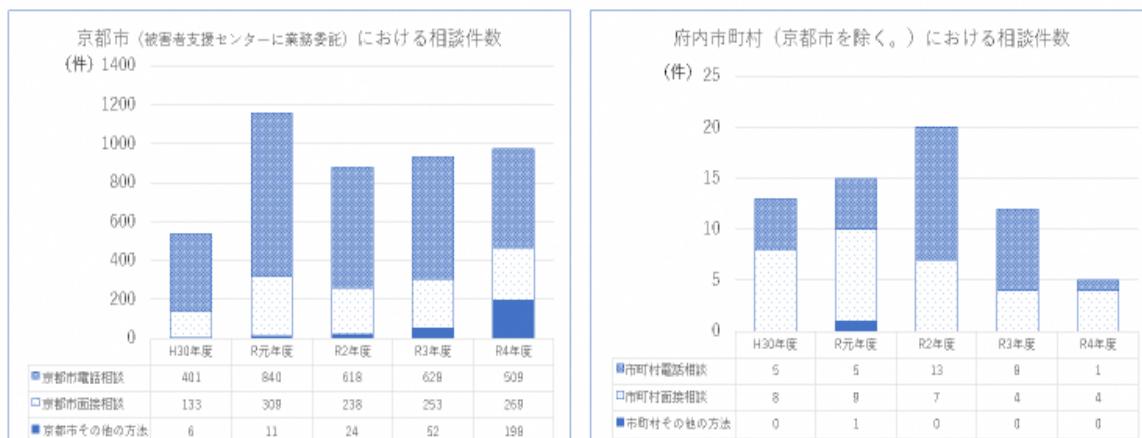
(11) 保護司数の推移

京都府内の保護司の人数は全国的な動きと同じく、年々減少しているところ、令和3年度から、保護司活動の年齢の上限が76歳から78歳に引き上げられたことから、令和4年は微増しているが、高齢化は顕著な状況



(12) 市町村における被害者からの相談等

京都府内市町村窓口に被害者等が相談や見舞金の申請に訪れるケースは、かなり少ない状況である。
(※京都市については、市の窓口ではなくセンターに業務を委託していることから、他の市町村と前提が異なる。)



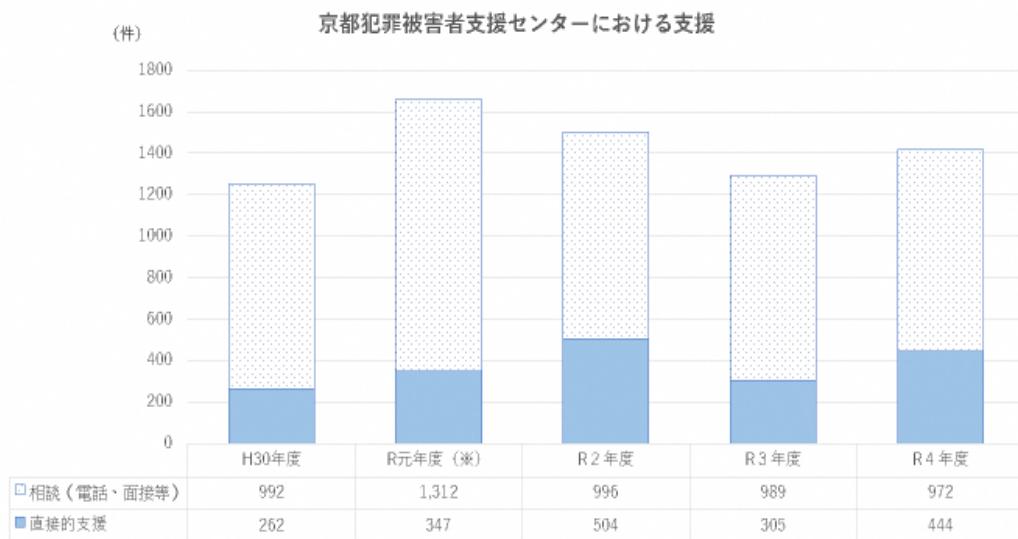
【見舞金等の支給状況】

R元年度は京アニ事件により、
京都市、宇治市で大幅に増加

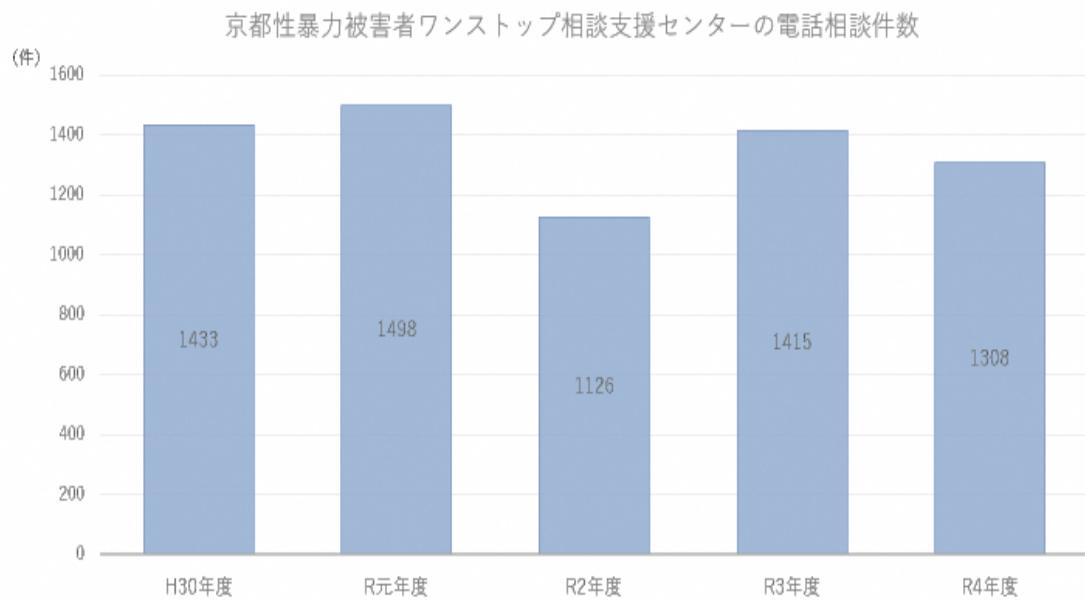
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
府内市町村見舞金等総数	2件／20万円	26件／640万円	12件／250万円	5件／130万円	6件／140万円
内訳					
京都市生活資金給付金	0件／0円	9件／270万円	6件／180万円	3件／90万円	3件／90万円
市町村見舞金	2件／20万円	17件／370万円	6件／70万円	2件／40万円	3件／50万円

(13) 京都犯罪被害者支援センターにおける相談等

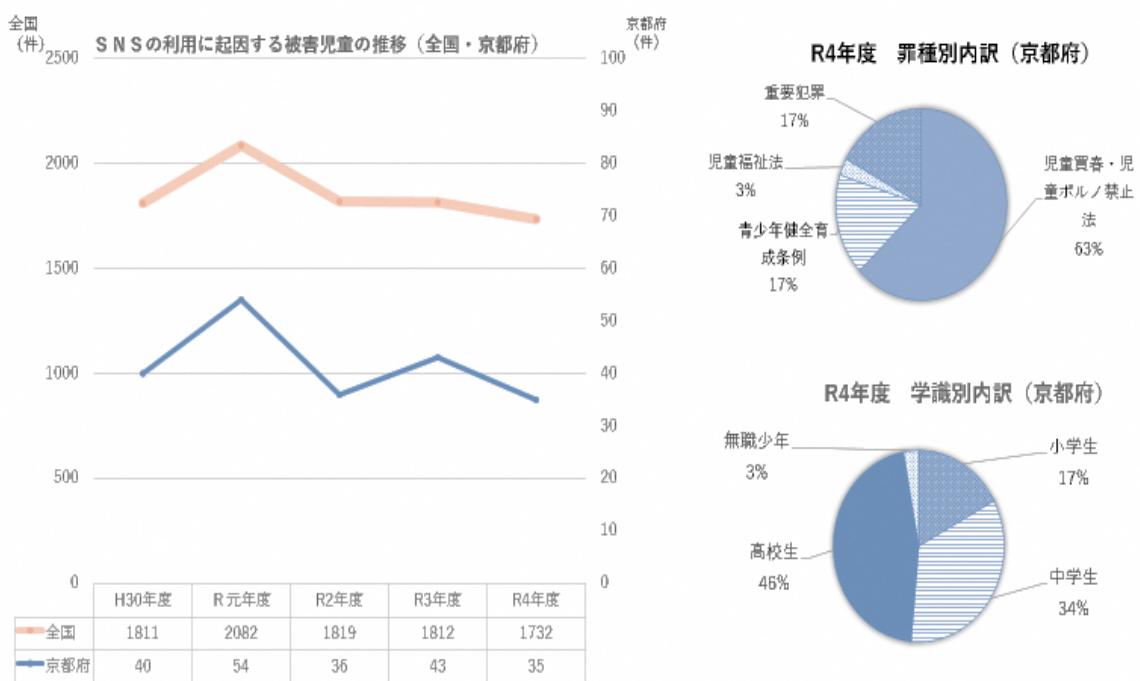
京都犯罪被害者支援センターにおける支援では、令和元年度から令和2年度は、京都アニメーション放火事件のために急増。近年は、病院や裁判への付添等の直接的支援が増加傾向にある。



(14) 性暴力被害に関する相談等



(15) SNSの利用に起因する子どもの被害



宇治市第5次防犯推進計画 策定スケジュール

年月	R7			議会・その他	総務委日程
	防犯推進計画改定委員会		安全・安心まちづくり推進会議		
6月		25日	第1回 安全・安心まちづくり推進会議		
7月					
8月					
9月					
10月	20日	第1回 改定委員会 ・宇治市第5次防犯推進計画の策定について	28日 第2回 安全・安心まちづくり推進会議 ・宇治市第5次防犯推進計画の策定について	上旬 総務常任委員会文書報告 (委員会設置・開催)	
11月	25日	第2回 改定委員会 ・第1回委員会、第2回安会議等の意見を踏まえ 素案の提示、検討		庁内各課に意見照会 ・改定委員会と並行で実施	11月10日
12月				15日 総務常任委員会報告 下旬 (初案・パブリックコメント前) パブリックコメント実施	12月15日
1月				パブリックコメント〆切	
2月	未定	第3回 改定委員会 ・パブリックコメント結果を報告 ・最終案の提示			
3月		未定	第3回 安全・安心まちづくり推進会議	上旬 総務委員会報告 ・パブリックコメント結果・最終案	3月未定